下巻

放射線による健康影響等に関する 統一的な基礎資料

# 東京電力福島第一原発事故と その後の推移(省庁等の取組)

# 令和2年度版

環境省 放射線健康管理担当参事官室 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構



# はじめに

東京電力福島第一原子力発電所事故からの住民の皆様の一日も早い生活再建や地域の再生のため、早期帰還支援と新生活支援の両面の対策が進められています。

令和3年3月11日に東日本大震災から10年目を迎えました。令和2年3月に双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示解除に伴い、帰還困難区域を除いて全ての避難指示が解除され、また、双葉町、大熊町、富岡町で帰還困難区域内に設定された特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示が解除されるなど、復興は着実に進展しつつあります。帰還した住民の皆様が事故により放出された放射性物質による健康不安を抱えることなく、円滑に生活を再建するためには国や関係自治体による健康問題への対応や、正確で時宜に応じたわかりやすい情報の提供が重要です。

国としては、これまで「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」に基づき、正確で分かりやすい情報の発信、少人数(1対1・車座)によるリスコミの強化などの取組を推進してきました。

環境省大臣官房環境保健部放射線健康管理担当参事官室は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の協力を得て、有識者の方々の協力を受けながら、放射線の基礎知識と健康影響に関する科学的な知見や関係省庁の取組について収集整理を行い、統一的な基礎資料をまとめてきました。

これまでにデータの更新、最新の情報の取り入れなどの見直しを行い、今回で初版発行から8回目の改訂となりました。監修にご協力いただいた方々に深く感謝いたします。

本資料は、環境省の運営する放射線による健康影響に関する情報を一元的に整理したポータルサイト\*に掲載しています。ダウンロードして研修や授業にお使いただくなど、様々な場において活用いただければ幸甚に存じます。

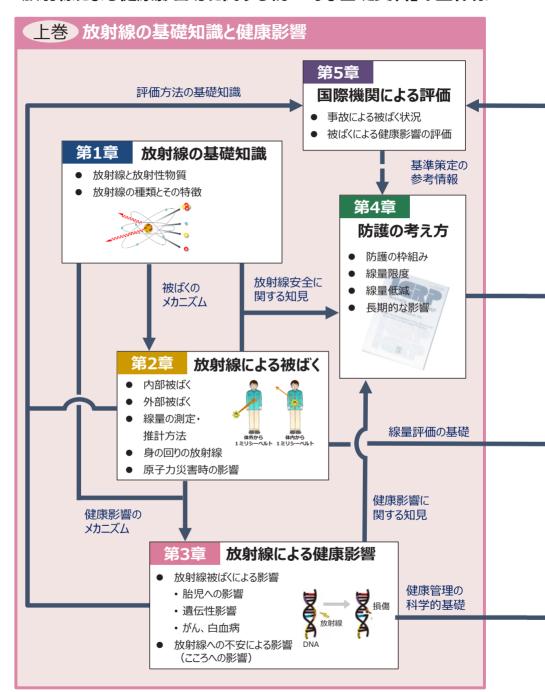
令和3年3月31日

環境省 大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室 国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

\* 放射線による健康影響等に関するポータルサイト https://www.env.go.jp/chemi/rhm/portal/



# 「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」の全体像



本資料は放射線の基礎知識と健康影響に関する科学的な知見や関係省庁の取組について、 1項目につき1ページでまとめています。

# 下巻 東京電力福島第一原発事故とその後の推移 (省庁等の取組)

評価のための 第6章 事故の状況 情報 東京電力福島第一原子力発電所事故の状況 事故直後の取組 廃炉に向けた取組 取組の背景 事故を受けた対応、取組 環境モニタリング 事故による影響、汚染の広がり 空間線量率の分布 基準や指針、▮ 放射性物質の沈着状況 法令の根拠 第8章 食品中の放射性物質 測定の流れ〉 稲 切 〉秤 量 〉測 定 〉解 析 基準値と検査の結果 放射性物質濃度低減の ための取組 第9章 事故からの回復に向けた取組 避難指示区域の変遷 環境再生の取組 除染 • 除去土壌や廃棄物の処理と中間貯蔵施設 第10章 健康管理 内部被ばく検査 県民健康調査 • 基本調査(外部被ばく こころの健康度・生活 習慣に関する調査 線量の推計) • 好産婦に関する調査 • 健康診査 • 甲状腺検査

# 各章の概要

# 上巻 放射線の基礎知識と健康影響

# 第1章 放射線の基礎知識

「放射線」とは何か、「放射能」や「放射性物質」との違い、放射線の種類とその特徴などについて説明します。

「放射線」、「放射能」、「放射性物質」といったよく見かける単語について基本的な知識を身につけることができ、放射線そのものの知識を高めることや理解することができます。

# 第2章 放射線による被ばく

放射線被ばくがどのようにして起こるのかや、被ばく線量の測定方法、計算方法について説明します。また、私たちの身の回りにある放射線や、原子力災害時の影響についても説明します。 放射線被ばくとはどのようなことか、どのような場面で、どの程度起こるのかといったことについての知識を身につけることができます。また、放射線量や被ばく線量といった数値について、どのような機器を用いて測定するのか、どのような計算方法で求められるのかの理解に役立てることができます。

# 第3章 放射線による健康影響

放射線による人体への影響や、影響が発生する仕組みについて説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故、原爆被爆者及びチェルノブイリ原発事故等のデータも用いながら、科学的な根拠に基づいて健康影響を理解することができます。

また、被ばくの仕方(体の部位や量、期間)と健康影響の関係、放射線への不安によるこころへの影響についても理解することができます。

# 第4章 防護の考え方

放射線防護の枠組み、線量限度、線量低減について説明します。

放射線による影響から人の健康を守る上での原則や、被ばく線量を低減するための方法についての知識を身につけることができます。東京電力福島第一原子力発電所の事故後の食品の出荷制限や避難指示区域設定の基準値の根拠となった線量限度の考え方について理解したい場合や、放射線防護の考え方を知りたい場合にご参照ください。

## 第5章 国際機関による評価

東京電力福島第一原子力発電所事故後、世界保健機関(WHO)及び国連科学委員会(UNSCEAR)によって行われた放射線被ばくに関する評価結果の概要を説明します。 事故による放射線被ばくの状況や影響について、国際的にどのような評価をうけているのか、 最新の報告を含めてその概要を知ることができます。

# 下巻 東京電力福島第一原発事故とその後の推移 (省庁等の取組)

# 第6章 事故の状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故の状況、事故発生直後の対応、及び廃炉に向けた取組について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故において、いつ、どのようなことが起きていたのかを知ることができます。また、廃炉や汚染水対策など、現在の東京電力福島第一原子力発電所の状況を知ることができます。

# 第7章 環境モニタリング

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い実施されている環境放射線モニタリングとその結果を説明します。

発電所の周辺環境における事故の影響の広がり、汚染の状況を知ることができます。また、事故後年月の経過とともに、どのような変化があるのかを知ることができます。

# 第8章 食品中の放射性物質

食品中の放射性物質の基準値と検査の結果、食品中の放射性物質濃度を低減させる取組等について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、市場に流通する食品の安全性がどのように確保されているのかについて、その枠組みや具体的な対応を知ることができます。また、実際にどのくらいの食品が基準値を超えているのか、事故後から現在までの検査の結果を知ることができます。

# 第9章 事故からの回復に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境汚染への対策や避難指示区域の変遷など、事故からの回復に向けた取組について説明します。

放射性物質によって汚染された地域をどのように回復するのか、廃棄物はどのように処理されるのかを知ることができます。また、避難指示区域を中心とした地域において、現在どのような取組が行われているのかを知ることができます。

# 第10章 健康管理

東京電力福島第一原子力発電所事故の放射線による影響を踏まえて、福島県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図るために実施されている「県民健康調査」等の概要を説明します。

将来にわたって県民の健康を維持、増進するために、福島県で実施されている健康管理の取組を知ることができます。

# 上巻 放射線の基礎知識と健康影響

目 次

第1草 放射線の基礎知識		ナエルノノイリ原子刀発電所事故と	
1.1 放射能と放射線		東京電力福島第一原子力発電所事故の	
放射線・放射能・放射性物質とは	上1	放射性核種の推定放出量の比較	上 32
放射線と放射性物質の違い	上2	チェルノブイリ原子力発電所事故と	
放射線と放射能の単位	上3	東京電力福島第一原子力発電所事故の	
被ばくの種類	上 4	規模の比較	上 33
1.2 放射性物質		2.3 放射線の単位	
原子の構造と周期律	上5	ベクレルとシーベルト	上34
原子核の安定・不安定	上 6	シーベルトの由来	上 35
様々な原子核	上7	単位間の関係	上36
自然由来・人工由来	上8	グレイからシーベルトへの換算	上 37
壊変と放射線	上9	様々な係数	上 38
親核種·娘核種	上 10	等価線量と実効線量の計算	上39
半減期と放射能の減衰	上 11	線量概念:物理量、防護量、実用量	上40
長い半減期の原子核	上 12	線量当量:実効線量を導く、測定可能な実用	
1.3 放射線		実効線量と線量当量の値の違い	
放射線はどこで生まれる?	上 13	"シーベルト"を単位とする線量	上 43
放射線の種類	上 14		
電離放射線の種類	上 15	2.4 線量測定と計算	
医療で使われるエックス線と発生装置	上 16	様々な測定機器	
電磁波の仲間	上 17	放射線測定の原理	
放射線の電離作用-電離放射線の性質	上 18	検出限界値(検出下限値)	上 46
放射線の種類と生物への影響力	上 19	検出限界の考え方( $3\sigma$ 法)	上47
放射線の透過力	上 20	外部被ばく測定用の機器	上 48
放射線の体内での透過力	上 21	線量の測定方法	上49
透過力と人体での影響範囲	上 22	外部被ばく線量の特徴	上 50
		外部被ばく(測定)	上 51
第2章 放射線による被ばく		環境放射線・放射能の計測	上 52
2.1 被ばくの経路		遮へいと低減係数	上53
外部被ばくと内部被ばく	上 23	事故後の追加被ばく線量(計算例)	上 54
様々な被ばく形態	上 24	内部被ばく線量の算出	上 55
外部被ばくと皮膚	上 25	預託実効線量	上 56
内部被ばく	上 26	実効線量への換算係数	上 57
内部被ばくと放射性物質	上 27	食品からの被ばく線量(計算例)	上 58
		摂取量の推定のための放射能測定法	上 59
2.2 原子力災害		内部被ばく測定用の機器	上60
国際原子力事象評価尺度	上 28	内部被ばく量の体外計測のデータ	上61
原子炉事故による影響	上 29	体内放射能と線量評価	上62
原子炉内の生成物	上 30		
原発事故由来の放射性物質	上31		

上 98 ますりスク 上 99 によるがん死亡リスク 上 100 を 上 101 を 102 を 上 103 を 103 を 105 を	自然・人工放射線からの被ばく線量
こよるがん死亡リスク	年間当たりの被ばく線量の比較 上 65 自然からの被ばく線量の内訳(日本人) 上 66 大地の放射線(世界) 上 67 大地の放射線(日本) 上 68 主要都市の空間線量率の測定結果 上 69 屋内ラドン 上 70 ラドン及びトロンの吸入による内部被ばく 上 71 固体のラジウムから気体のラドンの生成 上 72 体内、食品中の自然放射性物質 上 73 目で見る放射線 上 74 事故以前からの食品中セシウム137濃度の 経時的推移 上 75
5因子	自然からの被ばく線量の内訳(日本人)
放射線)	大地の放射線(世界)       上67         大地の放射線(日本)       上68         主要都市の空間線量率の測定結果       上69         屋内ラドン       上70         ラドン及びトロンの吸入による内部被ばく       上71         固体のラジウムから気体のラドンの生成       上72         体内、食品中の自然放射性物質       上73         目で見る放射線       上74         事故以前からの食品中セシウム137濃度の経時的推移       上75
生活習慣) 上 103 歳反応)と時期特異性 上 104 上 105 イリ原発事故 上 106 5知見 イリ原発事故 上 107	大地の放射線(日本)
戦反応)と時期特異性 上 104 上 105 イリ原発事故ー 上 106 5知見 イリ原発事故ー 上 107	主要都市の空間線量率の測定結果 上 69 屋内ラドン 上 70 ラドン及びトロンの吸入による内部被ばく 上 71 固体のラジウムから気体のラドンの生成 上 72 体内、食品中の自然放射性物質 上 73 目で見る放射線 上 74 事故以前からの食品中セシウム137濃度の経時的推移 上 75
上 105 イリ原発事故ー 上 106 る知見 イリ原発事故ー 上 107	屋内ラドン
上 105 イリ原発事故ー 上 106 る知見 イリ原発事故ー 上 107	ラドン及びトロンの吸入による内部被ばく 上 71         固体のラジウムから気体のラドンの生成 上 72         体内、食品中の自然放射性物質 上 73         目で見る放射線 上 74         事故以前からの食品中セシウム137濃度の経時的推移 上 75
上 105 イリ原発事故ー 上 106 る知見 イリ原発事故ー 上 107	固体のラジウムから気体のラドンの生成
イリ原発事故ー 上 106 5知見 イリ原発事故ー 上 107	体内、食品中の自然放射性物質
5知見 イリ原発事故ー 上 107	目で見る放射線 上 74 事故以前からの食品中セシウム137濃度の 経時的推移 上 75
5知見 イリ原発事故ー 上 107	事故以前からの食品中セシウム137濃度の 経時的推移 上 75
イリ原発事故- 上 107	経時的推移上 75
	診断で受ける放射線量上 76
	被ばく線量の比較(早見図) 上 77
影響のリスク 上 108	大気圏核実験による放射性降下物の影響 上 78
5染色体異常上 109	トリチウムの性質上 79
字者の子供に対する調査 上 110	トリチウムの自然界での存在量上 80
共における出生時の異常	トリチウムの放射性降下物の経時的推移 上 81
2週以内の死亡) 上 111	
世疫学調査上 112	3章 放射線による健康影響
	3.1 人体への影響
上 113	被ばくの形態と影響 上 83
	被ばくの形態と影響 上 83 影響の種類 上 84
高い組織・臓器 上 114	
	影響の種類 上 84
高い組織・臓器 上 114	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85
高い組織・臓器 上 114 生の差 上 115	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85
\$い組織・臓器 上 114 生の差 上 115 D発がんへの影響 上 116	影響の種類       上 84         放射線影響の分類       上 85         確定的影響(組織反応)と確率的影響       上 86
高い組織・臓器 上 114 生の差 上 115 D発がんへの影響 上 116 死亡と線量との関係 上 117	影響の種類       上 84         放射線影響の分類       上 85         確定的影響(組織反応)と確率的影響       上 86         3.2 人体影響の発生機構
高い組織・臓器 上 114 生の差 上 115 D発がんへの影響 上 116 死亡と線量との関係 上 117 応関係 上 118	影響の種類       上84         放射線影響の分類       上85         確定的影響(組織反応)と確率的影響       上86         3.2 人体影響の発生機構       放射線による電離作用       上87
高い組織・臓器 上 114 生の差 上 115 D発がんへの影響 上 116 正亡と線量との関係 上 117 応関係 上 118	影響の種類       上84         放射線影響の分類       上85         確定的影響(組織反応)と確率的影響       上86         3.2 人体影響の発生機構       上87         DNA の損傷と修復       上88
高い組織・臓器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         正亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89
島い組織・職器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         正亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         着がんリスクの関係       上 120         発がんリスク       上 121	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応) と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90
島い組織・臓器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         死亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120         そがんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響(組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響(組織反応) 上 91
島い組織・職器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         死亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120         学がんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         ける甲状腺がんの発症       上 123	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響(組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響(組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92
高い組織・臓器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         正亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120         そがんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         ける甲状腺がんの発症       上 123         ばくの影響       上 124	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響(組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響(組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92
島い組織・購器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         正亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         能がんリスクの関係       上 120         そがんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         する甲状腺がんの発症       上 123         ばくの影響       上 124         間査	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応)と確率的影響 上 86 上 86 上 86 名 2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響 (組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92 細胞の突然変異と確率的影響 上 93
島い組織・職器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         死亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         浴がんリスクの関係       上 120         浴がんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         する甲状腺がんの発症       上 123         ばくの影響       上 124         関査       イリ原発事故       上 125	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応)と確率的影響 上 86 3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響 (組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92 細胞の突然変異と確率的影響 上 93 3.3 確定的影響 (組織反応)
島い組織・臓器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         死亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120         そがんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         ける甲状腺がんの発症       上 123         ばくの影響       上 124         関査       イリ原発事故       上 125         内部被ばく       上 125	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響 (組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92 細胞の突然変異と確率的影響 上 93  3.3 確定的影響 (組織反応) 全身被ばくと局所被ばく 上 94
島い組織・臓器       上 114         生の差       上 115         D発がんへの影響       上 116         死亡と線量との関係       上 117         応関係       上 118         スク       上 119         発がんリスクの関係       上 120         浴がんリスク       上 121         く時年齢とリスク       上 122         ける甲状腺がんの発症       上 123         ばくの影響       上 124         調査       イリ原発事故       上 125         内部被ばく       イリ原発事故       上 126	影響の種類 上 84 放射線影響の分類 上 85 確定的影響 (組織反応)と確率的影響 上 86  3.2 人体影響の発生機構 放射線による電離作用 上 87 DNA の損傷と修復 上 88 DNA →細胞→人体 上 89 被ばく後の時間経過と影響 上 90 細胞死と確定的影響 (組織反応) 上 91 臓器・組織の放射線感受性 上 92 細胞の突然変異と確率的影響 上 93  3.3 確定的影響 (組織反応) 全身被ばくと局所被ばく 上 94 急性放射線症候群 上 95
2週以内の死亡) 世疫学調査	3章 放射線による健康影響

甲状腺潜在がん 上 130	支援者のストレス対策 上 155
甲状腺がんの罹患率:海外の例 上 131	気分が落ち込んだり、不安を感じたら 上 156
甲状腺がんの罹患率:日本 上 132	一般的なこころのケアに関する参考資料(1/3)
国際がん研究機関(IARC)専門家グループの提言	こころのケアに関する全般的な情報上 157
上 133	一般的なこころのケアに関する参考資料(2/3)
日本人における甲状腺がんのリスク 上 134	災害時における子供のケア 上 158
甲状腺がんと線量との関係	一般的なこころのケアに関する参考資料(3/3)
ーチェルノブイリ原発事故-上 135	災害時における疾患ごとのこころのケア 上 159
甲状腺がんとヨウ素摂取	
ーチェルノブイリ原発事故- 上 136	第4章 防護の考え方
避難集団の被ばく	4.1 防護の原則
ーチェルノブイリ原発事故-上 137	放射線防護体系 上 161
小児甲状腺がんの発症時期	国際放射線防護委員会(ICRP)上 162
ーチェルノブイリ原発事故-上 138	勧告の目的 上 163
チェルノブイリ原子力発電所事故と	被ばく状況と防護対策 上 164
東京電力福島第一原子力発電所事故との比較	生物学的側面 上 165
(甲状腺線量) 上 139	LNT モデルをめぐる論争上 166
チェルノブイリ原子力発電所事故と	防護の三原則 上 167
東京電力福島第一原子力発電所事故との比較	防護の正当化 上 168
(被ばく時年齢)上 140	防護の最適化 上 169
甲状腺がんについての専門家会議	参考レベルを用いた被ばくの低減上 170
中間取りまとめの評価 上 141	線量限度の適用上 171
3.8 こころへの影響	4.2 線量限度
3.8 こころへの影響 災害被災者のストレス要因	4.2 線量限度 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と
	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と
災害被災者のストレス要因 上 142 放射線事故と健康不安 上 143	
災害被災者のストレス要因 上 142	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144	国際放射線防護委員会(ICRP)勧告と 国内法令の比較上 172
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       地域社会 (2/2)       上 146	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       地域社会(2/2)       上 146         健康影響の総括ーチェルノブイリ原発事故ー       上 147	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175
災害被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 146         健康影響の総括ーチェルノブイリ原発事故 - 上 147         世界保健機関(WHO)による総括         ーチェルノブイリ原発事故 - 上 148	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応
災害被災者のストレス要因       上 142         放射線事故と健康不安       上 143         子供の精神医学的影響       上 144         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 145         東京電力福島第一原子力発電所事故対応と       上 146         健康影響の総括ーチェルノブイリ原発事故 - 上 147       世界保健機関(WHO)による総括         ーチェルノブイリ原発事故 - 上 148       専門家グループの見解	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 - 上 177 食品の調理・加工による
災害被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 - 上 177 食品の調理・加工による
災害被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 上 177 食品の調理・加工による 放射性セシウムの除去 上 178
※害被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 上 177 食品の調理・加工による 放射性セシウムの除去 上 178  4.4 長期的影響
※書被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 上 177 食品の調理・加工による 放射性セシウムの除去 上 178  4.4 長期的影響 植物への移行 上 179
※書被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応ー 上 177 食品の調理・加工による 放射性セシウムの除去 上 178  4.4 長期的影響 植物への移行 上 179 土壌中の放射性セシウムの分布の状況 上 180
※書被災者のストレス要因	国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 国内法令の比較 上 172 国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と 我が国の対応 上 173 食品中の放射性物質に関する指標 上 174 被ばく線量と健康リスクとの関係 上 175  4.3 線量低減 外部被ばくの低減三原則 上 176 内部被ばく一原子力災害直後の対応 上 177 食品の調理・加工による 放射性セシウムの除去 上 178  4.4 長期的影響 植物への移行 上 179 土壌中の放射性セシウムの動き:

環境中での放射性セシウムの動き:
森林土壌からの流出 上 183
核実験フォールアウトの影響(日本) 上 184
森林中の分布 上 185
降下・沈着したセシウムの環境中での移行 上 186
海洋中の放射性セシウムの分布 上 187
海産生物の濃縮係数 上 188
第5章 国際機関による評価
5.1 WHO 報告書と UNSCEAR2013年報告書
WHO 報告書と UNSCEAR2013年報告書(1/3)
評価の比較(1/2)全体概要 上 189
WHO 報告書と UNSCEAR2013年報告書 (2/3)
評価の比較 (2/2) 公衆の線量評価と
主な不確かさ 上 190
WHO 報告書と UNSCEAR2013年報告書 (3/3)
「保守的な評価」と「現実的な評価」上 191
5.2 WHO 報告書
WHO 報告書 (1/4)
WHO 線量評価の概要 上 192
WHO 報告書 (2/4)
実効線量推計方法 上 193
WHO 報告書 (3/4)
住民の健康リスク評価のまとめ 上 194
WHO 報告書 (4/4)
不確かさの評価 上 195
5.3 UNSCEAR2013年報告書
UNSCEAR2013年報告書(1/9)
報告書の目的 上 196
UNSCEAR2013年報告書(2/9)
公衆の被ばく線量評価の概要 上 197
UNSCEAR2013年報告書(3/9)
公衆の被ばく線量評価に使われたデータ 上 198
UNSCEAR2013年報告書(4/9)
4 グループごとに公衆の線量を推定 上 199
UNSCEAR2013年報告書(5/9)
公衆の被ばく線量評価 被ばく経路 上 200
UNSCEAR2013年報告書 (6/9)
公衆の被ばく線量評価 線量評価の結果 上 201
UNSCEAR2013年報告書 (7/9)
公衆の健康影響についての評価 上 202

UNSCEAR2013年報告書(8/9)	
公衆の被ばく線量評価 不確かさ	上 203
UNSCEAR2013年報告書(9/9)	
直接測定との比較	上 204
5.4 UNSCEAR 報告書のフォローアップ	
UNSCEAR 報告書のフォローアップ	
経緯と概要	上 205
UNSCEAR 報告書のフォローアップ	
主要な結論	上 206

# 下巻 東京電力福島第一原発事故とその後の推移(省庁等の取組) 目 次

第6章 事故の状況	7.3 農地に係るモニタリング
6.1 福島第一原発事故の状況	放射性セシウム(福島県) 下 21
東日本大震災における被害状況 下 1	
原子力発電所の事故状況 下 2	7.4 森林のモニタリング
事故の要因(推定)地震と津波の影響 下 3	森林の空間線量率の変化 下 22
事故の要因(推定)原子炉内の状況下 4	森林内の放射性セシウムの分布状況の変化 下 23
	渓流水中の放射性セシウムの観測結果
6.2 福島第一原発事故の概要	(2012年) 下 24
事故発生直後の対応 下 5	
事故直後から2か月間の空間線量率	7.5 井戸水のモニタリング
(東京電力福島第一原子力発電所敷地内及び	福島県の井戸水の検査結果 下 25
敷地境界) 下 6	
事故直後から2週間の空間線量率	7.6 上水のモニタリング
(東京電力福島第一原子力発電所敷地内及び	放射性ヨウ素(1都12県)下 26
敷地境界)下 7	放射性セシウム(1都7県) 下 27
INES(国際原子力·放射線事象評価尺度)評価	水道水モニタリング結果(~2012年1月) 下 28
	水道事業者等による検査実施状況 下 29
	放射性セシウムの挙動 下 30
6.3 廃炉に向けた取組と進捗	放射性セシウムの制御 下 31
東京電力福島第一原子力発電所の	上水道の仕組み 下 32
廃炉・汚染水対策について 下 9	
周辺環境の影響低減状況について下 10	7.7 陸水圏のモニタリング
再臨界や地震、津波への対策について下 11	福島県及び周辺地域における放射性物質モニタリング
東京電力福島第一原子力発電所構内の	(公共用水域) 下 33
労働環境改善について 下 12	水環境放射性物質モニタリング調査
汚染水対策に関する取組 下 13	(河川底質) 下 34
廃炉に関する取組の進捗 下 14	水環境放射性物質モニタリング調査
	(湖沼·水源地底質) 下 35
第7章 環境モニタリング	水環境放射性物質モニタリング調査
7.1 空間線量率の時空間分布	(沿岸域底質) 下 36
総合モニタリング計画と情報の公開について 下 15	
80km 圏内における空間線量率の分布下 16	7.8 海洋のモニタリング
福島県及びその近隣県における	海水と海底土の濃度(2011年度)下 37
空間線量率の分布 下 17	海水の放射能濃度の推移 下 38
	海底土の放射能濃度の推移 下 39
7.2 放射性セシウムと放射性ヨウ素の沈着状況	
セシウム134、セシウム137	7.9 その他の放射性物質の沈着状況
(広域と80km 圏内) 下 18	プルトニウム、ストロンチウム
ヨウ素131(福島県東部) 下 19	(福島県東部、広域)下 40
福島県の環境試料	プルトニウム(福島県)下 41
(東京電力福島第一原子力発電所事故直後) 下 20	

第8章 食品中の放射性物質	8.4 畜産物
8.1 食品中の放射性物質対策	畜産物の安全確保 下 69
食品中の放射性物質基準値の設定と	基準値に対応した飼養管理 (1/2) 下 70
出荷制限・摂取制限 下 43	基準値に対応した飼養管理(2/2)下71
食品中の放射性物質に関する検査結果の公表 下 44	畜産物の放射性物質検査下 72
2012年4月からの基準値 下 45	畜産物の検査結果の推移 下 73
食品区分について【参考】下 46	
食品健康影響評価の結果の概要 下 47	8.5 きのこ・山菜
食品健康影響評価の基礎 下 48	きのこ等の特用林産物の安全確保対策下 74
基準値設定の考え方◆基準値の根拠下 49	きのこ原木等の当面の指標値【参考】下 75
影響を考慮する放射性核種 下 50	きのこ類、山菜、野生鳥獣肉 下 76
基準値の計算の考え方(1/2) 下 51	
基準値の計算の考え方(2/2) 下 52	8.6 水産物
飲料、乾燥食品の	水産物の調査の考え方下 77
基準値適用の考え方【参考】 下 53	水産物の検査結果(福島県海産種・淡水種) 下 78
流通食品での調査	水産物の検査結果(福島県外海産種・淡水種) 下 79
(マーケットバスケット調査)下 54	水産物の検査結果の推移下 80
検査対象自治体及び検査対象品目(栽培/飼養管理が	消費者への原産地情報の提供下 81
困難な品目群及び原木きのこ類) 下 55	
検査対象自治体及び検査対象品目(栽培/飼養管理が	8.7 諸外国の輸入規制
可能な品目群(原木きのこ類は除く))下 56	東京電力福島第一原子力発電所事故による諸外国・
検査計画、出荷制限等の品目・区域の	地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要 下 82
設定・解除の考え方 下 57	
食品中の放射性物質に関する検査の手順 下 58	第9章 事故からの回復に向けた取組
農産物の汚染経路 下 59	9.1 除染
農産物に係る放射性物質の移行低減対策 (1/5)	放射線量の低減 下 83
-農地の除染- 下 60	直轄除染を行った地域における平均的な線量の推移
農産物に係る放射性物質の移行低減対策(2/5)	(宅地及び農地)下 84
ーカリ施肥による吸収抑制対策- 下 61	除染の方法 下 85
農産物に係る放射性物質の移行低減対策(3/5)	除染特別地域と汚染状況重点調査地域下 86
ー果樹の樹体洗浄、粗皮削りー下 62	仮置場の例
農産物に係る放射性物質の移行低減対策(4/5)	(地上に除去土壌を保管する場合)下 87
- 茶の剪定 下 63	福島県外における除去土壌の状況下 88
農産物に係る放射性物質の移行低減対策(5/5)	福島の森林・林業の再生に向けた
ー肥料等の管理ー 下 64	総合的な取組 下 89
8.2 **	9.2 中間貯蔵施設
米(全袋検査を含む)の検査結果の推移 下 65	除去土壌等の中間貯蔵施設とは? 下 90
2020年産米の作付制限等の対象区域 下 66	中間貯蔵施設の整備 下 91
福島県における米の全袋検査 下 67	除去土壌等の輸送 下 92
	中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況 下 93
8.3 野菜・果実・豆	福島県外最終処分と
野菜類・果実類・豆類の検査結果の推移 下 68	減容·再生利用技術開発戦略下 94

再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る	10.3 甲状腺検査
基本的考え方 下 95	甲状腺検査 目的と対象 下 119
	甲状腺検査 概要 (1/3) 下 120
9.3 廃棄物	甲状腺検査 概要 (2/3) 下 121
国直轄による福島県の対策地域内の廃棄物の	甲状腺検査 概要 (3/3) 下 122
処理進捗状況 下 96	甲状腺検査 結節とは 下 123
指定廃棄物の一時保管に関する	甲状腺検査 のう胞とは 下 124
安全性の確保 下 97	甲状腺検査 充実部分を伴うのう胞の扱い 下 125
福島県内の指定廃棄物の処理の進め方下 98	甲状腺検査 県内・県外検査体制について 下 126
管理型処分場を活用した特定廃棄物の	甲状腺検査 本格検査の実施順下 127
埋立処分計画下 99	甲状腺検査 先行検査の結果 下 128
指定廃棄物に関する関係5県の状況 下 100	甲状腺検査 本格検査(検査2回目)の結果 下 129
	甲状腺検査と他県調査の比較 下 130
9.4 避難指示区域内の活動	甲状腺検査 本格検査(検査3回目)の結果 下 131
避難指示区域の設定について 下 101	甲状腺検査 本格検査(検査4回目)の結果 下 132
警戒区域、避難指示区域の設定及び	甲状腺検査 本格検査
解除について 下 102	(25歳時検査) の結果 下 133
避難指示の解除について 下 103	甲状腺検査・先行検査と本格検査の結果
特定復興再生拠点区域の整備と	(穿刺吸引細胞診詳細1)下 134
放射線防護対策について 下 104	甲状腺検査 先行検査と本格検査の結果
特定復興再生拠点区域における	(穿刺吸引細胞診詳細2)下 135
家屋等の解体・除染について 下 105	甲状腺検査 先行検査結果に対する見解 下 136
福島イノベーション・コースト構想の	甲状腺検査 本格検査(検査2回目)結果に対する
取組について 下 106	評価の概要 下 137
帰還困難区域の主要幹線の交通について 下 107	
	10.4 健康診査
第10章 健康管理	健康診査 目的 下 138
10.1 県民健康調査概要	健康診査 概要 (1/2) 下 139
福島県「県民健康調査」とは 下 109	健康診査 概要 (2/2) 下 140
県民健康調査(事業推進体制)下 110	健康診査のわかってきたこと
県民健康調査(全体像)下 111	(過体重、高血圧、肝機能異常、血糖)下 141
10.2 基本調查	10.5 こころ・生活習慣
基本調査 目的 下 112	こころの健康度・生活習慣に関する調査
基本調査 概要 下 113	目的下 142
基本調査 問診票 下 114	こころの健康度・生活習慣に関する調査
基本調査 解析方法	概要 (1/2) 下 143
行動パターン調査と線量率マップ 下 115	こころの健康度・生活習慣に関する調査
基本調査 解析方法	概要 (2/2) 下 144
時系列の線量率マップ 下 116	こころの健康度・生活習慣に関する調査
基本調査 得られた回答とその代表性	わかってきたこと(1/5) 下 145
基本調査 結果 下 118	こころの健康度・生活習慣に関する調査
	わかってきたこと(2/5) 下 146

こころの健康度・生活習慣に関する調査
わかってきたこと (3/5) 下 147
こころの健康度・生活習慣に関する調査
わかってきたこと (4/5) 下 148
こころの健康度・生活習慣に関する調査
わかってきたこと (5/5) 下 149
1777 7 (27622 (575)
10.6 妊産婦に関する調査
妊産婦に関する調査 目的 下 150
妊産婦に関する調査 概要(1/2)下 151
妊産婦に関する調査 概要 (2/2) 下 152
妊産婦に関する調査 支援実績と内容 下 153
妊産婦に関する調査
わかってきたこと (1/2) 下 154
妊産婦に関する調査
わかってきたこと(2/2) 下 155
10.7 体外計測による調査
小児甲状腺スクリーニング調査 下 156
ホールボディ・カウンタによる
内部被ばく検査 下 157
ホールボディ・カウンタによる
内部被ばく検査の実施結果 下 158
食品による内部被ばくについて 下 159
自分で行う内部被ばく防護について 下 160

# 第6章

# 事故の状況

東京電力福島第一原子力発電所の事故の状況、事故発生直後の対応、及び廃炉に向けた取組について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故において、いつ、どのようなことが起きていたのかを知ることができます。また、廃炉や汚染水対策など、現在の東京電力福島第一原子力発電所の状況を知ることができます。

#### 福島第一原発 東日本大震災における被害状況 事故の状況 ○平成23年3月11日(金)14:46に三陸沖でマグニチュード9.0の地震が発生。東北地方を中心に地震、津 波等により大規模な被害。 ○日本の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降、4番目の規模の地震となる。 北米プレート 人的被害 死者 15,899名 行方不明者 2,527名 3月11日 負傷者 6,157名 震源地M9.0 ユーラシアプレート 建築物被害 全壊 121,992戸 半壊 282,920戸 一部破損 730.392戸 (以上警察庁調べ 2020年12月10日時点) 太平洋プレート 被災者支援の状況 全国の避難者 41,781名 (以上復興庁調べ2021年1月29日時点)

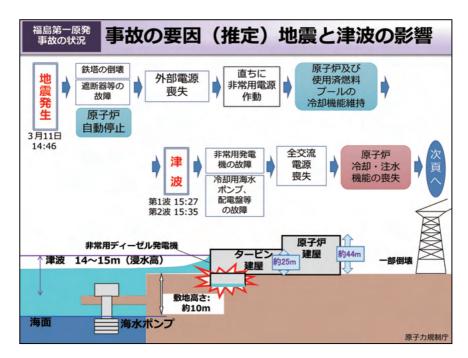
2011年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする大地震があり、宮城県栗原市で震度7を観測しました。地震の規模を示すマグニチュード(M)は9.0で、記録が残る大正12年以降国内で最大、前年のチリ大地震(M8.8)に匹敵する世界最大級の地震になりました。

本資料への収録日:2013年3月31日



地震当時、運転中であった東京電力福島第一原子力発電所の1~3号機は、地震とその後の津波により、その全てで交流電源が喪失し、冷却システムが停止したことから、原子炉が冷却できなくなり、最終的に燃料の溶融に至りました。燃料の溶融の過程で、大量の水素ガスが発生し、原子炉建屋内にその水素ガスが滞留した1号機、3号機では、12日(1号機)と14日(3号機)に水素爆発が起こりました。また、3号機に隣接する4号機でも3号機から流れ込んだとみられる水素ガスにより水素爆発が発生しました。

本資料への収録日:2013年3月31日



地震発生直後、運転中であった東京電力福島第一原子力発電所の1~3号機は、全ての原子炉が自動停止しました。

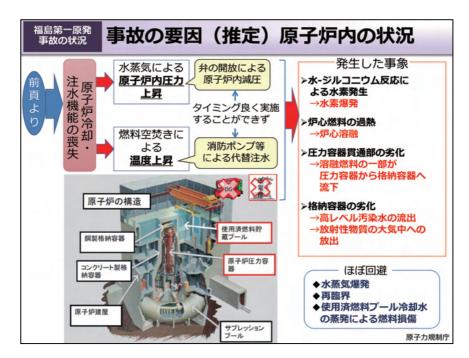
停止後のプラントにおいても、炉心の燃料の崩壊熱を冷却する必要があります。東京電力福島第一原子力発電所では、送電鉄塔の倒壊等による外部電源喪失のため非常用ディーゼル発電機が自動起動し、通常の冷温停止に向けた手順が進められました。

しかし、その後の津波の襲来を受けて、起動した非常用ディーゼル発電機や配電盤等が被水・冠水し、6号機を除き全ての交流電源が喪失すると共に、冷却用の海水ポンプも機能を喪失しました。1号機では原子炉を冷却する機能が喪失しました。2号機及び3号機では交流電源がなくても駆動できる冷却設備(2号機:原子炉隔離時冷却系<sup>1</sup>、3号機:原子炉隔離時冷却系と高圧注水系<sup>2</sup>)でしばらく原子炉を冷却していましたが、やがてこれらも停止して崩壊熱を冷却する手段を失うこととなりました。

こうした事態を受け、1~3号機では、消防ポンプ等を用いた代替注水を行うべく作業が進められましたが、津波の再来の恐れなどもあり、代替注水に切り替えるまでの間、炉心を冷却するための注水ができない状態が続きました。1号機では14時間程度、2号機は6時間半程度、3号機では6時間半程度、炉心への注水が停止していたとみられています。さらに、代替注水系には隠れたバイパスが多く、注入した水を効果的に炉心冷却に供することができず、炉心溶融に至りました。

- 1. RCIC: Reactor Core Isolation Cooling System
- 2. HPCI: High Pressure Coolant Injection System

本資料への収録日:2013年3月31日



炉心への注水が停止したことによって原子炉水位が低下し、燃料が露出しました。その結果、炉心燃料が過熱し炉心溶融が始まり、圧力容器の一部が損傷したと考えられます。溶融した燃料は圧力容器から格納容器内に漏れ出すと共に、燃料体から放出されたセシウムなどの放射性物質が大量に格納容器内に放出されました。また、炉心損傷に伴う高温下において、燃料被覆管の金属(ジルコニウム)と水蒸気が反応して大量に発生した水素が、蒸気と共に圧力容器の損傷部から格納容器内に放出されました。

格納容器においては、炉心損傷の影響により高温・高圧状態となり閉じ込め機能が 劣化し、格納容器の外に通じる配管貫通部等に隙間が生じました。こうした箇所から、 放射性物質が格納容器の外に放出され、環境に拡散していきました。また、燃料被覆 管の金属が水蒸気と反応して発生した水素は原子炉建屋に漏えい、滞留し、水素爆発 が発生したと考えられます。

また、冷却のために原子炉へ注水した水が圧力容器や格納容器から漏えいし、大量の放射性物質を含んだ高レベル汚染水となり、原子炉建屋地下やタービン建屋地下に 滞留し、さらにその一部は海洋へ流出しました。

圧力容器の損傷や格納容器の閉じ込め機能の劣化により放射性物質を含む蒸気が漏えいしたことに加えて、格納容器ベント等によって大気中に放射性物質が放出されました。

このような高レベル汚染水の海洋への流出や放射性物質の大気中への放出により、放射性物質が環境中に放出されることになりました。

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 福島第一原発 事故の概要

# 事故発生直後の対応

時刻	内容	東京電力の対応	国(保安院)の対応
3/11 14:46	東北地方太平洋沖地震発生 (福島第一において震度6強)	福島第一1~3号機 (地震により自動停止) 4~6号機 (定期検査で停止中)	政府対策本部設置、緊急時対 応センターへ職員参集、現地 に職員をヘリコプターで派遣。
15:15			保安院プレス会見、モバイル 保安院による情報発信。
	津波第1波(高さ4m)が到達 津波第2波(高さ15m)が到達		
15:42	Î	原災法10条通報(全交流電源喪失 1~5号機で起動していた非常用発 電機が津波により故障)	原子力災害警戒本部設置
16:36	震度5強以下の	原災法15条の事象と事業者が判断	
19:03	A		原子力緊急事態宣言の発出、 原子力災害対策本部設置
21:23			半径3km圏内住民避難指示、 10km圏内住民屋内退避
3/12 5:44			半径10km圏内住民避難指示
18:25			半径20km圏内住民避難指示

2011年3月11日午後7時03分、東京電力福島第一原子力発電所1、2号機で炉心を冷やす緊急炉心冷却システムが動かなくなったことから、政府は原子力災害対策特別措置法(原災法)に基づき原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部を設置しました。

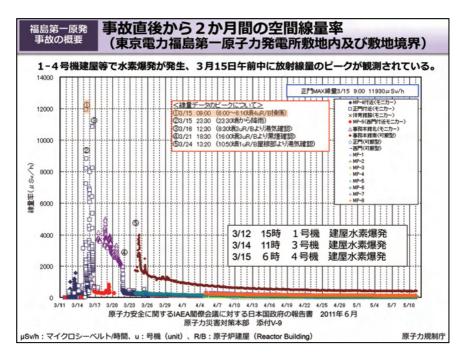
政府は同日午後9時23分、原災法に基づき、東京電力福島第一原子力発電所から 半径3km以内の住民に対して「避難指示」を、また半径3~10km以内の住民に「屋 内退避指示」を発令しました。

その後、政府は東京電力福島第一原子力発電所から半径3km以内としていた避難指示を半径10kmまで拡大して、10km圏の4町に滞在する5万1,207人を避難対象にしました。

さらに、3月12日午後3時36分に東京電力福島第一原子力発電所1号機の原子炉建屋内で水素爆発が起こったため、避難指示対象をさらに広げて、東京電力福島第一原子力発電所から半径10kmを半径20kmに拡大しました。

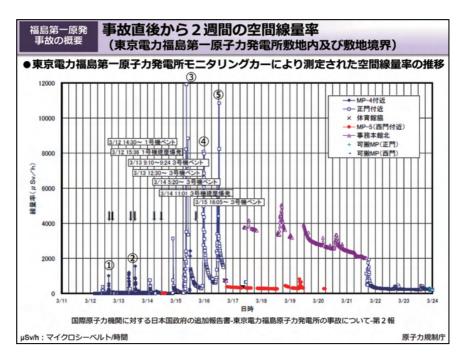
(関連ページ:下巻 P101「避難指示区域の設定について」、下巻 P102「警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について」)

本資料への収録日:2013年3月31日



2011年3月12日の明け方に東京電力福島第一原子力発電所敷地内のモニタリングカーによる測定で空間線量率が上昇したことが判明し、地震後初めて、放射性物質の放出が明らかになりました。このとき、1号機では格納容器圧力が異常上昇した後、若干の圧力低下がみられたことから、格納容器からの放射性物質の漏えいがあり、大気中への放出があったものと推定されています。その後もベント操作や建屋爆発の影響により、空間線量率の一時的上昇が何度も観察されています。最も高い空間線量率が計測されたのは3月15日9時で、発電所正門付近のモニタリングカーが約12ミリシーベルト/時の数値を測定しています。

本資料への収録日:2013年3月31日



今回の事故では、事象の進展に伴い、燃料が溶融、大量の放射性物質が圧力容器から炉外に放出されました。格納容器ベント操作やさらに格納容器、原子炉建屋の損傷によって、溶融燃料の一部や放射性物質が炉心から空気中へ放出されることになりました。1号機のベント操作は、3月12日14時30分に格納容器の圧力が低下し、ベントが成功したと判断されています。その際、大気中に放出された放射性物質のブルームの影響で約1ミリシーベルト/時が観測されています(①)。翌13日にも明らかに空間線量率が上昇しました(②)が、これは3号機で原子炉水位が低下して、燃料が露出した後にベント操作をした影響と考えられています。3月15日9時には約12ミリシーベルト/時の数値が観測されました(③)が、同日早朝の6時頃に2号機で爆発音と共に圧力抑制室の圧力が低下していることから、この上昇の原因は2号機からの放射性物質の放出と考えられています。

3月15日23時と翌16日12時にも空間線量率の上昇が観測されています(④と⑤)が、前者は3号機、後者は2号機において格納容器圧力の低下がみられていることから、それぞれ3号機及び2号機からの放射性物質の放出が原因と考えられています。

本資料への収録日:2013年3月31日

	レベル	事故例		
1	7 深刻な事故	旧ソ連・チェルノブイリ原発事故(1986年) 日本・東京電力福島第一原子力発電所事故(2011年)		
<b>5</b>	6 大事故	2011年4月12日にレベル7と暫定評価		
故	5 広範囲な影響を伴う事故	英国・ウインズケール原子炉事故 (1957年) 米国・スリーマイル島発電所事故 (1979年)		
1	4 局所的な影響を伴う事故	日本・JCO臨界事故 (1999年) フランス・サンローラン発電所事故 (1980年)		
異常な事象	3 重大な異常事象	スペイン・バンデロス発電所火災事象(1989年)		
	2 異常事象	日本・美浜発電所 2 号機蒸気発生器伝熱管損傷事象 (1991年) 日本・大洗研究開発センター燃料研究棟における核燃料物質の飛 散による作業員の被ばく (2017年)		
事象	1 逸脱	日本・「もんじゅ」ナトリウム漏れ事故(1995年) 日本・敦賀発電所2号機1次令却材漏れ(1999年) 日本・浜岡発電所1号機余熱除去系配管破断(2001年) 日本・美浜原子力発電所3号機2次系配管破損事故(2004年)		
マ夏未満	0 尺度未満	(安全上重要ではない事象)		
未	評価対象外	(安全に関係しない事象)		

INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)とは、原子力発電所等の事故・トラブルについて、それが安全上どの程度のものかを表す国際的な指標です。

東京電力福島第一原子力発電所事故の INES 評価はチェルノブイリ原発事故と同じレベル7 (放射線影響としてヨウ素131と等価となるように換算した値として数万テラ Bq  $(10^{16}$ Bq のオーダー)を超える値)に相当すると評価されています。

(関連ページ:上巻 P28 「国際原子力事象評価尺度」)

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 廃炉に向けた 東京電力福島第一原子力発電所の 取組と進捗 廃炉・汚染水対策について

### 廃炉工程全体の枠組み



- ○第1~3期という大きな期間区分に基づいた廃炉工程。
- ○この枠組みは、2019年12月に改訂された中長期ロードマップに おいても維持。
- ○燃料デブリは2021年内に2号機から取り出しを開始予定。
- ※燃料デブリの取り出しは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、 取り出し機器の開発が遅延していることから、1年程度後ろ倒しになる可能性あり。

**经** 经消産集省

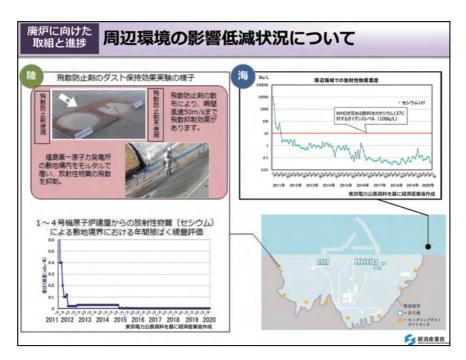
東京電力福島第一原子力発電所(福島第一原発)では、廃炉に向けた取組が続けられており、現在では、各号機ともに原子炉の冷却が維持されるなど、安定した状態が維持されています。

福島第一原発の廃炉は、世界にも前例のない困難な事業であり、国も前面に立って、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」(中長期ロードマップ)に基づき、安全かつ着実に対策を進めることにしています。

2019年12月に、中長期ロードマップを改訂し、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定しました。30~40年後の廃止措置完了の目標に向け、引き続き、安全を最優先に、廃炉作業を進めていきます。(注1)

(注1) 燃料デブリの取り出しは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、取り出し機器の開発が遅延していることから、1年程度後ろ倒しになる可能性あり。

本資料への収録日:2018年2月28日



作業中は、作業現場における放射線量の変動を監視しているだけでなく、発電所の 敷地境界周辺でも、水と大気の監視を常に行っており、生活への影響は十分に低いこ とが確認されています。万が一、空間線量率やダストの放射性物質濃度が異常に上昇 した場合に備えて、直ちに通報/対応できる体制を構築しています。

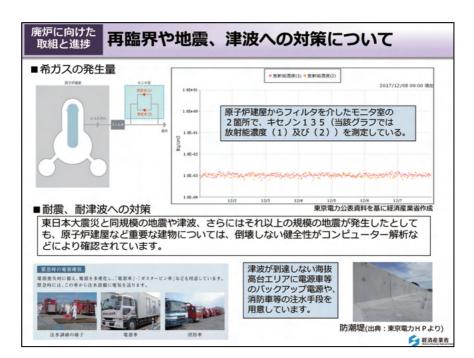
#### <海洋モニタリング>

2015年10月に完成した鋼鉄製の杭を打ち込んだ海側遮水壁や、様々な取組(詳しくは、下巻 P13「汚染水対策に関する取組」を参照)により周辺海域の放射性物質 濃度は WHO (世界保健機関) が定める飲料水のガイダンスレベルよりも十分に低い 状態を継続しています。

#### <周辺モニタリング>

東京電力福島第一原子力発電所では、放射性物質が構外に飛散しないように様々な対策が成されています。例えば、その代表的な取組として、飛散防止剤の散布や、地面を舗装するなど、放射性物質の飛散抑制策を実施しています。これらの対策によって、敷地境界におけるモニタリングポストの数値は事故直後と比較し十分に低下し、安定した状態となっています。

本資料への収録日:2018年2月28日



#### <再臨界について>

臨界(核分裂反応が連鎖的に発生、持続する状態)に達すると、キセノン135などの「希ガス」が突発的に増加します。東京電力福島第一原子力発電所では、希ガスの発生を24時間常に監視していますが、現在では希ガスの発生量は安定していることから、再臨界に至っていないと言えます。一方で、再臨界が万が一発生した場合に備えて、臨界時に核分裂を抑制するためのホウ酸水設備も設置されています。

#### <地震や津波に対する対策>

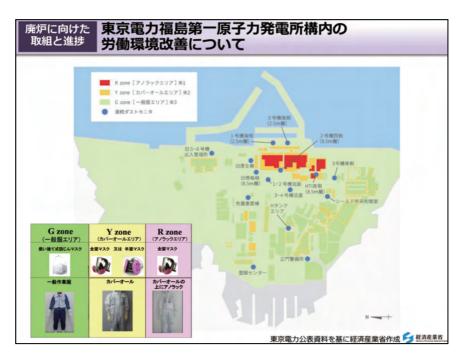
#### ■地震に対する対策

構内の重要な建屋について、東日本大震災と同等の地震が発生しても倒壊しない程度の健全性を確保していることを確認しています。また、1、2号機共用排気筒の耐震上の裕度を確保するため、上部約60mの解体工事を行い、2020年5月に完了しました

#### ■津波に対する対策

地震や津波への対策として、千島海溝津波に備えた防潮堤が完成しました(2020年9月)。さらに高い日本海溝津波に備えた対策を検討しています。また、建屋に津波が侵入しないよう、建屋開口部の閉塞工事を進めると共に、津波が到達しない高台のエリアに電源車等のバックアップ電源や、消防車等の注水手段を用意しています。

本資料への収録日:2018年2月28日



東京電力福島第一原子力発電所では、作業時の負荷軽減による安全性と作業性の向上を図るため、ガレキ撤去や路面の舗装等による労働環境の改善を進めた結果、一般作業服等で作業可能なエリアが、2018年6月に、構内面積の約96%に拡大しました。さらに、2018年10月以降、一部エリアの移動においては、特段の装備なしで移動が可能となりました。

このほか、2015年5月には大型休憩所がオープンし、給食センターで作られた温かい食事の提供やシャワーの利用、コンビニでの買物など、今では一部区域を除き一般の作業現場と変わらない環境での作業が可能となっています。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 廃炉に向けた 汚染水対策に関する取組 取組と進捗 「汚染源を取り除く」、「汚染源に水を近づけない」、「汚染水を漏らさない」、 という3つの基本方針に基づいて、予防的・重層的な対策を講じています。 汚染源を取り除く 汚染源に水を**近づけない** 汚染水を漏らさない サブドレン・地下水ドレン - 時貯水タンク 専用浄化設備 地下水パイパス 汚染水の浄化処理 サブドレン タンクの増設 陸側遮水壁 集水タンク 毎水配管トレンチ 地下水ドレン 海側遮水壁 東京電力の資料を基に経済産業省が作成 🗲 経済産業省

放射性物質を含む汚染水の取扱いについては、3つの方針で取り組んでいます。

- <方針1. 汚染源を取り除く>
  - ①汚染水から62核種の放射性物質を除く浄化処理を行う。
  - ②トレンチ等に残存する高濃度汚染水を除去する。
- <方針2. 汚染源に水を近づけない>
  - ①建屋山側で地下水をくみ上げ、建屋近傍への流入を抑制する。
  - ②建屋近傍の井戸(サブドレン)で地下水をくみ上げ、地下水位を下げ、建屋への流入を防ぐ。
  - ③建屋周りに凍土壁を設けて、地下水の建屋への流入を抑制する。
  - (4)敷地舗装(フェーシング)による雨水の土壌浸透を押さえる。
- <方針3. 汚染水を漏らさない>
  - ①海側に鋼管製の遮水壁を設けて、放射性物質を含む地下水の海洋への流出を低減する。
  - ②護岸部に地下水ドレンを設けて、地下水をくみ上げ、海洋放出を抑制する。
  - ③日々発生する汚染水処理水である、高濃度汚染水や処理後の浄化水の貯蔵のためにタンクを 計画的に確保する。

以上の方針で、次の成果が得られています。

- 汚染水発生量が約540m³/日(2014年5月)から約140m³/日(2020年)まで減少。中長期ロードマップに定める、2020年までに汚染水発生量を150m³/日程度にする目標を達成。
- 1~3号機の原子炉建屋等を除く、建屋内の滞留水の処理を完了し、中長期ロードマップに 定める日標を達成。
- 港湾内の放射性物質の濃度が大幅に低減。

また、課題として、トリチウムを含む浄化処理後の水の貯蔵量が増え続けており、対策が求められています。

本資料への収録日:2018年2月28日

#### 廃炉に向けた 取組と進捗

# 廃炉に関する取組の進捗

#### 福島第一原子力発電所 1~4号機の現状について

- 1、2号機は、使用済燃料プール内の燃料取り出しに向けた準備作業中(オペレーティングフロアのガレキ撤去等)。
   3号機は、使用済燃料プールからの燃料取り出しを開始。
- 事故時に溜けて固まった燃料(燃料デブリ)は、2021年内に2号機で試験的取り出しに着手。その後、段階的に取り出し規模を拡大。



#### <使用済燃料の取り出しについて>

使用済燃料プールからの燃料取り出しについて、4号機では2014年12月に、1,535体全ての燃料の取り出しを無事に完了しました。これにより、使用済燃料が冷却できずに崩壊することによる、放射性物質放出のリスクが大幅に低減されました。

3号機では、2019年4月から燃料の取り出しを開始しており、2020年度中の取り出し完了を目指して、引き続き安全かつ着実に作業を進めています。

現在、1、2号機では、ガレキの撤去等の取り出しに向けた準備が進められています。今後は、ダスト飛散を一層抑制するため、作業現場に大型カバーを設置する新たな工法を採用するなど、安全を最優先に準備作業を進めていきます。

#### <燃料デブリの取り出しについて>

2019年12月に改訂された中長期ロードマップにおいて、初号機の燃料デブリの取り出し方法を確定しました。まずは2号機で試験的取り出しに着手し、その後、段階的に取り出し規模を拡大していきます。(注1)

これまでも最先端の技術を用いて開発したロボット等による内部調査を行ってきましたが、引き続き、格納容器内部調査や燃料デブリ取り出しに必要な技術や、放射性物質を閉じ込めるためのシステムの開発を進めます。

(注1) 試験的取り出しは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、取り出し機器の開発が遅延していることから、当初予定(2021年内)より、1年程度後ろ倒しになる可能性あり。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 第7章

# 環境モニタリング

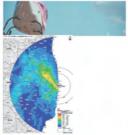
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い実施されている環境放射線モニタリングとその結果を説明します。

発電所の周辺環境における事故の影響の広がり、汚染の状況を知ることができます。また、事故後年月の経過と共に、どのような変化があるのかを知ることができます。

#### 空間線量率の 時空間分布

# 総合モニタリング計画と情報の公開について







#### 放射線量測定マップ

全国の放射線モニタリング結果を マップ形式で閲覧できます。

#### 航空機モニタリング

福島県を中心に航空機によるモニタリングを定期的に実施し、空間線量率マップを公表しています。

#### 海洋モニタリング

関係府省庁が海水、海底土 壌及び海洋生物のモニタリング を実施し、測定結果を公表し ています。

原子力規制委員会 放射線モニタリング情報 https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/ 総合モニタリング計画 https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/list/204/list-1.htmlより作成

東京電力福島第一原子力発電所事故により環境中に放出された大量の放射性物質について、きめ細かな放射線モニタリングを行うため、原子力災害対策本部に設置したモニタリング調整会議において、総合モニタリング計画を策定し、関係機関や原子力事業者等が連携して、以下のようなモニタリングを実施しています。

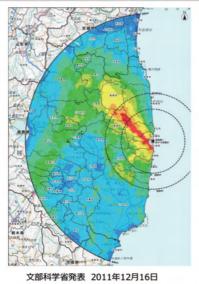
- 1) 土壌、水、大気等の環境一般、水環境、海域等について
- 2) 学校等
- 3) 港湾、空港、下水道等
- 4) 野牛動植物、廃棄物
- 5) 農地土壌、林野、牧草等
- 6) 水道
- 7) 食品(農・林・畜・水産物)

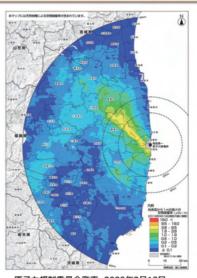
結果は関係機関においてウェブトに公開し、随時更新していくこととしています。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 空間線量率の 時空間分布

# 80km圏内における空間線量率の分布





原子力規制委員会発表 2020年2月13日

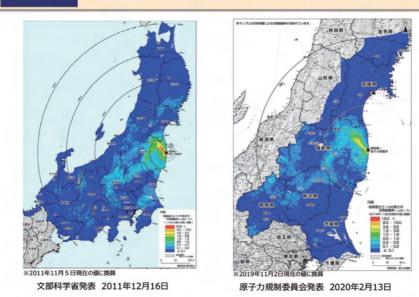
放射性物質による影響の変化を確認するため、東京電力福島第一原子力発電所か ら80km 圏内について継続的に航空機モニタリングが実施され、空間線量率の分布状 況、放射性セシウムの沈着状況が調査されてきました。また、80km 圏外についても 航空機モニタリングにより、放射性物質の影響把握が行われています。

80km 圏内における空間線量率は、線量が高い地域(東京電力福島第一原子力発電 所から北西方向に伸びる領域)も、低い地域も、年月の経過と共に下がってきている ことが確認されました。

本資料への収録日:2014年3月31日

#### 空間線量率の 時空間分布

### 福島県及びその近隣県における空間線量率の分布



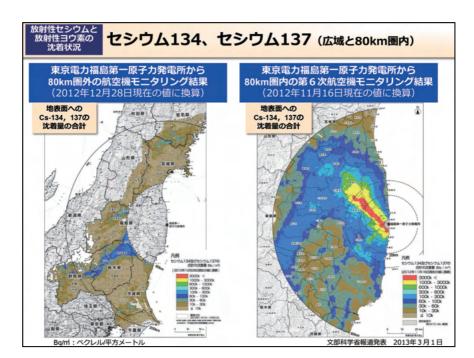
東京電力福島第一原子力発電所から80km 圏内と、80km 圏外の福島県西部、茨城県、群馬県、栃木県、宮城県を中心とした地域について航空機モニタリングを実施しています。

左図は事故から7ヵ月後の2011年11月時点、右図は2019年11月時点の航空機モニタリングの結果です。

福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について(2020年2月13日)

https://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/15000/14890/24/200213\_14th\_air.pdf

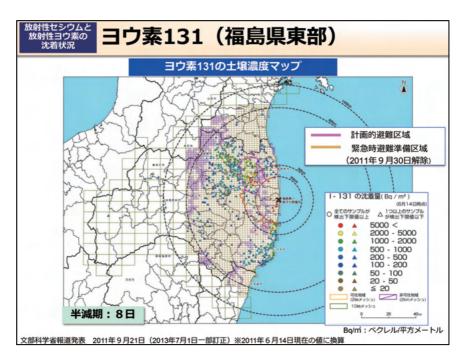
本資料への収録日:2013年3月31日



この図は、航空機モニタリングの測定結果を基に、福島県と近県における土壌表層 中の放射性セシウムの沈着状況を示したマップです。

2012年10~12月に、降雨等の自然環境による影響を含めた放射性物質の影響の変化の状況を確認するために行われたものであり、マップの作成に当たっては、航空機モニタリングを実施した最終日である2012年11月16日時点と2012年12月28日時点の値に換算されています。

本資料への収録日:2013年3月31日

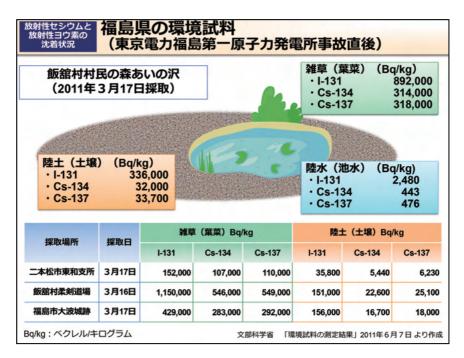


事故から3か月後の2011年6月に行われた国の土壌に関する調査では、東京電力福島第一原子力発電所から100km圏内で採取された土壌試料について、ヨウ素131(I-131)の分析が行われました。

ヨウ素はセシウムと同様に、東京電力福島第一原子力発電所から北西へ帯状に沈着量が高くなっているのに加え、東京電力福島第一原子力発電所から南側の地域において、セシウムに対するヨウ素の比率が高い地域が存在しています。地域によって、放射性セシウムと放射性ヨウ素が異なる比率で地表面に沈着している理由としては、放射性プルームが放出された時期の違いによりヨウ素131とセシウム137の比率が異なっていることが考えられます。また、南方へ流れたプルーム中のセシウム137に対するヨウ素131の放出量の比率が相対的に多かったことや、地域により沈着の仕方が異なり北方で降雨沈着が顕著であったため、北方で土壌に沈着したセシウム137の放射能濃度が増えたこと等が考えられます。。

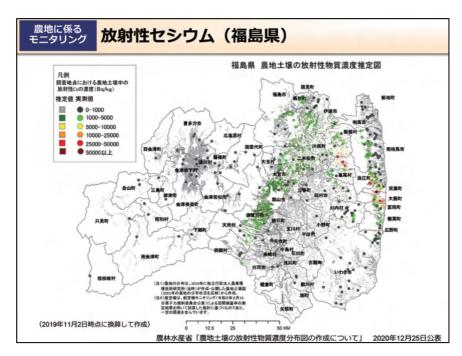
1. 文部科学省、原子力災害対策支援本部「放射線量等分布マップの作成等に関する報告書(第1編)」 (2012年)

本資料への収録日:2013年3月31日



事故発生直後に行われた環境試料のモニタリングでは、土壌や植物からは高濃度の放射性ヨウ素と放射性セシウムが検出されました。

本資料への収録日:2013年3月31日

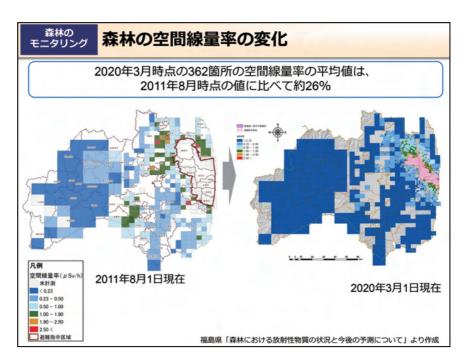


東京電力福島第一原子力発電所事故により、放射性物質の影響を受けた福島県内の 農地において、今後の営農に向けた取組を進めるために、農地土壌の放射性物質の測 定調査が行われています。上図は、福島県の307地点において2019年度に行われた 測定結果等に基づく、農地土壌の放射性物質濃度分布図(2019年11月2日時点に換 算)です。

農地土壌の試料は、放射性物質が耕起によって攪拌される深さや農作物が根を張る深さ等を考慮して、地表面から約15cm 又は耕うんの深さまでの土壌が採取されています。

前回調査の土壌中の放射性セシウム濃度の測定値(2018年11月15日時点換算値)と今回の測定値を同一の調査地点で比較したところ、約一年間で、避難指示区域外の水田で5%低下していることが確認されましたが、避難指示区域外の畑、牧草地及び樹園地ではほとんど低下は見受けられませんでした。なお、この期間における放射性セシウムの物理的減衰に伴う土壌濃度の低下は4%です。

本資料への収録日:2013年3月31日



福島県は、2011年度から毎年、県内の森林において空間線量率等のモニタリングを実施しています。2011年度の調査箇所は362箇所でしたが、2018年度には1,300箇所まで拡大して調査が実施されています。

継続して観測している362箇所の空間線量率の平均値は、2020年3月時点では  $0.20\,\mu$  Sv/h となり、2011年8月時点の値( $0.91\,\mu$  Sv/h)と比較して約22%となりました。

2020年3月時点の地域別の測定結果(最小値~最大値)は、以下のとおりです。

· 県北 (測定箇所数 361): 0.05 ~ 1.44 µ Sv/h

·県中(測定箇所数 122):0.04  $\sim$  0.42  $\mu$  Sv/h

· 県南 (測定箇所数 38):0.05  $\sim$  0.24  $\mu$  Sv/h

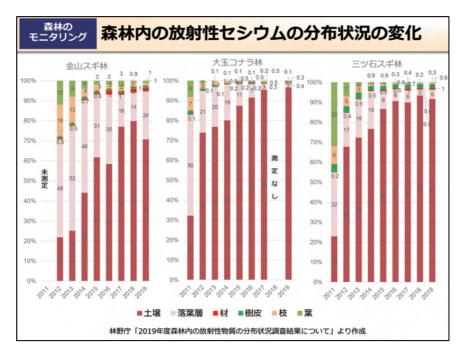
・会津(測定箇所数 33):0.03  $\sim$  0.08  $\mu$  Sv/h

·南会津 (測定箇所数 22):  $0.03\sim0.09\,\mu\,\mathrm{Sv/h}$ 

·相双 (測定箇所数 653): 0.10 ~ 3.30  $\mu$  Sv/h

・いわき (測定箇所数 71): 0.04 ~ 1.07 µSv/h (関連ページ: 上巻 P185「森林中の分布」)

本資料への収録日:2019年3月31日



森林内の放射性セシウムは、事故後最初の1年である2011年から2012年までにかけて、葉、枝、落葉層の放射性セシウムの分布割合が大幅に低下し、土壌の分布割合が大きく上昇しました。これは、樹木の枝葉等に付着した放射性セシウムが、落葉したり、雨で洗い流されたりして地面の落葉層に移動し、さらに落葉層が分解され土壌に移動したためと考えられます。その後も放射性セシウムの土壌への分布割合はさらに増えており、2019年現在、森林内の放射性セシウムの90%以上が土壌・落葉層に分布し、その大部分は土壌の表層0~5cmに存在しています。

また、落葉層の分布割合は金山スギ林で高く、他林分で低くなっており、林分ごとに異なる傾向を示しました。今後も引き続き調査を実施することとしています。

(関連ページ:上巻 P185「森林中の分布」)

本資料への収録日:2016年1月18日

#### 森林の モニタリング

### 渓流水中の放射性セシウムの観測結果(2012年)

区分		雪期 ~ 4/30)		雨期 ~ 7/31)	秋期 (8/1 ~ 10/31)
全試料数	118	(342)	184	(264)	175
不検出※1試料数	111	(333)	181	(260)	169
検出試料数 <sup>※2</sup>	7	(9)	3	(4)	6
検出試料中の放射性cs濃度 ※ <sup>3</sup> (最小値 ~ 最大値) (Bq/L)	1.1~5.9	(1.0~5.9)	1.0~ 13.1	(1.0~13.1)	1.1~6.8
不検出の割合	94.4%	(97.4%)	98.4%	(98.5%)	96.6%



資料: 渓流水中の放射性セシウムの観測結果(2012年6月12日、9月21日、 12月20日 (独) 森林総合研究所プレスリリース)より作成

林野庁

福島県内の森林から流れ出る渓流水に含まれる放射性セシウムを調査したところ、ほとんどの試料で不検出でしたが、降雨があった日等に一部の試料から放射性セシウムが検出されました。これらの試料には、懸濁物質(水に溶けない粒子)が含まれていたため、ろ過した後に改めて放射性セシウム濃度を測定したところ、全て不検出となりました。

これらのことから、放射性セシウムが検出されたのは、降雨により渓流水の流量が 増加する際に見られる一時的な懸濁物質の増加が主な理由と推測されます。

- 1. 検出下限値は Cs-134、Cs-137共に 1 Ba/L。
- 2. 検出試料には懸濁物質が含まれており、ろ過後に測定したところ全てが不検出。
- 3. 放射性セシウム濃度は Cs-134と Cs-137の合計。
- 4. 観測地は以下のとおり。

融雪期:伊達市、飯舘村、(二本松市、会津若松市、郡山市、広野町)

梅雨期:伊達市、飯舘村、(二本松市)

秋期:伊達市、飯舘村

5. 数値は全期間観測した伊達市と飯舘村の結果。なお、融雪期及び梅雨期の(の数値は上記4.の括弧書きの市町の結果を含む値。

本資料への収録日:2016年1月18日

#### #戸水の モニタリング

### 福島県の井戸水の検査結果

	会津地方	中通り地方	浜通り地方
			相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町、川 内村、葛尾村、飯館村、いわき市
2011年	全てND	全てND	全てND
2012年	全てND	全てND	全てND
2013年	全てND	全てND	全てND
2014年	全てND	全てND	全てND
2015年	全てND	全てND	全てND
2016年	全てND	全てND	全てND
2017年	全てND	全てND	全てND
2018年	全てND	全てND	全てND
2019年	全てND	全てND	全てND
2020年 (12月22日まで)	全てND	全てND	全てND

井戸水の放射性物質の測定結果を示す。

なお、ND(検出限界値未満):放射性セシウム、放射性ヨウ素共に 検出限界値は、2011年には5ベクレル/kg、2012年以降には 1ベクレル/kgとなっています。

※ 上記に記載の自治体は「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に参加している自治体です。 記載のない自治体は市町村独自の検査を実施している場合があります。

出典:ふくしま復興ステーション「飲用井戸水等の検査結果」(2020年12月22日時点)より作成

福島県の復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」では、事故のあった2011年以降の井戸水における飲用井戸水等のモニタリング検査結果が公開されています。「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」における検査体制に基づき、福島県に調査依頼を行った自治体に対して調査したものです。

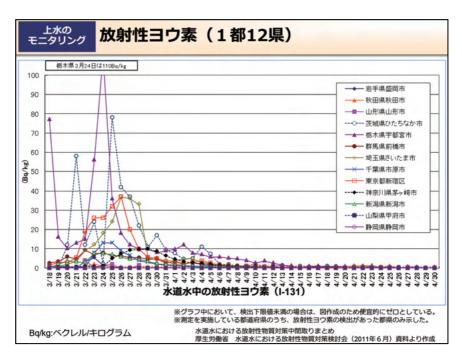
#### ふくしま復興ステーション「飲料水」

http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list280-888.html

井戸水などの飲料水の国の基準値は10Bq/kgですが、これまでの調査では井戸水から放射性物質は一度も検出されておらず、「ND」(検出限界値未満)です。

なお、検出限界値は2011年には放射性セシウム、放射性ヨウ素共に5Bq/kgであり、現在では1Bq/kgとなっています。

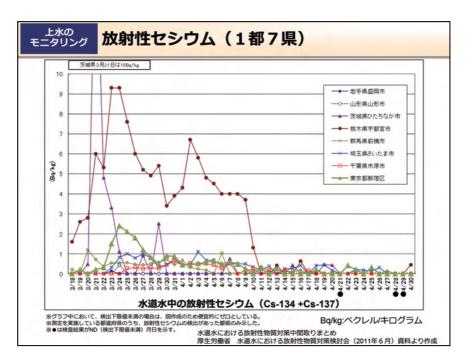
本資料への収録日:2017年3月31日



文部科学省による水道水中の放射性物質の検査の結果、放射性ヨウ素は、47都道府県中13都県において検出されました。2011年3月18日から3月29日にかけて各地で濃度がピーク値に達していますが、3月後半頃から多くの地点で減少傾向に転じ、4月以降は一部の地点で微量の放射性ヨウ素が検出されるのみとなりました。

本資料への収録日:2013年3月31日

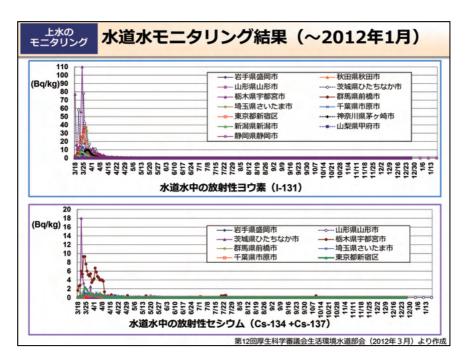
改訂日:2016年1月18日



文部科学省による水道水中の放射性物質の検査の結果、放射性セシウムは、47都 道府県中8都県において検出されました。2011年3月20日から4月初旬までに各地でピーク値に達しましたが、放射性ヨウ素と比較してその濃度は概して低いことが分かりました。そして、4月以降は一部の地点で微量が検出されるのみとなりました。

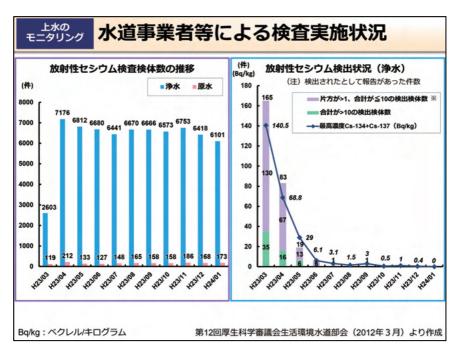
本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2016年1月18日



水道水のモニタリングの結果、半減期の短い放射性ヨウ素はもちろん、放射性セシウムが検出されることも2011年5月以降はほとんどなくなりました。

本資料への収録日:2013年3月31日



水道事業者による放射性セシウム検査の実施状況を見てみると、検体数は月当たり 浄水で大体6,000から7,000検体、原水は百数十検体ほどです。月別に検出された最 高濃度を比べると、最大は2011年3月の140.5Bq/kgで、その後は徐々に下がり、 2011年6月以降は10Bg/kgを超えて検出されたという報告はありません。

本資料への収録日:2013年3月31日

### 上水の 放射性セシウムの挙動 モニタリング 放射性セシウムの挙動概念図 大気 環境水 浄水処理 水道水 (主に河川水) Cs ヨウ化セシウム、 気体セシウム等が 混在? Cs Cs 除去 (凝集沈殿、ろ渦) 粒子状セシウム 部除去 (吸着、凝集沈殿、 セシウムイオン ろ過) 水環境中では、粒子状セシウム又は Cs+(陽イオン)で存在する可能性。

第12回厚生科学審議会生活環境水道部会資料(2012年3月)より作成

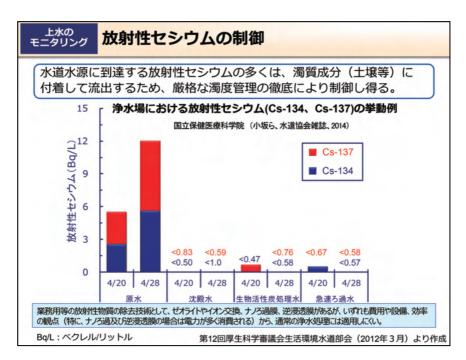
■ ヨウ素 (S) セシウムイオン

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性セシウムは、セシウム134 (Cs-134) 及びセシウム137 (Cs-137) がほぼ1対1の割合で存在し、環境中でも同様の比率で検出されていました。放射性セシウムは、東京電力福島第一原子力発電所から放出された直後は、粒子、又は気体で存在しましたが、その後、地面表層に降下したものが主に土壌、及びちり等に吸着した状態で存在していると考えられています。放射性セシウムは水中でちりに吸着した状態で土壌等濁質と同様の挙動をとりやすく、濁質の除去により高い除去率が期待できます。

本資料への収録日:2013年3月31日

一般的に陽イオンは、吸着・交換能力

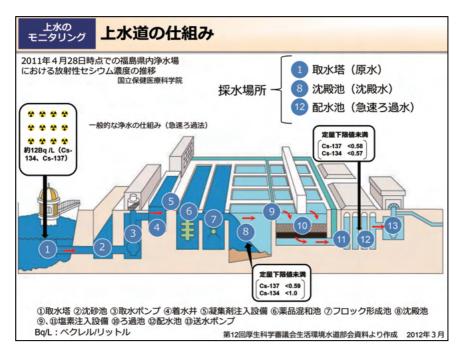
のある濁質に吸着しやすい。



2011年4月時点で福島県内の浄水場の原水、沈殿水、生物活性炭処理水、急速ろ過水について放射性セシウム濃度を測定したところ、原水に低濃度の放射性セシウムが流入していた場合でも、その放射性セシウムは沈殿の段階で土壌に付着して減少するというデータが得られました。

浄水処理工程を対象とした調査において、凝集沈殿、砂ろ過及び粉末活性炭により、 濁質と共に放射性セシウムが概ね除去されていました。また、現状ではほとんどの浄水で、放射性セシウムは検出されていません。これらの結果から、濁度管理の徹底によって、放射性セシウムは制御し得ることが分かりました。

本資料への収録日:2013年3月31日



この図では、日本で一般的に用いられている浄水方法である「急速ろ過法」を示しています。急速ろ過法では、河川やダムから取り入れた水に泥や小さな粒子を沈殿させる薬剤を用いて、フロックと呼ばれる大きな塊にします。そして、上澄みの水をろ過することで水道水が作られます。

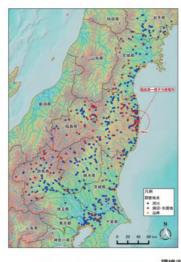
セシウムは土や泥に強く吸着する性質を持ちます(下巻 P30 「放射性セシウムの挙動」)。そのため、水がフロックと分離する際には、セシウムは土や泥の塊であるフロックの方に集まる性質があること、水道に用いられる水は沈殿池の上澄みの部分を用いることからも、セシウムは水道水にはほとんど混入しない仕組みになっています。

図中の放射性セシウム濃度の推移(Bq/L)は、2011年4月28日時点の福島県内 浄水場の実測値を浄水場の模式図の該当箇所に当てはめて示したものです。最初の取水の段階では1リットル当たり12Bq 程度だった放射性セシウム濃度が、最後の送水ポンプで送り出される段階では定量下限値未満まで低下しています。水1リットルは約1kgですので、厚生労働省が2011年3月に通知した水道水中の放射性物質に係る指標の200Bq/kg(放射性セシウム)より十分低く、2012年3月に出された、水道水中の新たな目標値10Bq/kg(下巻P45「2012年4月からの基準値」)よりも十分低かったことが分かります。

本資料への収録日:2015年3月31日

#### 陸水圏の モニタリング

### 福島県及び周辺地域における放射性物質モニタリング (公共用水域)



【実施範囲】 福島県、宮城県、茨城県、 栃木県、群馬県の全域及び 岩手県、千葉県等の一部

【測定地点】 602地点

【核種分析】 <試料> 水質、底質、 周辺環境(土壌)

<対象核種> 放射性セシウム 放射性ストロンチウム (一部水質、底質)等

【頻度】 汚染状況等に応じて、 年に2~10回の頻度で調査



(河川・水質)



(湖沼・底質

環境省2019年度公共用水域放射性物質モニタリング調査結果(まとめ) (http://www.env.go.jp/jishin/monitoring/results\_r-pw-r01.html)より作成

福島県を中心に、宮城県、茨城県等、放射性物質による汚染の懸念がある地域の河川、湖沼等において、モニタリングが実施されました。

2019年度は、602地点でモニタリングが実施されており、水等に含まれる放射性セシウム、ストロンチウムの分析が行われました。

水質の放射性セシウム濃度の調査結果は以下のとおりです。なお、底質(河川、湖沼等の底の泥)の調査結果は、下巻 P34「水環境放射性物質モニタリング調査(河川底質)」~下巻 P36「水環境放射性物質モニタリング調査(沿岸域底質)」に掲載しています。

### 【水質の放射性セシウム濃度の調査結果】

河川(2004試料) 全て不検出

湖沼・水源地(1358試料) 福島県浜通りの14試料(6地点)で検出された以外、全て不検出

沿岸(534試料) 全て不検出

※検出された地点では、いずれも浮遊物質量(SS)や濁度が比較的高い状況

本資料への収録日:2013年3月31日



### 水環境放射性物質モニタリング調査(河川底質)

### 河川底質の放射性セシウム濃度分布(2019年度)

											[採取記	(料数]	
放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	岩手県	宮城県	福島県 浜通り	福島県 中通り	福島県会津	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	合計	割合
1,000未満	79	193	294	323	168	209	278	214	196	8	8	1970	98.3%
1,000以上2,000未満	0	0	18	0	0	3	0	0	4	0	0	25	1. 2%
2,000以上3,000未満	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0. 2%
3,000以上4,000未満	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0.1%
4,000以上5,000未満	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0.1%
5,000以上10,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
10,000以上 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
수計	79	193	321	323	168	212	278	214	200	8	8	2004	100.0%

2019年度水環境放射性物質モニタリング調査(環境省水・大気環境局)より作成

2019年度も前年に引き続き、河川の底質の放射性セシウム濃度の調査が行われました。

福島県でのべ812試料、岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都を含めて、のべ2,004試料の調査が行われました。

調査の結果から、約98%の試料の放射性セシウムの濃度は1,000Bq/kg 未満となっています。

本資料への収録日:2013年3月31日



### 水環境放射性物質モニタリング調査(湖沼・水源地底質)

### 湖沼・水源地底質の放射性セシウム濃度分布(2019年度)

[採取試料数]

放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	宮城県	福島県 浜通り	福島県 中通り	福島県会津	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	合計	割合
1,000未満	70	80	43	154	70	30	82	28	557	66. 9%
1,000以上2,000未満	3	21	17	19	6	2	11	1	80	9.6%
2,000以上3,000未満	0	22	8	11	0	0	2	3	46	5. 5%
3,000以上4,000未満	0	18	7	11	0	0	1	0	37	4.4%
4,000以上5,000未満	0	8	4	3	0	0	0	0	15	1.8%
5,000以上10,000未満	0	30	1	2	0	0	0	0	33	4.0%
10,000以上	0	64	0	1	0	0	0	0	65	7.8%
合計	73	243	80	201	76	32	96	32	833	100.0%

2019年度水環境放射性物質モニタリング調査(環境省水・大気環境局)より作成

2019年度も前年に引き続き、湖沼・水源地の底質の放射性セシウム濃度の調査が行われました。

福島県でのべ524試料、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県を含めて、のべ833試料の調査が行われました。

調査の結果から、約67%の試料の放射性セシウムの濃度は1,000Bq/kg 未満となっています。

本資料への収録日:2013年3月31日



### 水環境放射性物質モニタリング調査(沿岸域底質)

### 沿岸域底質の放射性セシウム濃度分布(2019年度)

[採取試料数]

						F Males Inch	4-11202	
放射性セシウム濃度 (Bq/kg)	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	東京都	合計	割合
1,000未満	4	52	150	20	23	18	267	100.0%
1,000以上2,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
2,000以上3,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
3,000以上4,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
4,000以上5,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
5,000以上10,000未満	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
10,000以上	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
合計	4	52	150	20	23	18	267	100.0%

2019年度水環境放射性物質モニタリング調査(環境省水・大気環境局)より作成

2019年度も前年に引き続き、沿岸域の底質の放射性セシウム濃度の調査が行われました。

福島県でのべ150試料、岩手県、宮城県、茨城県、千葉県、東京都を含めて、のべ267試料の調査が行われました。

調査の結果から、いずれの試料の放射性セシウムの濃度も1,000Bq/kg 未満となっています。

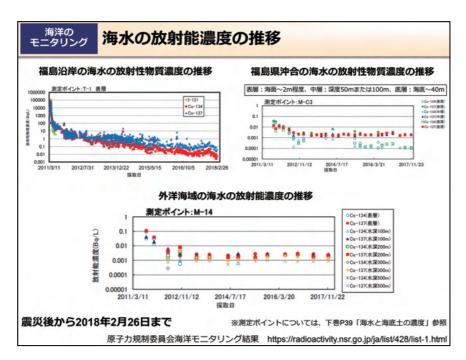
本資料への収録日:2013年3月31日

### 海洋の 海水と海底土の濃度(2011年度) モニタリング 海底土 海水 海城モニタリング結果 (平成23年12月5日~1月13日) (海底土中のCs-137) Readings of Sea Area Monitoring (Dec 5-Jan13, 2011) Cs-137 海域モニタリング結果(平成23年10月13日~12月1日)(海水中のCs-137) Readings of Sea Area Monitoring (Oct13-Dec01, 2011) Cs-137 凡例 ● > 1,000 Bq/kg > ● >100~1,000Bq/kg > ● >10~100Bq/kg> ● 测点1 (T-1) 0000000 MADE A1 A3 福島第2原発 00000000 00000000 3/21 7/21 11/21 3/21 .... ※ 当初、登提が重要な目的であったため、検出下限値が高く(Cs-137:198e/L)、NDとなることが あかった。同由ではNDの場合、プロットをしていない。 Bq/L:ベクレル/リットル Bq/kg:ベクレル/キログラム 第3回モニタリング調整会議 (2012年1月24日開催) 配付資料より作成

海水及び海底土の放射性セシウム(セシウム137)のモニタリングを、2011年10月以降、文部科学省(原子力規制庁設置まで)、原子力規制庁、水産庁、海上保安庁、環境省、福島県、東京電力(株)が連携して行っています。放射性セシウムの分析のみならず、放出口付近(採取ポイント: T-1、T-2)の試料に関しては、放射性ヨウ素(海水のみ)、放射性ストロンチウム、プルトニウム、トリチウム(海水のみ)についても分析されています。

図は事故当初の海域モニタリング結果です。

本資料への収録日:2013年3月31日



放射性セシウムが付着した土壌は川を経由して沿岸まで運ばれます。

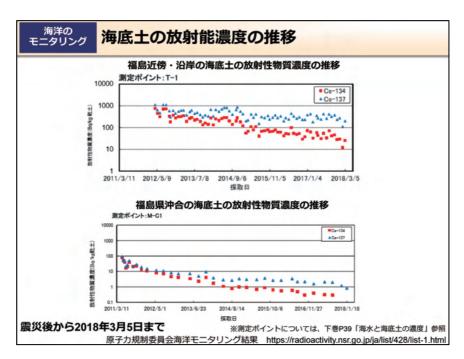
東京電力福島第一原子力発電所近傍の海水の放射能濃度は、事故直後は10万 Bq/L に上昇しましたが、希釈、拡散の効果により1か月半後にはその1,000分の1である100Bq/L に下がり、1年半後には10Bq/L、さらに現在では1Bq/L 以下にまで下がりました。

事故から半年後には、沿岸からの放射性セシウムを含んだ土壌が陸地から30kmの沖合まで運ばれましたが、沖合の測定ポイントM-C3の濃度は0.05Bq/Lと沿岸濃度の200分の1まで薄まっています。一般に、海底では放射性セシウムの一部が沈降し放射能濃度が高くなると想定されますが、2012年には海底近くでも0.008Bq/Lまで下がっており、表層や中層も下がっています。

陸地から180km 離れた外洋の測定ポイント M-14では、事故から半年後でも表層の濃度が30km 沖合の濃度と同じ程度の0.1Bq/L となっています。事故から2年後には、0.001Bq/L とさらに2桁下がっています。

(関連ページ: F巻 P187 「海洋中の放射性セシウムの分布」)

本資料への収録日:2014年3月31日

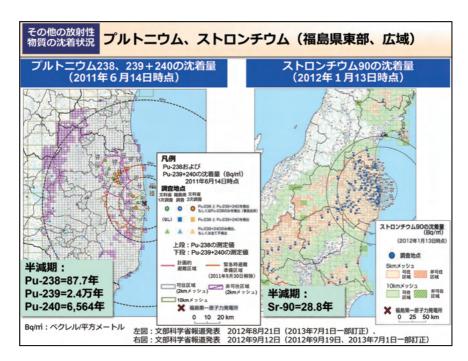


東京電力福島第一原子力発電所近傍の沿岸の海底土を乾燥させて測定した結果、当初はセシウム134、セシウム137ともに1,000Bq/kg程度ありましたが、事故から2年後には、セシウム137は500Bq/kgと半減し、セシウム134は200Bq/kgと5分の1になりました。(測定ポイントT-1)

陸地から40km 沖合(測定ポイント M-C1)の海底土の放射能濃度は、事故当時 100Bq/kg に上昇しましたが、1年後には10Bq/kg まで下がりました。

(関連ページ:上巻 P187 「海洋中の放射性セシウムの分布」)

本資料への収録日:2014年3月31日



2011年6月及び2012年1月に行われた国の土壌調査では、東京電力福島第一原子力発電所から100km 圏内及びその圏外の福島県西部の土壌試料が採取されました。

本調査で確認されたプルトニウム238、239+240の沈着量は、1か所で検出されたプルトニウム238の沈着量の値を除き、いずれの箇所においても、事故前の1999~2009年度までの全国で観測されたプルトニウム238、239+240の測定値の範囲(過去の大気圏内核実験の影響による範囲)に入るレベルでした(上巻 P184「核実験フォールアウトの影響(日本)」)。また、本調査で事故前に観測されたプルトニウム238の沈着量の最大値を超えた1か所の

すた、本調査で争め前に観測されたグルトニウム238の沈着量の最大値を超えた上が所のブルトニウム238の沈着量は、事故前のブルトニウム238の沈着量の最大値の1.4倍程度でした。なお、検出されたプルトニウムが原子力発電所事故由来のものかどうかを判断するために、プルトニウム238とプルトニウム239+240の沈着量の比率を、1999~2009年度までの11年間の全国で観測されたプルトニウム238とプルトニウム239+240の沈着量の比率と比較しています。その結果、東京電力福島第一原子力発電所の事故由来の可能性が高いと考えられる箇所は、マップ上において○で記載してあります。

ストロンチウム90については検出されたものの、東京電力福島第一原子力発電所の事故前の1999~2009年度の全国調査の観測値と比較したところ、いずれの調査箇所でも過去の大気圏内核実験の影響による範囲内にありました。また、多くの調査箇所におけるストロンチウム90の沈着量は、セシウム137の沈着量の1,000分の1程度であることが確認されましたが、ごくまれにストロンチウム90の沈着量がセシウム137の沈着量の10分の1程度まで変動している場合があることが確認されています。

本資料への収録日:2013年3月31日



「福島県における土壌の放射線モニタリング調査計画」に基づき、2011年8月10日~10月13日に採取された県内の土壌について、プルトニウム238、239+240の分析が行われました。

この調査において県内で検出されたプルトニウムの沈着量は、全て東京電力福島第一原子力発電所事故発生前の10年間の県内の調査結果の範囲でした。しかし、東京電力福島第一原子力発電所周辺の参考調査地点(7地点)のうち、1地点(大熊町夫沢:参考4)については、事故発生前の調査結果の範囲から外れる値となっており、東京電力福島第一原子力発電所の影響があると考えられます。

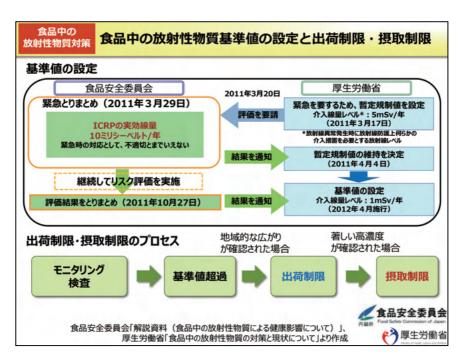
本資料への収録日:2013年3月31日

## 第8章

## 食品中の放射性物質

食品中の放射性物質の基準値と検査の結果、食品中の放射性物質濃度を低減させる取組等について説明します。

東京電力福島第一原子力発電所事故以降、市場に流通する食品の安全性がどのように確保されているのかについて、その枠組みや具体的な対応を知ることができます。また、実際にどのくらいの食品が基準値を超えているのか、事故後から現在までの検査の結果を知ることができます。



通常、食品の危害物質の摂取による健康影響は、科学的知見に基づいて、リスク評価機関の食品安全委員会が、客観的、中立公正にリスク評価を行い、評価結果に基づいて、リスク管理機関の厚生労働省や農林水産省等が、食品ごとの規制値等を立案して規制します。

東京電力福島第一原子力発電所事故直後は、緊急を要する事態であったため、2011年3月17日、厚生労働省は主に原子力安全委員会の示した指標値に基づいて、食品中の放射性物質の暫定規制値を設定しました。これを受けて食品安全委員会が、5回の会合を経て、3月29日に「放射性物質に関する緊急とりまとめ」を厚生労働省に通知し、厚生労働省は当面は暫定規制値を維持するという決定をしました。

食品安全委員会は2011年10月に評価結果を厚生労働省へ通知し、厚生労働省において暫定規制値の見直しが行われ、2012年4月1日からは、より一層の安全・安心を確保し、長期的な状況に対応するため、介入線量レベルを年間1mSvに引き下げ、現行の基準値を設定しました。

食品中の放射性物質に関する検査は、原子力災害対策本部が決定したガイドラインに従って、地方自治体が検査計画を策定して実施します。検査の結果、基準値を超過した食品は回収・廃棄され、基準値を超過する食品に地域的な広がりが認められる場合には、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が地域や品目を指定して出荷制限の指示を行います。

また、著しく高い値が検出された品目は、その品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限が設定されます。

(関連ページ:上巻 P174「食品中の放射性物質に関する指標」、下巻 P45「2012年4月からの基準値」)

出曲

政府広報オンライン(https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201204/3.html)、原子力 炎害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(2019年3月22日)より作成

本資料への収録日:2013年3月31日



2011年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に対応して、3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けで「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が取りまとめられました。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」は、これまでの検査 結果や低減対策等の知見の集積等を踏まえて改正されています(直近では2019年3 月22日)。

検査結果、出荷制限や摂取制限等に関する情報は、国や地方公共団体のホームページなどを通じて、積極的に公開されています。

本資料への収録日:2018年2月28日

#### 食品中の 放射性物質対策

### 2012年4月からの基準値

暫定規制値に適合している食品は、健康への影響はないと一般的に 評価され、安全は確保されていたが、

より一層、食品の安全と安心を確保する観点から、暫定規制値で 許容していた年間線量5ミリシーベルトから年間1ミリシーベルトに 基づく基準値に引き下げた。

### ○放射性セシウムの暫定規制値※1 ○放射性セシウムの現行基準値※2

規制値	
200	
200	
500	



1	食品群
	飲料水
	牛乳
	一般食品

※2 ストロンチウム90、放射性プルトニウム等を考慮して基準値を設定

単位: Bq/kg)

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成とう厚生労働省

2012年3月までの「暫定規制値」に適合している食品においても、健康への影響 という面では安全は確保されていました。しかし、より一層食品の安全、安心を確保 する観点から見直しがなされ、2012年4月1日より現行の「基準値」が設定されま した。

まず、放射性セシウムとストロンチウムの暫定規制値の設定では、食品中の放射性 物質から受ける放射線量が年間5ミリシーベルトを超えないということが根拠になっ ていました。

現行の基準値については、食品中の放射性物質から受ける放射線量が年間 1 ミリ シーベルトを超えないように設定しています(下巻 P49「基準値設定の考え方◆基 準値の根拠」)。また、暫定規制値では5区分に分類されていた食品が現行の基準値で は4区分に再分類されました(詳しくは、下巻 P46「食品区分について【参考】」を 参照)。

(関連ページ:上巻 P174「食品中の放射性物質に関する指標」、下巻 P51「基準値 の計算の考え方(1/2)|、下巻 P52 「基準値の計算の考え方(2/2)|)

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 食品中の 放射性物質<u>対策</u>

## 食品区分について【参考】

### ● 基本的な考え方

特別な配慮が必要と考えられる「飲料水」、「乳児用食品」、「牛乳」 は 区分を設け、それ以外の食品を「一般食品」とし、全体で4区分とする。

食品区分	設定理由	含まれる食品の範囲
飲料水	①全ての人が摂取し代替がきかず、摂取量が大きい ②WHOが飲料水中の放射性物質の指標値 (10Bq/kg) を提示 ③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能	○直接飲用する水、調理に使用する水及び水との 代替関係が強い飲用茶
乳児用食品	○食品安全委員会が、「小児の期間については、 感受性が成人より高い可能性」を指摘	○健康増進法(平成14年法律第103号)第26条第1項の 規定に基づく特別用途表示食品のうち「乳児用」に 適する旨の表示許可を受けたもの ○乳児の飲食に供することを目的として販売するもの
牛乳	①子供の摂取量が特に多い ②食品安全委員会が、「小児の期間については、 感受性が成人より高い可能性」を指摘	○乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和20年厚生省令第52号)の乳(牛乳、低脂肪乳、加 乳等)及び乳飲料
一般食品	以下の理由により、「一般食品」として一括して区分 ①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響 を最小限にすることが可能 ②国民にとって、分かりやすい規制 ③コーデックス委員会等の国際的な考え方と整合	○上紀以外の食品

食品の放射性物質の基準値は、四つの区分ごとに定められています。

「飲料水」については、①全ての人が摂取し、代替がきかず、摂取量が大きい、②世界保健機関(WHO)が飲料水中の放射性物質の指標値(10Bq/kg)を提示、③水道水中の放射性物質は厳格な管理が可能(下巻 P32「上水道の仕組み」)といったことを踏まえ、基準値(10Bq/kg)が設定されています。

「牛乳」では、①子供の摂取量が特に多い、②食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性がある」との指摘から50Bq/kg に設定されました。

「乳児用食品」の区分では、食品安全委員会の「小児の期間については、感受性が成人より高い可能性がある」という指摘から牛乳と同じ設定値(50Bq/kg)になりました。

「一般食品」は、①個人の食習慣の違い(摂取する食品の偏り)の影響を最小限にすることが可能、②国民にとって、分かりやすい規制、③コーデックス委員会(消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の促進等を目的として設置された政府間組織で、食品の国際基準の策定等を行っている)等の国際的な考え方と整合するといったことを踏まえ、基準値(100Bg/kg)が設定されています。

(関連ページ: F巻 P174「食品中の放射性物質に関する指標」)

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 食品中の 放射性物質対策

### 食品健康影響評価の結果の概要

(2011年10月27日食品安全委員会)

■ 放射線による影響が見いだされているのは、 生涯における追加の累積線量が、おおよそ100ミリシーベルト以上 (通常の一般生活で受ける放射線量(自然放射線やレントゲン検査等) を除く)

■ そのうち、小児の期間については、感受性が成人より高い可能性 (甲状腺がんや白血病)



- 5 歳未満であった小児に白血病のリスクの増加 (Noshchenko et al. 2010 チェルノブイリ原発事故におけるデータ)
- ■被ばく時の年齢が低いほど甲状腺がんのリスクが高い (Zablotska et al. 2011 チェルノブイリ原発事故におけるデータ) 《ただし、どちらも線量の推定等に不明確な点があった》
- 100ミリシーベルト未満の健康影響について言及は難しい



- 被ばく量の推定の不正確さ
- 放射線以外の様々な影響と明確に区別できない可能性
- 根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さい

**《**食品安全委員会

食品安全委員会は、現在の科学的知見に基づき、食品からの追加的な被ばくについて検討した結果、放射線による健康への影響が見いだされるのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における追加の累積線量として、おおよそ100ミリシーベルト以上と判断しています。

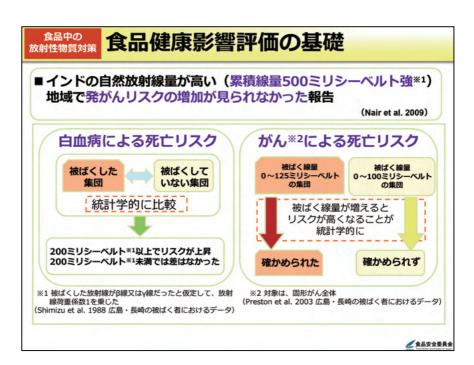
そのうち、小児の期間については、線量の推定方法等に不明確な点はありますが、 甲状腺がんや白血病のリスクに関するチェルノブイリ原子力発電所事故後の健康影響 に関する知見等から、感受性が成人よりも高く、放射線の影響を受けやすい可能性が あるとしています(上巻 P115「年齢による感受性の差」)。

またその一方で、100ミリシーベルト未満の健康影響については、たとえ影響があったとしてもそれは非常に小さなものであることから、放射線以外の様々な発がん影響と明確に区別できない可能性や、根拠となる疫学データの対象集団の規模が小さいこと等のために追加的な被ばくによる発がん等の健康影響を証明できないという限界があるため、言及することは難しいとしています。

なお、生涯における追加の累積線量として「おおよそ100ミリシーベルト」とは、それ以下では健康影響が出ないという数値ではなく、また、健康への影響が必ず生じるという数値でもありません。食品についてリスク管理機関が適切な管理を行うために考慮すべき値とされています。

(関連ページ: F巻 P100「低線量率被ばくによるがん死亡リスク」)

本資料への収録日:2013年3月31日



この図では、食品健康影響の評価の基礎になった疫学データが示されています。

インドの自然放射線量が高い地域で500ミリシーベルトを超えた人でも発がんリスクの増加がみられなかったという報告があります(上巻 P124「低線量率長期被ばくの影響」)。

また、広島・長崎の被ばく者のデータでは、白血病による死亡のリスクに関して、200ミリシーベルト以上ではリスクが上昇しているけれども、200ミリシーベルト未満では被ばくした集団と被ばくしていない集団との間に統計学的に有意な差がみられなかったという報告もあります(上巻 P119「白血病の発症リスク」)。

さらに、同じ被ばく者のデータを解析した別の報告では、ゼロから125ミリシーベルトの集団では、被ばく線量が増すとがんによる死亡のリスクも大きくなるということが統計的に確かめられました。しかし、ゼロから100ミリシーベルトの集団では線量とがんによる死亡リスクとの間では、統計的な有意差は確かめられませんでした。こうしたデータを基に、食品健康影響の評価結果は示されました。

本資料への収録日:2013年3月31日

## 基準値設定の考え方◆基準値の根拠

- Q. 基準値の根拠は、なぜ、年間1ミリシーベルトなのですか?
- A. ①科学的知見に基づいた国際的な指標に沿っている

# 食品の国際規格を作成しているコーデックス委員会の現在の指標で、年間1ミリシーベルトを超えないように設定されていること

- 注) 国際放射線防護委員会 (ICRP) は、年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、有意な線量 の低減は達成できないとしており、これに基づいてコーデックス委員会が指標を定めている。
  - ② 合理的に達成可能な限り低く抑えるため

モニタリング検査の結果で、多くの食品からの検出濃度は、時間の経過と共に相当程度低下傾向にあること

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 🥎 厚生労働省

食品中の放射性物質の基準値は、食品の国際規格を策定しているコーデックス委員会が指標としている年間線量1ミリシーベルトを踏まえて設定されています。元をたどると、国際放射線防護委員会(ICRP)が「年間1ミリシーベルトより厳しい措置を講じても、有意な線量の低減は達成できない」という考え方を示しています。その勧告に基づいて、コーデックス委員会は指標を定めています。

また、「合理的に達成可能な限り低く抑える」という ALARA の原則(As Low As Reasonably Achievable)に基づいています(上巻 P169「防護の最適化」)。実際にモニタリング検査をしたところ、多くの食品からの検出濃度が相当程度低下傾向にありましたので、一般食品中の放射性セシウム濃度の基準値を引き下げて100Bq/kgとしても、日本人の食生活に不具合を来すことはないということも分かりました。

(関連ページ:下巻 P51 「基準値の計算の考え方(1/2)」)

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 食品中の 放射性物質対策

### 影響を考慮する放射性核種

### Q.なぜ、基準値は放射性セシウムだけなのですか?

○基準値は、原子力安全・保安院の評価に基づき東京電力福島第一原子力発電所事故に より放出されたと考えられる核種のうち、半減期1年以上の全ての核種を考慮。

規制対象核種	(物理的) 半減期		
セシウム134	2.1年		
セシウム137	30年		

ストロンチウム90	29年
プルトニウム	14年~
ルテニウム106	374⊟

※半減期が短く、既に検出が認められない放射性ヨウ素(半減期:8日)や、原発敷地内においても 天然の存在レベルと変化のないウランについては、基準値設定しない。

○ただし、放射性セシウム以外の核種は測定に時間が掛かるため、個別の基準値を 設けず、放射性セシウムの基準値が守られれば、上記の核種からの線量の合計が 1ミリシーベルトを超えないよう計算。

※食品の摂取で放射性セシウム以外の核種から受ける線量が最大でどの程度になるかは、土壌の汚染 濃度、土壌から農作物への放射性物質の移行のしやすさのデータ等から、年代別に計算できる。例 えば、19歳以上の場合、放射性セシウム以外の核種からの線量は、全体の約12%。

A.セシウム以外の影響を計算に含めた上で、比率が最も高く、 測定が容易なセシウムを指標としている。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 🥕 厚生労働省

この図では、放射性物質の中でも、放射性セシウムについて基準値が設定されている理由が示されています。

東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出されたと考えられる核種の中で、 半減期が1年以上の全ての核種が考慮されています。つまり、放射性セシウムだけではなく、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106といった上記スライドの放射性物質が考慮されています。この基準値は、長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある核種を対象としており、例えば、放射性ヨウ素には、基準値は設定されていません。放射性セシウム以外の核種を実際に何ベクレル以下といった基準値を設けて、そのまま現場で測定をしようとしても、検査に時間が掛かります。一方、放射性セシウムは容易に測定でき、放射性セシウムの基準値が守られれば、放射性セシウムと放射性セシウム以外の核種から受ける年間の被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないように設定しています。

具体的には、放射性セシウム、ストロンチウム90、プルトニウムをはじめとした上記スライドの放射性物質の影響がどれ位あるのかが土壌等を調査して割り出されました。例えば、19歳以上の人の場合は、東京電力福島第一原子力発電所から放出された放射性物質を含む食品を食べて、そこから受ける影響全体を100としたとき、放射性セシウムからの影響が88くらいになります。一方でそれ以外の核種からの影響が12くらいであると分かりました。こういったデータを基に、放射性セシウム以外の影響についても計算に含めた上で基準値が設定されました。

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 食品中の 放射性物質対策

## 基準値の計算の考え方(1/2)

#### 「年間1ミリシーベルト」

→「一般食品の放射性セシウム濃度:1kg当たり100ベクレル」はどう算出?

### 1. 計算をする際の前提・仮定

- ●飲料水については、世界保健機関(WHO)が示している指標に沿って、基準値を10Bq/kgとする。
  - 一般食品に割り当てる線量は、年間の線量1ミリシーベルトから、「飲料水」の線量(約0.1ミリシーベルト/年) を差し引いた約0.9ミリシーベルト/年(0.88~0.92ミリシーベルト/年)となる。
- ●国内産の食品が、全ての流通食品中に占める割合を50%と仮定する。

※国内産の食品が基準値上限の放射性物質を含むとの仮定で基準値を算出。

2. 線量(ミリシーベルト)と、放射性物質の濃度(ベクレル)の換算方法(イメージ)

放射性物質 摂取量 × × 実効線量係数 = の濃度 (ミリシーベルト) (kg) (Bq/kg)

1. の前提に基づいて、一般食品から受ける線量が割り当てた線量以下になるよう、一般食品1kg当たり の放射性物質の限度値を求める。

(例) <13~18歳 男性の場合>

0.88ミリシーベルト=X (Bq/kg) × 374kg (年間の食品摂取量の50%) × X = 120 (Bq/kg) (3桁目を切り下げ)

考慮した実効線量係数 0.0000181

※旅人のセンプム134の実効線量係数は0,000019、センプム137は0,000013である等、核種によって実効線量係数は異なります。 このため、今回の基準値の計算では、各核機の食品中の濃度比率に基づき、全ての対象核構の影響を考慮に入れた実効線重情数を使って、限度値を 計算しています。 ※濃度比率は、各核種の単端順の違いにより経年的に変化しますが、今後100年間で最も安全側となる係数を用いています。 窓以上の機変が法については、大まかな考え方を示しています。詳しい計算が法は業事・食品衛生番議会資料をご覧ください。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 (\*\*) 厚生労働省

この図では、基準値の計算の考え方が示されています。年間の放射線量の限度である 1ミリシーベルトと一般食品の放射性セシウム濃度の基準値である100Bq/kg との関 係について示します。

まず、1ミリシーベルトから飲料水に割り当てられた約0.1ミリシーベルトを引いて、 一般食品に0.88~0.92ミリシーベルトを割り当て、次に、日本の食料自給の状況など を考慮し、流通する食品の50%(国産品の全て)が放射性物質を含むと仮定します。 この場合、13~18歳の男性の場合、年間の一人当たりの食品摂取量(約748kg)の 50%に相当する374kgが国産品に由来することになります。さらに、対象となる全て の放射性核種の実効線量係数を考慮した値(0.0000181ミリシーベルト/Bg)を係数 とします。

そうすると、以下の計算式が成り立ちます。

0.88ミリシーベルト = (放射性物質の濃度:Bq/kg) x 374kg x 0.0000181 (ミリ シーベルト /Ba)

(放射性物質の濃度: Bg/kg) =120Bg/kgとなります。

この120Bg/kgを一般食品に含まれる放射性物質の濃度が超えなければ、1年間で も0.88ミリシーベルト以内の放射線量に収まることとなります。

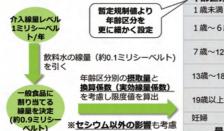
一般食品の放射性物質濃度は120Bg/kgを安全側に切り下げた100Bg/kgにするこ とで、より安全性が確保されていることになります。

(関連ページ:下巻 P45「2012年4月からの基準値」、下巻 P52「基準値の計算の考 え方(2/2)])

本資料への収録日:2013年3月31日

# 基準値の計算の考え方(2/2)

### 3. 年齢区分ごとに限度値を計算



年齢区分	性別	限度値(Bq/kg)	
1歳未満	男女平均	460	
1歳~6歳	男	310	
1 版~ 6 版	女	320	
7歳~12歳	男	190	
7 18K ~ 12MK	女	210	基準値
13歳~18歳	男	120	100Bg/kg
13/8% ~ 10/8%	女	150	TUUBq/kg
19歳以上	男	130	
19/6/6/1	女	160	
妊婦	女	160	
最小	直	120	

### 全ての年齢区分における限度値のうち、最も厳しい(小さい)値から基準値を設定

- ●どの年齢の方も考慮された基準値となる。
- 乳幼児にとっては、限度値と比べて大きな余裕がある。

### 4. 牛乳・乳児用食品の基準値について

子供への配慮の観点で設ける食品区分であるため、万が一、これらの食品 の全てが基準値レベルとしても影響のない値を基準値とする。

→ 一般食品の100Bq/kqの半分である50Bq/kgを基準値とする。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 (\*\*\*) 厚生労働省

AZ-7-F

基準値に対する考え方として、年齢を考慮した区分ごとに線量の限度を割り出そう という考え方があります。

一般食品に割り当てられる線量は飲料水の割当て分を引いた約0.9ミリシーベルトです。

年齢区分別に、年間の摂取量と各年齢区分に相当する実効線量係数を基に求められた値が放射性セシウム濃度の限度値(Bq/kg)として表に示されています。なお、この限度値は、セシウム以外の影響も考慮した上で計算されています(下巻 P50「影響を考慮する放射性核種」)。

その結果、年齢が13~18歳までの男性の限度値が最も厳しい「120Bq/kg」という値になりました。

基準値の設定において、どの年齢層の人でも安全が確保されるため、120Bq/kgを安全側に切り下げた「100Bq/kg」に設定されました。

また、牛乳・乳児用食品については、子供の安全性確保の面から、全てが基準値上限の放射性物質を含んでいると仮定しても影響が出ないよう、一般食品の半分の「50Ba/kg」が設定されました。

(関連ページ:下巻 P45「2012年4月からの基準値」、下巻 P51「基準値の計算の考え方(1/2)」)

本資料への収録日:2013年3月31日

## 飲料、乾燥食品の基準値適用の考え方【参考】

食品区分	放射性物質に関わる基準値
飲料など	
緑茶、緑茶を原料の一部に含むブレンド茶	飲料水の基準
緑茶等に砂糖、抹茶、香料、ビタミンC等を加えたもの	(1キログラム当たり10ベクレル(Bq/kg))
麦茶	大麦の状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg))
緑茶・麦茶以外の、紅茶、ウーロン茶、ハーブティ、 杜仲茶、ドクダミ茶、レギュラーコーヒーなど	飲む状態で一般食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg))
ミルクを加えたものなどで、乳及び乳製品の成分規格 等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号)の乳(牛 乳、低脂肪乳、加工乳等)及び乳飲料に該当するもの	牛乳の区分の基準 (1キログラム当たり50ベクレル(Bq/kg))
抹茶や茶葉をそのまま粉砕した粉末茶	粉末の状態で一般の食品の基準 (1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg))
粉末飲料等の希釈して飲まれる飲料	製品状態で一般食品の基準
抹茶を原料に含むペットボトル飲料のうち、緑茶の浸 出液を原料に含まないもの	(1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg)) 
乾燥食品	
濃縮スープ、濃縮たれ、濃縮つゆなどの濃縮食品	製品状態で一般食品の基準
フリーズドライ食品、粉末スープ、即席みそ汁などの 乾燥食品	- 製品状態で一般良品の基準  (1キログラム当たり100ベクレル(Bq/kg)) 

表は、飲料等において適用される放射性物質に係る基準値や、粉末を水や湯に溶かして飲用するスープなどの濃縮食品、乾燥食品において適用される放射性物質に係る基準値の一部を示したものです。 各区分の詳細は以下を参照ください。

- 緑茶:せん茶と、これに類するものとして玉露、ほうじ茶、玄米茶などチャノキを原料とし、茶葉を発酵させていないもの。
- 抹茶・茶葉を粉砕した粉末茶:茶葉から浸出された茶ではなく、茶葉そのもので摂取すること、 また、アイスクリーム等の食品の原料としても使用される場合も多いことから、粉末の状態で一般食品の基準が適用される。
- 乾燥食品:原材料の状態と食べる状態(水戻しを行った状態)で一般食品の基準値を適用する乾燥食品の範囲は、乾燥きのご類、乾燥野菜、乾燥させた海藻類、乾燥させた魚介類。
- ・乾燥きのこ類:日本標準食品分類に示された乾燥きのこ類のうち、しいたけ、きくらげ等
- ・乾燥野菜:日本標準食品分類に示された乾燥野菜のうち、フレーク及びパウダーを除き、かん ぴょう、割り干しだいこん、切り干しだいこん、ぜんまい、わらび、いもがら等
- ・乾燥させた海藻類:日本標準食品分類に示された加工海藻類のうち、こんぶ、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天等
- ・乾燥させた魚介類:日本標準食品分類に示された素干魚介類のうち、本干みがきにしん、棒たら、 さめひれ等、煮干魚介類のうち、干あわび、干なまご等
- 乾燥しいたけ:粉砕後のサンプルに、日本食品標準成分表等の水戻しによる水分含量の公表データ(重量変化率)を参考として、必要な水分をあらかじめ添加して検査を行うことを原則としています。この方法では、だし汁に溶出する分も含めて検査をしていることと同義となります。
- 濃縮果汁:運送用等の目的でのみ流通し、消費者など不特定の方に販売されるまでには、工場等で必ず希釈された状態に再加工されることが確実なものなどについては、濃縮された状態で飲食に供される可能性はないため、原則として濃縮率に基づいて果汁の状態に希釈した状態に基準値が適用となる。

これらの基準は、厚生労働省「食品中の放射性物質に係る基準値の設定に関する Q&A について」にまとめられています。

本資料への収録日:2019年3月31日

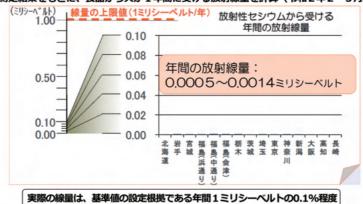
## 流通食品での調査(マーケットバスケット調査)

### ● 各地で流通する食品を購入し、放射性セシウムを精密に測定

国民の食品摂取量(国民健康・栄養調査)の、地域別平均に基づいて購入し、混合して測定

- ◆通常の食事の形態に従った、簡単な調理をして測定
- ◆生鮮食品はできるだけ地元産・近隣産のものを購入





2011年度からマーケットバスケット方式により、平均的な食事に含まれる放射性物質の量を調査しています。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

2020年2月から3月に、全国15地域で、実際に流通する食品を購入して、放射性セシウムの測定を行い、1年間に食品中の放射性セシウムから受ける放射線量を推定しました。

食品中の放射性セシウムから、人が1年間に受ける放射線量は、0.0005~0.0014 ミリシーベルトと推定され、現行基準値の設定根拠である年間上限線量1ミリシーベルト/年の0.1%程度であり、極めて小さいことが確かめられました。

マーケットバスケット調査:

種々の化学物質の1日摂取量を推定するための調査方法の一つです。

出典

• 厚生労働省ウェブサイト (https://www.mhlw.go.jp/shinsai jouhou/market basket.html)

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2021年3月31日

(2) 厚生労働省

		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
準值超	野生のきのこ・山菜類等		0		0	•	0	0	•	0					0	0	0	0
の品目	野生鳥獣の肉類		0		0	0	0		0	0					•			
準値の 2~基準 の品目	野生のきのこ・山菜類等			•														
	海産魚種	-	-	-	-	-	-	-	×	×	-	×	-	-	-	×	×	-
	内水面魚種	-		-		-	0		0	0	0	-	-	-	-	-	-	-
木きのこ	ご類の検査対象品目及	びそ	の対	象自	治体	ķ.												_
		青森県	岩手県	秋田県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	千葉県	埼玉県	東京都	神奈川県	新潟県	山梨県	長野県	静岡県
	原木きのこ類	•	•	•	•	•	•	•	<b>A</b>	•	•	<b>A</b>	<b>A</b>	•	•	<b>A</b>	•	•

2016年度には、東京電力福島第一原子力発電所事故から5年以上が経過し、放射性物質の濃度が全体として低下傾向にあり、基準値を超える品目が限定的となっていることを踏まえ、栽培/飼養管理が可能な品目群を中心に、検査の合理化及び効率化がなされました。

その後、検査結果が集積されたこと等を踏まえ、毎年、検査対象自治体、検査対象 品目、出荷制限の解除の考え方等の見直しを行い、2020年度現在では、図のような 検査対象となっています。

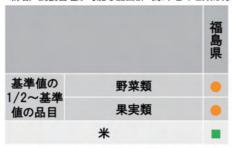
栽培/飼養管理が困難な品目群は、管理の困難性等を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を、検査対象品目ごとに定めています。

原木きのこ類は、生産資材への放射性物質の影響を考慮し、検査を継続する必要がある自治体を定めています。

本資料への収録日:2018年2月28日

### 検査対象自治体及び検査対象品目 (栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類は除く))

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類は除く)の検査対象品目及びその対象自治体



※飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目のうち、 乳の検査は福島県において、牛肉の検査は、岩手県、宮城県、福島県及び栃木県において実施する。

- <u>商近1年間(2019年4月1日から2020年2月29日まで)の結果に基づき分類</u>
   : 基準値(水産物においては基準値の1 / 2)超過が検出された6の。
   : 基準値の1 / 2 の超過が検出された6の(基準値超過が検出された6のを除く。)。
   : I検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(2020年3月23日)」(原子力災害対策本部)の 別添において検査対象となっているもの。
- : 直近1年間の検査結果等に基づいた場合、当該自治体において検査対象として区分されないもの。

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 (\*\*) 厚生労働省

栽培/飼養管理が可能な品目群(原木きのこ類は除く。)は、直近3年間の検査結 果に基づき、基準値の2分の1を超える放射性セシウムが検出された品目が確認され るなど検査を継続する必要がある自治体を検査対象品目ごとに定めています。

また、他の自治体においては、必要に応じて検査を実施することとしています。

本資料への収録日:2018年2月28日

### 検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

	<b>◎及び●の自</b> <b>(■</b> 及び▲の自治体も					
	>基準値の2分の1の市町村	その他の市町村				
>基準値の2分の1	3 検体以上	1 検体以上※1				
牛肉	農家毎に3か月に	<b>1 □</b> <sup>※2</sup>				
乳	クーラーステーション等の単位で 定期的に実施**3					
内水面魚 海産魚	定期的に実	施				

※1: 県内を市町村を越えて複数の区域に分割し、区域単位で3検体以上実施することもできる。

※2:自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家は、12か月に1回程度とすることができる。 ただし、過去3年間において基準値の1/2を超える放射性セシウムが検出されたことがない農家で飼養される牛で、飼料の流通・利用の自粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、かつ、自 粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られていることを都適府県が確認し、検査の必要がないと 認める牛については検査を要しないことができる。

※3:自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で 生産された原乳のみを取り扱っており、かつ直近3年間の検査が全て基準値の1/2以下であるクーラース テーション等についてはこの限りではない。

直近1年間(2019年4月1日から2020年2月29日まで)の結果に基づき分類

: 基準値(水産物においては基準値の1/2)超過が検出された自治体。

・ 基準値の1/2の超過が検出された自治体(基準値超過が検出されたものを除く)。

▲:生産資材への放射性物質の影響の状況から、栽培管理及びモニタリング検査が必要な自治体。 ■:「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(2020年3月23日)」(原子カ災害対策本部)の別添において検査対象と

なっているもの

厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成

(\*) 厚生労働省

この表は、検査において基準値を超える放射性セシウムが確認された自治体(○の自治体)、及び基準値の2分の1を超える放射性セシウムが確認された自治体(●の自治体)等における検査の検体数及び検査頻度を示しています。

原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(2020年3月23日)」では、次のように示されています。

・2019年4月以降、当該食品分類で基準値の2分の1を超える品目が確認された 自治体で、当該品目から基準値の2分の1を超える放射性セシウムを検出した地 域においては市町村ごとに3検体以上、その他の地域においては市町村ごとに1 検体以上(生息等の実態を踏まえ、県内の市町村を越えて複数の区域に分割し、 区域単位で3検体以上とすることもできる。)、それぞれ実施する。(表中◎及び○)

本資料への収録日:2013年3月31日

## 食品中の放射性物質に関する検査の手順

## 精密な検査(①)と、効率的なスクリーニング検査(②)を組み合わせて実施

- ① ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法
  - ② NaIシンチレーションスペクトロメータ等を用いた 放射性セシウムスクリーニング法
    - ← 短時間で多数の検査を実施するため導入

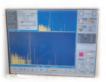
## <測定の流れ>

細 切 秤 測 析 量 定 解









厚生労働省ウェブサイト「食品中の放射性物質への対応」より作成 🙌 厚生労働省



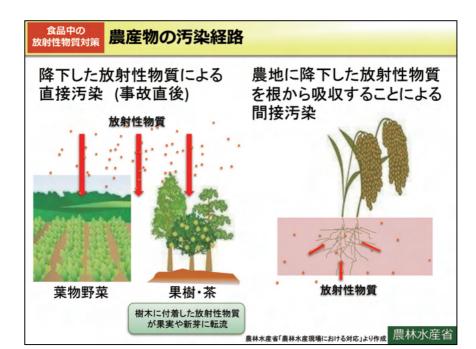
この図では、食品中の放射性物質に関する検査手順が示されています。

食品の検査には、①精密な検査と②効率的なスクリーニング検査の2種類の方法が あります。

精密な検査としては、ゲルマニウム半導体検出器を用いた核種分析法があります。 食品を細かく切った後、重量を正確に測って、それを所定の容器に入れます。試料の 詰まった容器を測定器に納め測定します。測定器は厚い鉛で覆われた箱のような構造 をしています。最後に、測定結果を解析します。

効率的なスクリーニング検査には Nal(TI)シンチレーションスペクトロメータ等 が使われます。精度はゲルマニウム半導体検出器よりも劣りますが、その分、検査時 間の短縮が可能です。価格もゲルマニウム半導体検出器に比べ安価です。もし基準値 を超える可能性のある結果となった場合は、再度ゲルマニウム半導体検出器で検査を することになります。

本資料への収録日:2013年3月31日



降下した放射性物質による農産物の汚染経路は大きく三つに分けられます。

- ① 左端の図は、降下した放射性物質が直接付着する経路です。事故発生時にほ場で生育していた葉物野菜等で高い濃度の放射性物質がみられましたが、これが主な汚染経路であったと考えられます。
- ② 中央の図は、事故直後に果樹や茶の樹体に付着した放射性物質が樹体内に浸透し、果実や茶の新芽に転流する経路です。
- ③ 右端の図は、農地土壌に降下した放射性物質が根から吸収される経路です。事故後に作付けされた作物の汚染は、主にこの経路によるものと考えられます。 (関連ページ:上巻 P179「植物への移行」)
- 1. 植物が吸収した栄養素や光合成で生成した代謝産物が、ある組織から他の組織へ運搬されること

本資料への収録日:2013年3月31日

### 農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5) 一農地の除染 -

## 表土の削り取り

農地土壌を薄く削り取り、土壌 表層に蓄積している放射性物 質を除去



## 表層土と下層土の 反転

表層土と下層土を反転する ことで、作物が吸収する層 の放射性物質濃度を低減



農林水產省「農林水產現場における対応」より作成農林水産省

大気中に放出され農地土壌に降下した放射性物質は、耕うんしていない農地では表 層にとどまっています。

このため、放射性物質濃度の高い農地では、表層を薄く削り取り、土壌表層に蓄積 されている放射性物質を除去する除染方法がとられています。

汚染程度が比較的小さい農地では、表層土と下層土を反転させることで、作物の根 の届く範囲の放射性物質濃度を下げる反転耕が行われています。

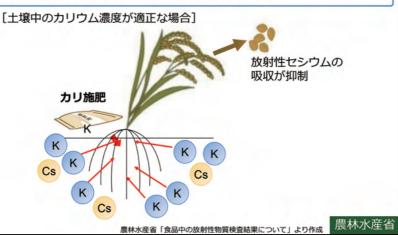
これらの取組により、農地から放出される放射線量が低減されると共に、生産され る作物への放射性物質の吸収抑制が図られます。

(関連ページ:上巻 P180「土壌中の放射性セシウムの分布の状況」)

本資料への収録日:2013年3月31日

### 農産物に係る放射性物質の移行低減対策(2/5) 一カリ施肥による吸収抑制対策 —

- 玄米中の放射性セシウム濃度が高い水田は、土壌中のカリウム濃度が低い傾向
- 土壌中のカリウムは、セシウムと化学的に似た性質を有しており、適切なカリ 肥料の施用により、作物によるセシウム吸収抑制が可能



米等の作物では、土壌中のカリウム濃度が低い場合に、土壌中の放射性セシウムを 吸収する割合が大きくなることが分かっています。

カリウムとセシウムは化学的な性質が似ているため、土壌中にカリウムが十分にあるとセシウムは作物に吸収されにくくなります。これは、根表面に発現する一部のカリウムを通す通路(輸送体)がセシウムも通すためであり、近年では、この通路を持たないイネ(セシウムを吸いにくいイネ)に関する研究報告もあります。

このため、土壌中のカリウム濃度の低い農地では、カリ肥料を十分に施用し、土壌中のカリウム濃度を一定水準以上に高めることで、放射性セシウムの吸収を抑制する対策が行われています。

本資料への収録日:2013年3月31日

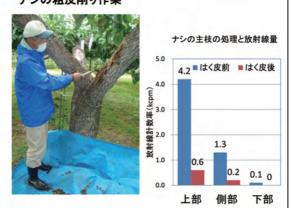


### 農産物に係る放射性物質の移行低減対策(3/5) - 果樹の樹体洗浄、粗皮削り -

# 樹体に付着した放射性セシウムを、高圧水による樹体洗浄、粗皮削り等により低減 ナシの粗皮削り作業

## 柿の高圧洗浄作業





農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成 農林水産省

果樹では、樹体に付着した放射性物質が果実に転流することを防ぐため、高圧水で 洗浄したり、粗皮(あらかわ)を削ったりすることにより、樹体の放射性物質を取り 除く取組が行われています。

ナシでは、粗皮(あらかわ)削りにより、主枝の放射線量が9割近く低減するとい うデータも得られています。

(関連ページ:上巻 P179「植物への移行!)

本資料への収録日:2013年3月31日



茶では、葉の表面等に付着した放射性物質が茶の新芽に移行することを防ぐため、通常より深く剪定する「深刈り」や「中切り」により、汚染された部位を取り除くような低減対策が行われています。

(関連ページ:上巻 P179「植物への移行」)

本資料への収録日:2013年3月31日

# 農産物に係る放射性物質の移行低減対策(5/5) ― 肥料等の管理 ―

- ・農地土壌の汚染を防ぐため、肥料、土壌改良資材、培土等 の資材の暫定許容値(400 Bg/kg)を設定(※)
- 各自治体等が検査を行い、許容値を超過するものについて は利用の自粛等を実施
  - ※堆肥等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の 放射性セシウム濃度の範囲に収まるよう設定。食品とは 別の観点で設定。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

肥料、土壌改良資材、培土等の生産資材については、汚染された資材が農地に散布され、農地土壌の汚染が拡大することを防ぐため、放射性セシウム濃度で400Bq/kgの暫定許容値が設定されています。

各自治体等では、肥料等に含まれる放射性セシウム濃度の検査を行い、暫定許容値を超える資材が生産現場で使用されないよう、指導等を行っています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# \* 米(全袋検査を含む)の検査結果の推移

検査期間	検査点数	基準値 超過点数	超過割合
~2011年産	26,464	592	2.2%
2012年産	約1,037万	84	0.0008%
2013年産	約1,104万	28	0.0003%
2014年産	約1,102万	2	0.00002%
2015年産	約1,050万	0	0%
2016年産	約1,027万	0	0%
2017年産	約998万	0	0%
2018年産	約925万	0	0%
2019年産	約949万	0	0%
2020年産 (12月末日現在)	約30万	0	0%

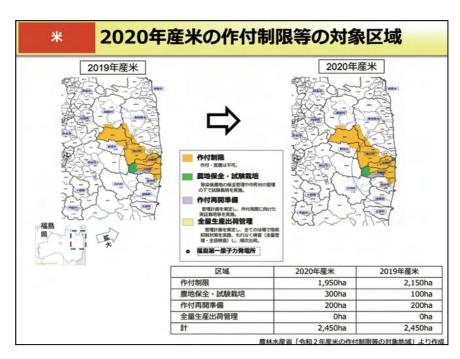
※集計対象:食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において、 検査対象自治体となっている17都県

農産物に含まれる放射性セシウム濃度の検査結果(農林水産省)、食品中の放射性物質の検査結果について(厚生労働省)より作成

米の生産や出荷にあたって、カリウム肥料の施肥による放射性セシウム吸収抑制対策等を行ったうえで(下巻 P61「農産物に係る放射性物質の移行低減対策 (2/5) ーカリ施肥による吸収抑制対策一」)、全袋検査を行う等の管理が行われています。福島県では2015年度以降、「米の作付等に関する方針」に基づく旧避難指示区域の作付制限や吸収抑制対策、全袋検査等による出荷管理が行われています。

米の基準値超過は年々減少し、2015年度産以降は超過したものはありません(2020年12月末日現在)。なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kgのことを指します(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

本資料への収録日:2013年3月31日



避難指示区域は区域内での立入や営農が制限されています(作付制限)。居住制限 区域においては、除染後農地の保全管理や市町村の管理の下で試験栽培(農地保全・ 試験栽培)が、避難指示解除準備区域においては、県及び市町村が管理計画を策定し て、作付再開に向けた実証栽培を行うことができます(作付再開準備)。

避難指示区域外において、前年が避難指示解除準備区域であった地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域では、県及び市町村が管理計画を策定して、放射性セシウム吸収抑制対策を徹底した上で、地域の米の全量を管理し、全袋検査を行います(全量生産出荷管理)。

前年が全量生産出荷管理の地域であって前年産米で基準値超過が検出されなかった地域及び前年産米で50Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された地域は、県の管理の下、農家単位で吸収抑制対策を徹底し、全戸検査を行います(全戸生産出荷管理)。

また、その他地域では、必要に応じて吸収抑制対策を実施し、地域単位で抽出検査を行います。

本資料への収録日:2018年2月28日

## \* 福島県における米の全袋検査

福島県では、検査ガイドラインに基づく検査とは別に、2012年産米から県内全域で全袋検査を実施。なお、2020年産米から旧避難指示区域等※を除き、全袋検査からモニタリング(抽出)検査に移行。

※旧避難指示区域等:田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯館村及び川俣町(旧山木屋村)



※福島県のホームページ等に基づき作成。

持ち込む

https://fukumegu.org/ok/contents V2/kome\_summary\_2.html

QRコードで検査結果を確認可能 「ふくしまの恵み安全対策協議会」

福島県では、2012年産米から、ベルトコンベア式の検査器を用い、国から指示された地域のみならず県内全域での全袋検査を、県の取組として実施しています。

なお、2020年産米から旧避難指示区域等\*を除き、全袋検査からモニタリング(抽出)検査に移行しています。

全袋検査に合格した米であることは、次のように確認できます。玄米30kgの紙袋で出荷される場合は、合格した米に「検査済ラベル」が貼られています。

精米で出荷される場合、その精米が全袋検査で合格した玄米から精製されていることを証明する「精米ラベル」が貼られています。ただし、精米ラベルは強制ではないため、全袋検査を受けた米でも、精米ラベルが貼られていない場合があります。

(一部引用:福島県「全量全袋検査に関するよくある質問」http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36035b/suiden-zenryozenhukurokensa-faq.html)

※旧避難指示区域等:田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯舘村及び川俣町(旧山木屋村)

本資料への収録日:2013年3月31日



野菜類、果実類、豆類の生産や出荷にあたっては、カリウム肥料の施肥による放射性セシウム吸収抑制対策等を行っています(下巻P61「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(2/5)-カリ施肥による吸収抑制対策-」)。

野菜類、豆類は2015年度産以降、2019年10月現在まで、基準値超過はみられません。

また、果実類は、2013年度産以降、2016年度まで基準値超過はみられませんでした。2017年度産では基準値超過1件となっていますが、2018年度産以降は基準値超過はみられていません。なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kgのことを指します(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

本資料への収録日:2018年2月28日

- ① 新基準値に対応した飼養管理の徹底
- ② 放射性物質検査
- ③ 検査結果に応じて出荷制限

により安全確保。

農林水産省「農業生産現場における対応について」より作成

畜産物については、放射性物質への対応として、①安全な飼料の給与等、家畜の適 切な飼養管理の徹底、②出荷前の放射性物質検査の実施、③検査結果に応じた出荷制 限の措置等を行うことで、安全性の確保が図られています。

本資料への収録日:2013年3月31日

### 畜産物

# 基準値に対応した飼養管理(1/2)

食品の放射性物質の基準値(一般食品100Bq/kg、牛乳 50Bq/kg) を超えた畜産物等が流通しないよう、飼料中の放 射性セシウムの暫定許容値を設定

	暫定許容値(Bq/kg)
4	100
豚	80
鶏	160
( 養殖魚	40 )

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成農林水産省

生産された畜産物が基準値を超えることがないよう、給与される飼料について、放 射性セシウムを指標として暫定許容値が設けられています。

また、養殖魚用の餌についても、畜産物の飼料と同様、暫定許容値が設けられてい ます。

本資料への収録日:2015年12月1日

### 畜産物

# 基準値に対応した飼養管理(2/2)

1. 暫定許容値以下の飼料(牧草等) を給与する等の適切な飼養管理 の徹底



2. 暫定許容値以下の牧草生産が 困難な牧草地の反転耕等による 除染対策の推進



農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

畜産物の生産に当たっては、暫定許容値以下の飼料を給与する等の飼養管理が徹底 されています。

また、牧草地においては、反転耕等の除染対策(下巻 P60 「農産物に係る放射性 物質の移行低減対策(1/5)-農地の除染-1)により、暫定許容値以下の飼料が生産 できるような取組が推進されています。

本資料への収録日:2015年12月1日

### 畜産物

# 畜産物の放射性物質検査

### ① 牛肉

4県(岩手、宮城、福島、栃木)では、農家ごとに3か月に1回程度 検査を実施。ただし、対象自治体が適切な飼養管理が行われていることを確認した農家については、12か月に1回程度検査。

ただし、過去3年間において基準値の1/2を超える放射性セシウムが 検出されたことがない農家で飼養される牛で、飼料の流通・利用の自 粛対象外であるほ場で生産された飼料又は輸入飼料のみが給与され、 かつ、自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置が取られてい ることを都道府県が確認し、検査の必要がないと認める牛については 検査を要しないことができる。

### ② 乳

福島県で定期的に検査を実施。

ただし、適切な飼養管理が行われていることを確認し、出荷制限が解除されてから3年を経過した区域で生産された原乳のみを取り扱っており、かつ、直近3年間の検査が全て基準値1/2以下であるクーラーステーション等を除く。

農林水産省「農林水産現場における対応」、原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域 の設定・解除の考え方」(2020年3月23日)より作成

農林水産省

牛肉については、4県(岩手県、宮城県、福島県、栃木県)で全戸検査を実施することとされています。ただし、飼料の流通・利用の自粛対象のほ場で生産された飼料の誤用防止措置がとられていること等、適切な飼養管理を実施していることを自治体が確認した農家については、検査を要しません。

また、福島県では、乳についても定期的に検査が実施されています。

本資料への収録日:2013年3月31日



家畜は、飼料中の放射性物質が少なくなるよう管理しています。

■飼料中の放射性セシウム暫定許容値

牛、馬用飼料 100Bg/kg

豚用飼料 80Ba/kg

鶏用飼料 160Ba/kg

養殖魚用飼料 40Bg/kg

原乳は2011年4月以降は全て基準値となる50Bq/kg以下となっています。また、 牛肉、豚肉、鶏肉及び鶏卵では、2013年度以降に基準値となる100Bq/kgを超過したものはみられません。なお、これらの基準値は、2012年4月より設定された値です(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

原乳の検査についてはクーラーステーション等ごとに検査し、牛肉の検査については2018年度以降は岩手県、宮城県、福島県、栃木県で3か月に1回程度全戸検査を 実施しています。

本資料への収録日:2018年2月28日

### きのこ・ 山菜

# きのご等の特用林産物の安全確保対策

- □ 安全な生産資材の導入、放射性物質による汚染の軽減
- 野生の山菜やきのこの採取に関する情報提供

## 具体的な取組

1. 安全なきのこ原木の確保 (きのこ原木・ほだ木の購入支援、きのこ原木の需給のマッチング)



- 2. きのこ原木・ほだ木の除染や簡易ハウス等の導入
- 3. ガイドラインに沿った栽培管理の普及・指導
- 4. 放射性物質の汚染を低減させる栽培技術の普及
- 5. ホームページ、パンフレットによる情報発信、巡回指導





農林水産省「食品中の放射性物質検査結果について」より作成農林水産省

栽培管理のできない野生の山菜やきのこ以外では、原木栽培しいたけ等で放射性物 質濃度のバラツキがみられます。

このため、生産された原木きのこが食品の基準値を超えないようにするための「放 射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」に沿った栽培管理 を実施するとともに、安全なきのご等の生産に必要なほだ木の洗浄機械の整備等の汚 染低減対策の取組を行っています。

また、野生の山菜やきのこについては、基準値を超えるものが流通しないよう、各 自治体において、生産者、直売所等に対し出荷制限区域や検査結果等の情報提供を 行っています。

本資料への収録日:2013年3月31日

## きのこ・ 山菜

# きのこ原木等の当面の指標値【参考】

- きのこ原木や菌床などは全国に流通する可能性。
- 安全なきのこを供給するため、きのこ原木・菌床などの 安全基準として放射性セシウム濃度の当面の指標値を設 定。

当面の指標値(	2012.4月~)
---------	-----------

きのこ原木及びほだ木50 Bq/kg菌床用培地及び菌床200 Bq/kg

ほだ木:きのこ原木にきのこの菌を植えたもの

菌床: おが粉や栄養材等を混合した培地にきのこの菌を植えたもの

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

きのこ原木や菌床については、家畜の飼料と同様、全国に流通する可能性があることから、安全なきのこを生産するため、原木・ほだ木では50Bq/kg、菌床では200Bq/kgという放射性セシウム濃度の指標値を設け、指標値を超えないよう管理が行われています。

本資料への収録日:2013年3月31日



栽培管理が可能なきのご類は、安全な原木の確保や、簡易ハウス等を導入するなど、 基準に適合した生産資材を使うことで放射性物質の汚染が低減し、基準値の超過割合 が減少しています。なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kg のことを指します(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の 結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

■原木、ほだ木、菌床用培地及び菌床の放射性セシウム濃度指標値 きのこ原木及びほだ木 50Bq/kg 菌床用培地及び菌床 200Bq/kg

栽培管理が困難なきのこ類や山菜類は、直近でも超過している事例もあるため、引き続き、出荷管理が徹底されています。

イノシシやシカ等の野生鳥獣の肉は、基準値超過の減少傾向はみられるものの、直 近でも基準値超過はあります。家畜のような飼養管理は難しく、移動性があることか ら、原則県域ごとに出荷制限を指示されていますが、自治体の定める出荷・検査方針 に基づく管理を行うものに限り、出荷が認められている事例もあります。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 水産物 水産物の調査の考え方

- ○「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、 週1回程度検査
- ・50Bq/kgを超えたことのある魚種や主要水産物を中心に調査
- ・近隣県の調査結果を参考

沿岸性魚種等 (例:コウナゴ、スズキ、 カレイ等)	水揚げや漁業管理の実態、漁期等を考慮し、 県沖を区域に分け、主要水揚港で検体採取。
回遊性魚種 (例:カツオ、イワシ・ サバ類、サンマ類)	回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から青森県の各県沖で区分(県境の正東線で区分)し、区域ごとの主要水揚港で検体採取。
内水面魚種 (例:ヤマメ・ワカサギ・ アユ等)	漁業権の範囲等を考慮して県域を適切な区域に分け、主要区域で検体採取。

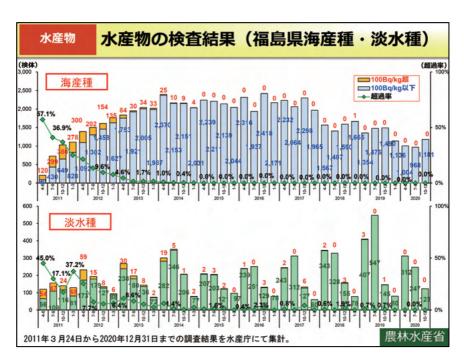
農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

水産物の調査では、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(ガイドライン)」に基づき、主要な魚種や漁場、及び過去に放射性セシウム濃度が50Bq/kgを超えたことのある魚種を対象に調査を行っています。

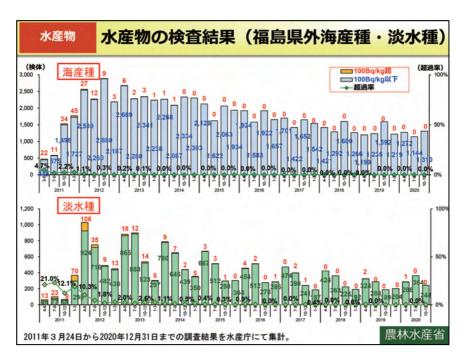
現在、表のように生息域や漁期について区別し、近隣県の検査結果も考慮して検査を行っています。また、広範囲に移動するカツオ、サンマ等の回遊性の魚種については、移動の状況を踏まえ、広範囲の県で調査を行っています。

本資料への収録日:2013年3月31日



福島県においては、2011年4月~6月期には放射性セシウム濃度の基準値(100Bq/kg)を超える割合が、海産種57%、淡水種45%でしたが、事故後1年間で、基準値を超える割合は半減しました。2012年4月以降は、事故後に50Bq/kg以上が検出された魚種について調査を続けましたが、基準値を超える割合は低下を続けています。特に海産種については2019年1月に基準値超過検体が1検体後出されたのみとなっています。淡水種は海産種に比べ基準値を超過する検体がやや多くみられます。

本資料への収録日:2014年3月31日



福島県以外においても、放射性セシウム濃度が100Bq/kg を超える割合が徐々に低下し、基準値超過について、2015年度以降は海産種では検出されていません。淡水種は基準値を超過する検体がみられます。

本資料への収録日:2014年3月31日

#### 水産物の検査結果の推移 水産物 検査期間 事故後から2011年度 検査期間 検査点数 基準性超過点数 超過割合 検査点数 基準値超過点数 超過割合 事故後から2011年度 2012年度 6,270 791 12.6% 2012年度 9,917 51 0.5% 2013年 2013年月 181 2.35 9,540 0.15 7,847 12 8,753 2014年度 0.025 福島県内 2015年度 福島県外 8.633 0 0% 2015年度 7.745 05 海倉種 海库種 2016年度 2016年8 8,842 7,086 0% 8,559 2017年 0% 2018年5 2018年度 2019年度 6,230 0.025 5.579 05 5,456 0 05 03 2020年度(12月31日まで) 3,153 2020年度(12月31日まで) 3,726 05 事故後から2011年度 545 173 31.75 事故後から2011年度 114 19.15 2,723 2012年8 655 163 88 2012年 2013年5 2014年度 938 27 2.95 2014年度 2.237 1.05 福島県内 2015年度 福島県外 1,788 2015年度 635 0.45 701 游水箱 0.6% 淡水種 2016年8 2017年8 750 1.15 2017年8 1,303 0.25 2018年度 2018年度 909 1,204 01 2020年度(12月31日末で 2020年度(12月31日まで 0.15 40% ■福島県内海産種 ■福島県内淡水種 值20% □福島県外海産種 □福島県外淡水種 割合 096 2014年度 事故後から 2012年度 2013年度 2015年度 2016年度 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2011年度 (12F31F) ※検査結果の集計対象は、全国。 2011年3月24日から2020年12月31日までの調査結果を水産庁にて集計。

魚介類は前年度に放射性セシウム濃度が50Bq/kg を超えたことのある魚介類や関係都道府県における主要な水産物を中心として、原則週1回程度のモニタリング調査を行っています。魚介類の基準値超過数は、少しずつ減少しています。

福島県の海産魚介類において基準値を超える検体は、原発事故直後は検体の約3割確認されました。その後、基準値を超えるものは減少し、2015年4月以降では、1 検体確認されたのみとなっています(2019年1月)。福島県以外では2014年9月以降、基準値を超過したものはありません。

福島県内外の淡水種は、2019年度においても基準値超過したものがありますが、年々、件数は減少傾向にあります。

なお、この基準値とは、2012年4月より設定された100Bq/kgのことを指します(2011年度は暫定規制値が適用されていましたが、2012年以降の結果と比較するために、現在の基準で集計しております)。

本資料への収録日:2018年2月28日



2011年10月から東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、どこで獲られたものが消費者の方が分かりやすいように、原産地表示を推奨する取組を進めています。

本資料への収録日:2013年3月31日

### 諸外国の 東京電力福島第一原子力発電所事故による 輸入規制 諸外国・地域の食品等の輸入規制撤廃・緩和の概要

原発事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃される動き(規制を設けた54の国・地域のうち、38の国・地域で撤廃、16の国・地域で継続)。

規制措	置の内容(国・地域数)	国・地域名
事故後の (38)	輸入規制を完全に撤廃	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ベルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モーリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、パーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリビン、モロッコ、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦(UAE)
事故後	一部都県等を対象に 輸入停止(6)	香港、中国、台湾、韓国、マカオ、米国
事故後 の輸入 規制を 継続 (16)	一部又は全ての都道府 県を対象に検査証明書 等を要求 (9)	E U 及び英国、E F T A (アイスランド、ノルウェー、スイス、 リヒテンシュタイン)、仏領ポリネシア、ロシア、シンガポール、インドネシア
	自国での検査強化(1)	イスラエル

注1) 2020年12月10日現在。規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。

注2) EU27か国と英国は事故後、一体として輸入規制を設けたことから、一地域としてカウントしている。

注3) タイ及びUAE政府は、検疫等の理由により輸出不可能な一部の野生動物肉を除き撤廃。

農林水産省

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い諸外国・地域において講じられた輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、緩和・撤廃されてきており、規制を設けている国・地域の数は事故後の54から16まで減少しています。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 第9章

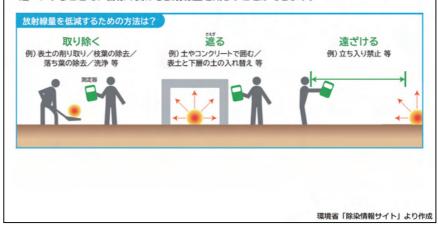
# 事故からの回復に向けた取組

東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境 汚染への対策や避難指示区域の変遷など、事故からの回復に向けた取組につい て説明します。

放射性物質によって汚染された地域をどのように回復するのか、廃棄物はどのように処理されるのかを知ることができます。また、避難指示区域を中心とした地域において、現在どのような取組が行われているのかを知ることができます。

# 除染の目的 放射線量の低減

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により 地上に降下し、皆様の周りの土や草木や建物に付着しました。除染により、それらの汚染され た土や草木等を取り除いています。さらに、取り除いた土や草木を外部への影響がないように 遮へいすることで、皆様の受ける放射線量を減らすことができます。



東京電力福島第一原子力発電所事故により、大気中に放出された放射性物質が、雨等により地上に降下し、広範囲の地域にわたって建造物、土壌、さらには草木等に付着しました。そこで、除染によりそれらを取り除く等して、追加被ばく線量の低減を図ってきました。

その方法には、放射性物質を、「取り除く」、「遮(さえぎ)る」、「遠ざける」の三つの方法があります。これらの方法を組み合わせることで効率的に追加被ばく線量を低減することができます。

- 一つ目の方法は、放射性物質が付着した表土の削り取り、枝葉や落ち葉の除去、建物表面の洗浄といったもので、放射性物質を生活圏から取り除くという方法です。
- 二つ目の方法は、放射性物質を土等で覆うことです。こうすることで放射線を遮る ことができ、結果として空間線量や被ばく線量を下げることができます。
- 三つ目の方法は、放射線の強さが放射性物質から離れるほど弱くなる(距離の2乗に反比例します)ことを利用します(上巻 P50「外部被ばく線量の特徴」)。

放射性物質を人から遠ざければ、人の被ばく線量を下げることができるので、放射性物質がある場所を立入禁止にすることが考えられます。

このような方法を組み合わせて、追加被ばく線量の低減のための取組が進められています。

(関連ページ: 上巻 P176「外部被ばくの低減三原則」)

本資料への収録日:2013年3月31日

#### 除染の目的 直轄除染を行った地域における平均的な線量の推移(字地及び農地) 除染の実施により、仮に除染を実施しなかった場合と比べ、約18年早く線量低減を実現。 除染は被災地の復興の基盤。線量の早期低減を通じ、避難指示解除をはじめとする被災地の 復興に貢献。 ①2011年11月~2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び2011年12月~2017年6月に 空間線量率(µSv/h) 実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計。 ②約34万点の除染前のモニタリング実測値 除染しなかった場合の推計値 から、自然減衰及びウェザリングを考慮し 除染の進捗及び除染実施効果を含 て、2011年8月の線量を推計した値の平均 めた除染実施した場合の推計値 ③約34万点の除染前のモニタリング実測値から、除染による 線量低減効果を含まずに、自然減衰及びウェザリングの影響 のみによる2018年3月までの推移を推計。 0.79 除染しなかった場合に比べて、 ④約34万点について、除染による線量低減結果 除染による 平均的な線量が約59%低減。 を考慮し、自然減衰及びウエザリングの影響を 線量低減 仮に除染を実施しなかった場合、 加味して2018年3月までの推移を推計。 0.32µSv/hまで下がるのにさ 0.32 らに約18年かかる。 2011年 2012年 2013年 2014年 2015年 2016年 2017年 2018年 3月 環境省作成

この図は事故由来の放射性物質から放出される放射線量の減衰を、2011年11月~2016年10月に実施した除染前のモニタリング結果及び2011年12月~2017年6月に実施した除染後のモニタリング結果の約34万点のデータから推計したものです。

2011年8月を基準として、除染による線量低減結果を考慮し、自然減衰及びウェザリングの影響を加味して2018年3月までの推移を推計したものは、除染による線量低減効果を含まずに、自然減衰及びウェザリングの影響のみによる2018年3月までの推移を推計したものと比べて、平均的な線量が約59%低減しております。仮に除染を実施しなかった場合、除染を実施した場合の平均空間線量率 $0.32\,\mu\,Sv/h$ まで下がるのに2018年3月からさらに約18年かかります。

このように、除染を進めることによって、放射性物質の自然減衰等と相まって、放射線量をより早期に低減することができました。

(関連ページ:上巻 P11 「半減期と放射能の減衰」)

本資料への収録日:2014年3月31日



この図は、除染の具体的な方法を説明しています。

校庭表十の削り取り

(提供) JAEA

放射線量が比較的低い地域でも、軒下、雨樋、道路の側溝等には、放射性物質を含んだ堆積物(落ち葉や土砂)がたまり、その周辺の空間線量が高くなることがあります。 このような所では、落ち葉や土砂の除去、洗浄(洗い流す)等を行います。

等の土壌の削り取り

環境省「除染情報サイト」

植え込み、下草、落ち葉に、放射性物質が付着していることもあります。このような 所では、草木の刈取り、枝打ち、落ち葉の清掃等を行い、除去します。

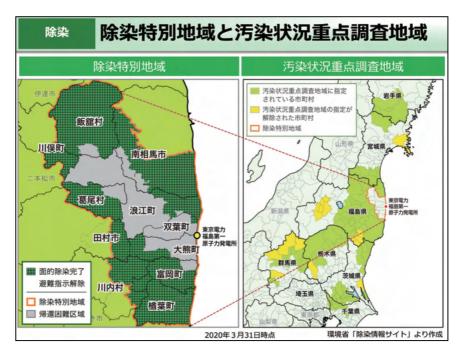
放射線量が比較的高い地域では、低い地域での除染の方法に加えて、別の除染作業が必要になることがあります。例えば、放射性物質はほとんどが地表から数 cm に存在しているので、表土を薄く(例えば、5 cm)削り取り、取り除くことや、下層の土と入れ替えること(天地返し)で、ほとんどの放射性物質の影響を抑えることができます。

建物や道路では、屋根、壁、舗装面等にも放射性物質が付着していることがあり、この場合、洗浄が行われます。ただし、表面の素材の性質によっては、材料に放射性物質が強く吸着されていることがあり、除染の効果は限定的となる可能性があります。

農地では、人への被ばくの影響だけでなく、農作物への影響も考えて、適切な方法を選択することが必要になります。例えば、事故以降に耕された農地では、放射性物質は表土より少し深い所にありますが、このような土を全て除去してしまうと、農業に適さなくなるので、深耕(耕深30cmを基本として深く耕すこと)や反転耕(表層の土を下層に、下層の土を表層に反転させること)(下巻 P60「農産物に係る放射性物質の移行低減対策(1/5) – 農地の除染ー」)等様々な方法を実施します。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2018年2月28日



東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、2011年8月に国会で立法措置がなされ、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(放射性物質汚染対処特措法)が成立しました。

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染を実施する地域には、除染特別地域と汚染状況重点調査地域があります。これらの地域については、同法に基づき、除染が行われてきました。また、除染に伴い発生した土壌等は、同法に基づき安全に収集・運搬、保管、処分が行われることとなっております。

除染特別地域は、国が直接除染を行う地域であり、警戒区域又は計画的避難区域であった福島 県内の11市町村が指定されております。

汚染状況重点調査地域は、市町村が中心となって除染を行う地域であり、国は、財政的措置や技術的措置を講ずることになっています。

除染特別地域については2017年3月末までに面的除染が完了しました。その後、2018年3月末までに、汚染状況重点調査地域も含め、帰還困難区域を除き、8県100市町村の全てで面的除染が完了しました。

面的除染後も除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じて原因を可能な限り把握し、追加被ばく線量に加えて、汚染の広がりや除染の効果、実施可能性等を総合的に勘案し、必要と判断されればフォローアップ除染を行うこととしております。

また、除染特別地域においては、2020年3月4日までに、全ての居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が解除されました。汚染状況重点調査地域では、2020年3月末までに、地域の放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト未満となったことが確認された16市町村において、汚染状況重点調査地域の地域指定が解除されました。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 除染土等の 管理 仮置場の例 (地上に除去土壌を保管する場合) 除染に伴って生じた土壌 (除去土壌)等は、一定期間、「仮置場」や「現場保管」で 安全に保管されます。 地上に除去土壌を保管する場合の例 (地下水位が馬い場合など) 変金を環保できる照慮 選入いに十分な盛土 選水原

環境省「除染情報サイト」より作成

放射性物質の監視

除染で取り除いた土壌等は、一時的な保管場所(仮置場又は現場保管場所)で保 管・管理します。

地下水位

具体的には、除去土壌は水を通さない層(遮水シート等)の上に容器(フレキシブルコンテナ等)に入れて、汚染されていない土壌を詰めた土のう等を設置する等の方法で、仮置場の敷地境界での空間線量率が、周辺と同水準になる程度まで遮へいを行います。

また、遮水シート等で覆うことにより、除去土壌自体の飛散・流出を防ぎ、さらに雨水等の流入と地下水等の汚染を防ぎます。

さらに、定期的に放射線量の測定、地下水の放射性物質濃度の測定等を実施します。 公衆から遠ざける(距離を確保する)という観点から立入禁止、作業者の被ばくを 抑えるという観点から作業時間の短縮等についても考慮します(上巻 P176「外部被 ばくの低減三原則」)。

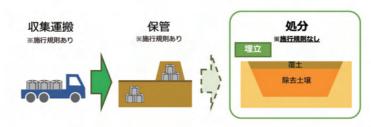
本資料への収録日:2013年3月31日

集水タンク (放射性物質確認用)

#### 除去土壌等の 管理

## 福島県外における除去土壌の状況

- ○福島県外の除去土壌は、市町村等において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されている。
- ○今後、これらの市町村等が除去土壌を集約して埋立処分を行うことを選択する場合には、国が定める処分方法に従って行うことが必要。
- ○一方で、現在、当該処分方法が定められていないため、国が処分方法を 施行規則等で定めることが必要。
- → 現在、処分方法について、有識者からなる「除去土壌の処分に関する検 討チーム」を設置し、専門的見地からの議論を通じて検討中。また、埋 立処分の実証事業を茨城県東海村、栃木県那須町において実施。



環境省作成

福島県外の除去土壌は、市町村等(除染実施者)において、国が定めた保管方法等に基づき安全に保管されています。

市町村等が、適切に保管されているこれらの除去土壌を埋め立てて処分することを 選択する場合には、国が定める処分方法に従って行う必要があります。

一方、この処分方法は現在定められていないため、今後施行規則等で適切な処分方法を定めることが必要となります。

このため、環境省では、有識者による「除去土壌の処分に関する検討チーム」を2016年12月に設置し、専門的見地から議論を進めるとともに、除去土壌の埋立処分に伴う作業員や周辺環境への影響等を確認することを目的として、茨城県東海村及び栃木県那須町の2箇所で埋立処分の実証事業を実施しました。

今後、実証事業の結果や検討チームにおける議論等を踏まえ、必要な施行規則やガイドラインを定めていくこととしています。

本資料への収録日:2019年3月31日

#### その他

## 福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組

○福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の再生に向けて、県民の理解を得ながら 関係省庁が県・市町村と 連携して、以下の取組を総合的に進めていく。

#### 森林・林業の再生に向けた取組

### 生活環境の安全・安心の確保に向けた取組

・住居等の近隣の森林の除染を引き続き着実に実施 ・必要な場合に、三方を森林に囲まれた居住地の林 縁から20m以遠の森林の除染や土壌流出防止柵を 設置するなどの対策を実施

#### 奥山等の林業の再生に向けた取組

- 間伐等の森林整備と放射性物質対策を一体的に実 施する事業や、林業再生に向けた実証事業などを 推進
- ・作業者向けにわかりやすい放射線安全・安心対策 のガイドブックを新たに作成

#### II. 調査研究等の将来に向けた取組の実施

・森林の放射線量のモニタリング、放射性物質の 動態把握や放射線量低減のための調査研究に引 き続き取り組み、対策の構築につなげるなど 将来にわたり、森林・林業の再生のための努力 を継続

#### 住居周辺の里山の再生に向けた取組

- ・地元の要望を踏まえ、森林内の人々の憩いの場や日 常的に 人が立ち入る場所について適切に除染を実施 広葉樹林や竹林等における林業の再生等の取組を実
- ・避難指示区域(既に解除された区域も含む。)及び その周辺の地域において、モデル地区を選定し、 里山再生を進めるための取組を総合的に推進し、 その成果を的確な対策の実施に反映



#### III. 情報発信とコミュニケーション

- 森林の放射性物質に係る知見など、森林・林業の再生のための政府の取組等について、ホームページ、広報誌などへの掲載などにより、最新の情報を発信し、丁寧に情報提供
   専門家の派遣も含めてコミュニケーションを行い、福島の皆様の安全・安心を確保する取組を継続

環境省作成

福島県の森林・林業の再生には除染等だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の 安全・安心の確保のための取組なども含めた総合的な取組が必要です。 復興庁・農 林水産省・環境省が2016年3月に取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた 総合的な取組」に基づき、福島の県民生活における安全・安心の確保、森林・林業の 再生に向けて、県民の理解を得ながら、関係省庁が連携して、総合的に取組を進めて います。また、「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき14地区で 実施してきた里山再生モデル事業について、2020年11月に成果等の最終とりまとめ を公表しました。2020年度以降は、「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組 を引き続き実施しています。

森林の除染については、環境省に設置されている環境回復検討会において得られた 知見によると、住居、農用地等に隣接する森林の林縁から20m以上の地点について は、堆積有機物の除去を実施しても林縁の空間線量率の低減にはほとんど効果がない ことが分かっています。また、広範囲にわたる森林の堆積有機物の除去は、放射性セ シウムを含む土砂等の流出や地力低下による樹木への悪影響を促進させること等も懸 念されます。このため森林の除染については、人の健康の保護の観点から必要である 地域について優先的に除染を行うという基本的な方針の下、原則として住居、農用地 等に隣接する森林の林縁から約20mの範囲について除染を行うこととしています。

本資料への収録日:2017年3月31日

## 除去土壌等の中間貯蔵施設とは?

#### 中間貯蔵施設の概要

- ○福島県内では、除染に伴い発生した放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生。
- ○現時点で最終処分の方法を明らかにすることは困難。
- ○最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理・保管するために中間貯蔵施設の整備が不可欠。 (面積:約16km²)
  - ▶ 福島県内で発生した除染土壌や廃棄物、放射性セシウム濃度10万Bq/kgを超える焼却灰などを貯蔵
  - ➤ 国は、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を 法律に規定(改正JESCO法: 2014年11月成立)



福島県内では、除染に伴う放射性物質を含む土壌や廃棄物等が大量に発生しています。中間貯蔵施設への輸送対象物量は、約1,400万 m³と推計されており、東京ドームの約11杯分に相当します。

現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難であり、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要となっています。

中間貯蔵施設では、

- ① 仮置場等に保管されている除染に伴う土壌や廃棄物 (落ち葉・枝等)
- ② 10万 Bg/kg を超える放射能濃度の焼却灰等を貯蔵します。

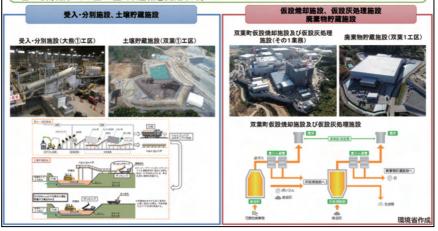
中間貯蔵施設は、2014年9月に福島県から、2015年1月に大熊町及び双葉町から施設の建設受入を容認していただきました。その面積は約16km²となっており、これは渋谷区とほぼ同じ面積になります。

- ※中間貯蔵施設への輸送対象物量(約1.400万 m³)の内訳
  - ①中間貯蔵施設にすでに搬入が終わったものの量
  - ②輸送待機量 (焼却前の可燃物を含む仮置場等で保管されている量)
  - ③仮設焼却施設等で減容化し、保管されている量

本資料への収録日:2016年1月18日

## 中間貯蔵施設の整備

- 中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、用地取得は、2020年12月末までに 約1,205ha(全体の約75.3%、民有地は91.1%)、1,787人(全体の約75.7%)の方と契約に至るなど、着 実に進捗している。
- O 施設整備も着実に進捗しており、2020年3月に、中間貯蔵施設における、除去土壌と廃棄物との処理から貯蔵までの全工程で、運転を開始した。



中間貯蔵施設整備に必要な用地は約1,600haを予定しており、予定地内の登記記録人数は2,360人となっています。2020年12月末までに、約1,205ha(全体の約75.3%、民有地については約91.1%)、1,787人(全体の約75.7%)の方と契約に至るなど、着実に進捗してきています。政府では、用地取得については、地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であると考えており、引き続き地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組んでいきます。

施設の整備については、2016年11月から受入・分別施設と土壌貯蔵施設の整備を進めています。受入・分別施設では、福島県内各地にある仮置場等から中間貯蔵施設に搬入される除去土壌等を受け入れ、搬入車両からの荷下ろし、容器の破袋、可燃物・不燃物等の分別作業を行います。土壌貯蔵施設では、受入・分別施設で分別された除去土壌を放射能濃度やその他の特性に応じて安全に貯蔵します。2017年6月に除去土壌の分別処理を開始し、2017年10月には整備を完了した土壌貯蔵施設への分別した土壌の貯蔵を開始しました。また、2020年3月には中間貯蔵施設における除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転を開始しました。

中間貯蔵施設においては、放射性物質の飛散・流出防止の安全対策を実施しています。受入・分別施設では、屋根・壁・二重扉と負圧管理により外部への飛散を防止しています。また床を液体が浸透しにくい構造にして、汚水等が地下水に浸透することを防ぎます。土壌貯蔵施設では、散水、覆土による飛散防止、遮水工による地下水への浸透防止を行っています。施設で発生する浸出水等については、浸出水処理施設において適切に処理をして、水質管理を行ったのち、排水しています。

本資料への収録日:2018年2月28日

## 除去土壌等の輸送

- 除去土壌等の仮置場からの中間貯蔵施設への輸送は10tダンプトラックを基本に実施。
- 〇 輸送は2014年度末より開始し、2020年度は25市町村からの輸送を実施。
- 輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、環境モニタリング等を行い、安全かつ確実な輸送を実施中。



中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2020年12月末時点で累計で約 1,011万 m³の輸送を実施しました。

中間貯蔵施設への輸送は、安全第一で行っており主な交通安全対策は、以下のとおりです。

### 1. 新任者研修、現任者研修

輸送車両の運転手等を対象に、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送に係る研修 を実施。また、既に輸送に従事している現任者についても、毎年度必ず再研修 を受講。

### 2. 輸送ルートの事前走行

全運転手が輸送ルートを事前に実走し、危険箇所や配慮事項等を相互に確認。

### 3. 走行状況の現場確認

速度超過について注意すべき箇所や交通量の多い箇所等において、輸送車両等 の走行状況(帰投時を含む)の確認を実施。

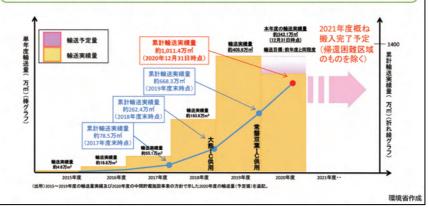
### 4. 優良ドライバー表彰

運転手の安全意識とモチベーションの維持・向上のため、安全な輸送を100日以上行った者に、受注者を通じて優良ドライバー認定証(ヘルメット及び車両ダッシュボードに掲示)を交付。

本資料への収録日:2018年2月28日

## 中間貯蔵施設に係る当面の輸送の状況

- 輸送対象物量約1400万m'の中間貯蔵施設への搬入に向け、用地や施設整備等の状況を踏まえて、安全を第一に、地域の理解を得ながら、輸送を実施する。
- 2021年度までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指す。
- 2020年度は、安全を第一に、<u>前年度と同程度の量を輸送する</u>。これまでに<u>輸送対象物量の7割超にあたる約1,011万㎡の除去土壌等を中間貯蔵施設に輸送した(2020年12月31日時点)</u>。



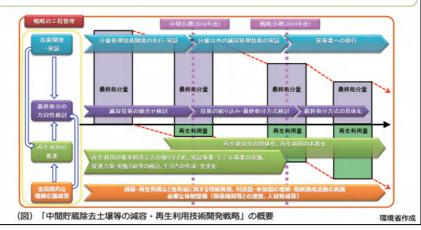
中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送については、2020年12月11日に公表した「令和3年度の中間貯蔵施設事業の方針」に沿って、2021年度末までに、県内に仮置きされている除去土壌等(帰還困難区域のものを除く)の概ね搬入完了を目指すとともに、特定復興再生拠点区域において発生した除去土壌等の搬入を進めます。

図には、2015年度~2020年度までの輸送実績量などが示されています

本資料への収録日:2017年3月31日

#### 福島県外最終処分と減容・再生利用技術開発戦略

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了する ために必要な措置を講ずることとしている。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌 等の減容・再生利用等に取り組んでいるところ。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「中間貯蔵除去土壌等 の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、具体的な取組を進めている。



中間貯蔵開始後の30年以内の福島県外最終処分に向けては、減容技術等の活用により、除去土壌等を処理し、再生利用の対象となる土壌等の量を可能な限り増やし、最終処分量の低減を図ることが重要です。除去土壌等の減容・再生利用に向けては、2016年4月に公表した『中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略』に沿って、除去土壌等の処理技術の開発、再生利用の推進、最終処分の方向性の検討などの取組を着実に進めています。さらに、技術開発戦略の中間年度(2018年度)においては、中間目標の達成状況、それ以降の技術開発や再生利用の見通し等を総合的にレビューし、本戦略の見直しを行いました(2019年3月)。また、再生資材を公共事業等で安全に取り扱う上での技術的な留意事項を整理した手引き(案)を示し(2019年3月)、当該手引き(案)の更新も行いました(2019年12月)。

本資料への収録日:2019年3月31日

### 再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方

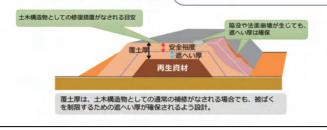
- 2016年6月、放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、適切な管理の下での利用を実現するための『基本的考え方』を公表。
- 本基本的考え方を指針として、実証事業・モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うとともに、全国民的な理解の醸成に取り組み、再生利用の本格化に向けた環境整備を進める。

#### 用途の限定

- ✓管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等であって、長期間人為的な形質変更が想定されない盛土等の構造基盤
- 例) 防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地(園芸作物・資源作物)等

#### 適切な管理

- ✓ 施工中の追加被ばく線量を1mSv/年を超えないように制限するための放射能濃度を設定
- 再生利用可能濃度は8,000Bq/kg以下を原則とし、 用途ごとに設定
- グ 覆土等の進へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管 等



環境省作成

福島県内における除染等の措置により生じた除去土壌を対象として、関係者の理解・信頼を醸成しつつ、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、2016年6月に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を取りまとめました。この基本的考え方では、除去土壌の再生利用について、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被ばく線量を制限するために放射能濃度を限定するとともに、覆土による遮へい等の適切な管理の下で実施することを想定しています。

現在、この基本的考え方を指針として、南相馬市及び飯舘村の実証事業を通じて、再生利用の安全性等の確認を進めています。これらの実証事業において、これまで得られた結果からは、事業開始時から空間線量率等に大きな変動はなく、盛土を通過した浸透水の放射性セシウムはすべて検出下限値未満となっています。

また、飯舘村の実証事業では、2020年度より農地の造成工事に着手するとともに、食用作物等の栽培実験を実施し、生育性・安全性を確認しています。2020年12月現在、食用作物の放射性セシウム濃度の測定結果は、厚生労働省の定める食品中の放射性セシウム検査法において、検出下限値未満とされ得る値(20Bq/kg未満)となっています。(検出されるまで測定した結果、一般食品の放射能濃度の基準値である100Bq/kgよりも十分低い値となっています(0.1~2.3Bq/kg))

環境省 中間貯蔵施設情報サイト「南相馬市における再生利用実証事業 |

http://iosen.env.go.ip/chukanchozou/facility/effort/recycling/minamisoma.html

環境省 中間貯蔵施設情報サイト「飯舘村における再生利用実証事業 |

http://iosen.env.go.ip/chukanchozou/facility/effort/recycling/iitate.html

本資料への収録日:2019年3月31日



福島県内の対策地域内廃棄物については、2013年12月に見直した対策地域内廃棄物処理計画に基づいて処理を進めています。

対策地域内廃棄物としては、津波がれき、被災家屋等の解体ごみ、家の片付けごみがあり、順次、仮置場への搬入を進めています。2020年12月末時点現在で、約293万トンを搬入しており、搬入した廃棄物は可能な限り再生利用を行っています。

また、このうち可燃物については、9市町村11箇所に設置した仮設焼却施設で減容化を図ることとしており、2020年12月末時点で6施設が稼働中であり、着実に処理を進めています。

本資料への収録日:2018年2月28日

#### 廃棄物

## 指定廃棄物の一時保管に関する安全性の確保

### 一時保管工事の様子 (農林業系副産物の例)



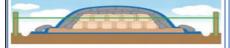






#### 一時保管の構造(農林業系廃棄物の例)

- ・廃棄物の飛散・流出がないように措置
- ・必要な放射線対策(離隔・土嚢等による遮へい 等)を措置
- ・遮水シート等により雨水等の浸入が防止される よう措置



### 保管状況の確認

一時保管場所において保管状況の確認を行い、 指定廃棄物が特措法で定める基準等に従って 適正に保管されているか確認。





地方環境事務所による保管状況の確認の様子

環境省「放射性物質汚染廃棄物処理情報サイト」より作成

指定廃棄物の種類としては、放射性物質に汚染された廃棄物の焼却によって発生する焼却灰、下水の処理に伴って発生する汚泥、水道水を供給する浄水場で発生する浄水発生土(下巻 P32「上水道の仕組み」)、稲わらや牧草等の農林業系副産物等があります。

2020年9月末時点において、10都県で約32万トンの廃棄物が指定廃棄物として指定されており、国の処理体制が整うまでの間、廃棄物焼却施設、浄水施設、下水処理施設、農地等の指定廃棄物が発生した場所等で一時保管されています。

これらは、放射性物質汚染対処特措法やガイドラインに従って、飛散・流出しないような措置が取られているとともに、雨水等が入らないように遮水シート等で覆うなどして保管されているほか、定期的に環境省職員が保管状況の確認を行っており、安全・適正に保管が行われています。

本資料への収録日:2016年1月18日

#### 福島県内の指定廃棄物の処理の進め方 廃棄物 ○ 焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を進めている。 ○ 福島県内で発生した指定廃棄物については、放射性セシウム濃度が8,000Bg/kgを超え10万Bg/kg以 下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。 減容化事業の例 特定廃棄物 福島市堀河町終末処理場 福島県県中浄化センター(郡山市) 2014年10月末、脱水汚泥等の乾燥処 2014年3月、脱水汚泥等の焼却事業 を終了。以降、県が8千Bq/kg以下の 焼却処理を行い、2016年5月末で焼 指定廃棄物 下水汚泥 理を完了。2016年3月末には施設の (8,000Bg/kg超) 対策地域内廃棄物 仮設焼却施設にて焼却 (可燃物) 鮫川村 飯館村藤平地区 2015年7月末をもって、農林業系 飯館村及び村外の5市町の汚染廃棄 廃棄物等の焼却を終了。 物を減容化する事業。2016年1月 農林業系廃棄物等 に仮設焼却施設の運転を開始し、 開閉所 (田村市・川内村) 2018年11月に広域処理を完了。 県中・県南等24市町村の農林業系 安達地方(一本松市) 廃棄物を減容化する事業。2017年 8日から処理開始。 安達地方の3市村(二本松市・本宮 市・大玉村)の農林業系廃棄物及び 既存の管理型処分場 中間貯蔵施設 可燃性の除染廃棄物を減容化する事 2019年6月から処理開始。 環境省作成

福島県内の指定廃棄物の処理については、放射能濃度が8,000Bq/kgを超え10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしています。

また福島県内では、焼却・乾燥等の処理によって、指定廃棄物の減容化や性状の安定化を図る事業を実施しています。

本資料への収録日:2016年1月18日

#### 廃棄物

### 管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分計画

双葉郡8町村、更には福島県の復興のために、放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決す ることが必要。既存の管理型処分場である旧フクシマエコテッククリーンセンターを活用し、10万Bq/kg以下 の汚染廃棄物を安全・速やかに埋立処分する事業。2017年11月より特定廃棄物の搬入を開始した。



#### 特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター) 【施設概要】

- 所在地:富岡町(搬入路は楢葉町)
- · 処分場面積:約9.4ha
- · 埋立容量:約96万m3(埋立可能容量:約65万m3)

### 埋立処分事業の概要

#### 埋立対象物

- ・双葉郡8町村の住民帰還後の生活ごみ
- 対策地域内廃棄物等
- 福島県内の指定廃棄物
- <約18.2万m3> 約10年間

<約2.7万m3>

<約44.5万m3>

- - ・双葉郡8町村の生活ごみ
  - 対策地域内廃棄物等及び指定廃棄物
- 約6年間
- 埋立処分・モニタリング等
- 放射性セシウムの溶出抑制、雨水浸透抑制等、放射性物質が漏出しないよう 多重の安全対策を実施。
- ・遮水工、浸出水処理施設等の定期点検や、空間線量率、地下水等の放射能濃度 のモニタリングを実施。

#### ○ 環境省の責任と管理体制

- ・特措法に基づき、環境省が事業主体となり、処分場を国有化した上で、責任を 持って埋立処分を実施。
- ・環境省は現地事務所において、現場責任者を常駐させ、適切な埋立処分や施設 の管理を確保。

福島県内で発生した10万 Ba/kg 以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処 分場を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と 併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楢葉町や議会、住民への説明を行っ てきました。

その後、2015年12月に福島県及び宮岡町・楢葉町から、事業の実施を容認いただ き、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国 と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以降、必要な準備工事等を進め、 2017年11月に施設への廃棄物の搬入を開始しました。さらに、2018年8月に運営 を開始した特定廃棄物埋立情報館「リプルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に 努めています。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提とし て適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めて いきます。

本資料への収録日:2016年1月18日

#### 指定廃棄物に関する関係5県の状況 廃棄物 宮城県 茨城県 群馬県 栃木県 千葉県 【市町村長会議】 [市町村長会議] 【市町村長会議】 【市町村長会議】 【市町村長会議】 第1~4回: H24.10~H25.11 第1~4回: H25.4~H25.8 第1回: H25.4.12 第5回: H26.1.20 第4回: H25.12.24 第1~3回: H25.4~H26.1 第1回: H25.4.19 第2回: H25.6.27 →詳細調査候補地を3カ所提示 +選定手法確定 第4回: H26.4.17 第2回: H25.7.1 第3回: H25.12.25 H26 7 30 →選定手法確定 第3回: H28.12.26 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町田代岳) →詳細調査候補地を1カ所提示 第4回: H27.1.28 H27, 4, 24 第7回 (県主催): H26.8.4 →県知事が県内市町長の総章として詳細 (塩谷町寺島入) →詳細調査候補地を 【一時保管 調査受入れを表明 第5~6回: H26.7~H26.11 1カ所提示 →現地保管を継続 市町長会議】 H26.8より3カ所の詳細調査候補地で詳細調 H27. 5. 14. 6. 22. 9. 13 (東京電力千葉火力発電所 し、段階的に処理を 県民向けフォーラム 査を開始。現地調査は、加美町の反対活動 の土地の一部(千葉市中 進める方針を決定 第1回: H27.4.6 H27, 10, 14 により実施できず (H27年も断念) 央区)) 塩谷町寺島入の豪雨影響調査 第2回: H28.2.4 H27.4.5、5.29、10.13 県民向けフォーラム H27.10~11 (2回) 有識者を交えた加美町との H27, 5, 20, 6, 2 H27. 12. 7 千葉市議会全員協議会 塩谷町長が調査候補地の返上 意見交換会 H27. 6. 8, 6. 10 を宣言 第9回: H28.3.19 第7回: H28.5.23 →現地保管を継続 千葉市議会・市長から →指定廃棄物の再測定結果、環境省の考え →指定廃棄物の再測定実施を し、段階的に処理 再協議の申入れ を進める方針を決 決定 H27. 6. 29, 7. 7, 13, 20, 8. 7 H28.4.15 県内で一定の方向性が出るまで現 第8回: H28. 10. 17 千葉市の自治会長や 地調査を見合わせること等県から要望 第11回 (県主催): H28.11.3 →再測字結果の公表 住民を対象に説明 今後の進め方の提示 H29. 3. 31 H27, 12, 14 →指定廃棄物以外の測定結果の公表、県が H29.3.30 一時保管者の意向確認 県内の指定廃棄 8,000Bq/kg以下の廃棄物(指定廃棄物を 結果を公表 H29.7.10 保管農家の負担軽減策 再協議申入れへの回答 物等の再測定を実 除く)の処理方針案を提示 関係市町長会議① H28. 6. 28 施し、結果を公表 第12回 (県主催) : H28. 12. 27 →保管農家の負担軽減策の方針 →県処理方針について、栗原市、登米市の 千葉市から指定解除の 案を提示 賛同が得られず再議論することが決定 申出 H30.11.26 関係市町長会議② 第13回 (県主催) : H29.6.18 H28. 7. 22 →再測定を含む各市町の集約化 →県が自圏域内の汚染廃棄物は自圏域内で 千葉市の指定廃棄物を に向けた取組に合意 処理する等の新たな処理方針案を提示 R1.3.19 再測定結果の公表 指定解除 第14回 (県主催) : H29.7.15 R2.6.26 関係市町長会議③ →前回会議での提示率で会會 →今後の進め方を確認 引き続き、詳細調査の働き かけ等を実施。 石巻、仙南、黒川、大崎の4圏域で試験焼却 引き続き、詳細調査の働きかけや を終了。→石巻:本焼却まで終了。黒川:農地 保管農家の負担軽減策に係る県 還元を実施予定。仙南・大崎:本焼却実施中。 保管市町との調整を実施。 環境省作成

福島県以外で一時保管がひっ迫している県(宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県)については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、2014年1月、2014年7月、2015年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後の地域の御理解が得られず、詳細調査の実施には至っておりません。

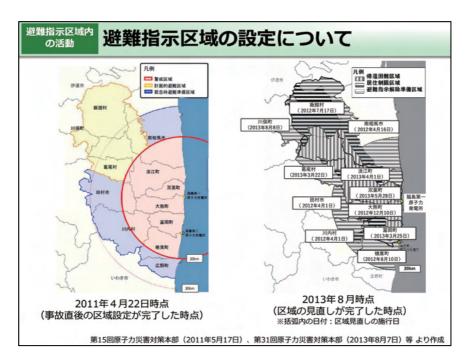
そうした中、宮城県においては、県の主導のもと各市町が8,000ペクレル/kg以下の汚染廃棄物の処理に取り組むこととされ、環境省はこれを財政的・技術的に支援しています。その一環として、2018年3月から4圏域(石巻、黒川、仙南、大崎)で汚染廃棄物の試験焼却が順次開始され、2019年7月までに終了しました。2020年12月末時点で、石巻圏域では本焼却が終了し、仙南圏域及び大崎圏域では本焼却を実施しています。なお、仙南圏域では令和元年東日本台風による災害廃棄物の処理を優先するため本焼却を中断しています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、2018年11月、国から栃木県及び保管市町に対し、市町単位での暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。また、2020年6月には、暫定保管場所の選定の考え方を取りまとめるとともに、可能な限り速やかに暫定保管場所の選定が行われるよう、県や市町村と連携して取り組むことを確認しました。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の御理解を得る努力が継続されています。

茨城県については2016年2月、群馬県については2016年12月に、「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日:2016年3月31日



2011年3月11日19時3分、原子力災害対策特別措置法15条2項に基づき、原子力緊急事態宣言を発出しました。翌日18時25分、発電所から20km 圏内に避難指示が出されました。

同年4月11日に、緊急時被ばく状況の放射線防護の基準値を考慮して、発電所から20km 圏内の区域の周辺で事故発生から年間積算線量が20mSv に達するおそれのある区域を計画的避難区域としました。また、計画的避難区域以外の半径20km から30km 圏内を緊急時避難準備区域としました。また、同月21日に事故による今後の危険性を考慮し、東京電力福島第一原子力発電所から半径20km 圏内を警戒区域に設定して、原則として立入りを禁止しました。

また同年6月以降、国と福島県の環境モニタリングの結果を踏まえ、除染が容易でない年間積算線量が20mSvを超えると推定される地点について、特定避難勧奨地点を設定しました。その後、同年12月16日、原子炉の冷温停止状態が達成し、放射性物質の放出が管理されていることが確認されたことから、同月26日、警戒区域を解除し、避難指示区域を帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域へ見直す案が示されました。避難指示区域の見直しに当たり、①住民の安全・安心の確保、②除染と子どもへの放射線に対する配慮、③インフラ復旧・雇用、④賠償問題という全ての避難指示区域に共通する課題に取り組むこととしました。

避難指示解除の要件は、①空間線量率で推定された年間積算線量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること③県、市町村、住民との十分な協議とされています。

(関連ページ: 上巻 P173 「国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と我が国の対応!)

本資料への収録日:2018年2月28日

#### 避難指示区域内 の活動

### 警戒区域、避難指示区域の設定及び解除について

2011年4月22日以降 事故直後の区域設定	2012年4月以降 原子炉の冷温停止確認後		
警戒区域 発電所から半径20km圏内。同区域は2011年3月12日に避難指示区域 に設定されている。	避難指示解除準備区域		
計画的避難区域 発電所から半径20km以遠の、事故後1年以内に20mSvに達するおそれ のある区域。	居住制限区域 年間積算線量20mSv超(※)のおそれがある地域。		
緊急時避難準備区域 発電所から半径20km以上30km圏内のうち、計画的避難区域以外の区域。2011年3月12日に屋内待避地域に設定。	帰還困難区域 事故後6年後も年間積算線量20mSv超(※)のおそれのある年間積算線量50mSv超(※)の地域。		

(※) 第4次航空機モニタリングの結果を2012年3月31日に補正した線量データに基づく

#### 避難指示区域:

原子力災害対策特別措置法第15条第3項に基づく<u>避難指示のあった区域</u>。計画的避難区域及び発電所から半径20km圏内から、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域へ見直しを行った。

#### 警戒区域:

原子力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用される災害対策基本法第63条 第1項の規定に基づく立入り制限等が設定された区域。

> 原子力災害対策本部「ステップ 2 の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する 基本的考え方及び今後の検討課題について」(2011年12月26日)より作成

2011年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所における事故発生直後から、住民の生命・身体の危険を回避するために避難指示を発出し、12日には発電所から半径20kmの地域を避難指示区域に設定しました。

さらに4月22日には、事態が深刻化し住民が一度に大量の放射線を被ばくするリスクを回避するため、同地域を、原則立入禁止とする警戒区域に設定し、半径20km以遠の地域であって、事故発生から1年以内に累積線量が20mSvに達するおそれのある地域を計画的避難区域に設定しました。

12月16日、原子炉が安定状態を達成し、事故の収束に至ったことが原子力災害対策本部において確認されたことから、12月26日に、警戒区域及び避難指示区域の見直しの考え方が示され、区域見直しに当たっての共通課題の解決に向けた取り組みを進めるとともに、県、市町村、住民など関係者との綿密な協議・調整を行いながら検討を進めてきました。

2012年3月30日に原子力災害対策本部において、警戒区域及び避難指示区域等について、放射線量や地域特有の解決すべき課題に応じた見直しが行われました。 2013年8月までに、警戒区域の解除及び特定避難勧奨地点の解除を行ったほか、避難指示区域について、避難指示解除準備区域、居住制限区域、及び帰還困難区域が設定されました。

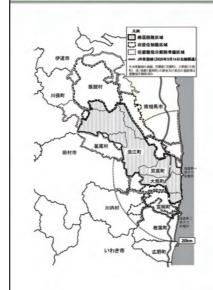
(関連ページ: 上巻 P173「国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と我が国の対応1)

本資料への収録日:2018年2月28日

改訂日:2020年3月31日

102

## 避難指示の解除について



#### ○各市町村における避難指示区域解除の経緯

2014年4月1日	田村市	避難指示解除準備区域の解除
10月1日	川内村	避難指示解除準備区域の解除 居住制限区域から解除準備区域へ
2015年9月5日	楢葉町	避難指示解除準備区域の解除
2016年6月12日	葛尾村	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
6月14日	川内村	避難指示解除準備区域の解除
	南相馬市	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2017年3月31日	飯舘村、川俣 町、浪江町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
4月1日	富岡町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2019年4月10日	大熊町	居住制限区域の解除 避難指示解除準備区域の解除
2020年3月4日	双葉町	居住制限区域の解除 双葉駅周辺の一部地域の解除
3月5日	大熊町	大野駅周辺の一部地域の解除
3月10日	富岡町	夜ノ森駅周辺の一部地域の解除

第50回原子力災害対策本部(2020年1月17日)等より作成

2013年3月7日の復興推進会議・原子力災害対策本部合同会合において、避難指示解除について、「年内を目途に一定の見解を示すべき」と指摘が示され、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(2013年12月20日閣議決定)の検討を踏まえ、避難指示解除手順が示されました。帰還住民の健康影響に対する不安に応えるため、相談員・相談員支援センター整備、個人線量の把握・管理、モニタリングを用いた被ばく低減対策や放射線による健康不安対策(リスクコミュニケーション事業)を行っています。

避難指示解除については、2020年3月までに、帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域と居住制限区域の避難指示の解除を実現してきました。

帰還困難区域については、JR 常磐線の全線開通にあわせ、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われました。なお、このほかに、川内村と広野町では町村の判断によって国による避難指示区域以外の地域でも避難が促されていましたが、川内村では2012年1月31日、広野町では2012年3月31日に解除されました。

最新の情報も含め、避難者の状況など、避難地域12市町村の詳細は福島県の復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」に掲載されています。

ふくしま復興ステーション「避難指示区域の状況」

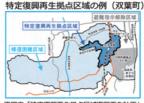
https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html

本資料への収録日:2018年2月28日

### 特定復興再生拠点区域の整備と 放射線防護対策について

【特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定状況・避難指示解除の目標時期】

市町村名	認定日	避難指示解除の目標
双葉町	2017年9月15日	2022年春頃
大熊町	2017年11月10日	2022年春頃まで
浪江町	2017年12月22日	2023年3月
富岡町	2018年3月9日	2023年春頃
飯舘村	2018年4月20日	2023年春頃
葛尾村	2018年5月11日	2022年春頃まで



復興庁「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-4/saiseikyoten/20170913162153.html

「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」 (2018年12月12日 内閣府原子力生活被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁)

特定復興再生拠点区域は、これまで帰還困難区域として立入りを厳しく制限してきた区域であることから、住民の被ばく線量の低減を図り、住民の放射線に関する種々の不安に対してもよりきめ細かく対応するための対策とする。

この考え方の下、特定復興再生拠点区域における放射線防護対策については、避難指示解除に向けた取組を一層加速化していくため、避難指示解除前に帰宅準備やまちづくりなどを進める段階と、避難指示解除に向けた段階の2つの段階で実施することとする。

内閣府原子力被災者生活支援チーム、復興庁、環境省、原子力規制庁「特定復興再生拠点区域における放射線防護対策について」(2018年)、 原子力災害対策本部「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて(案)」(2018年) より作成

帰還困難区域では、一部では放射線量が低下していること等を踏まえ、2016年8月に、「5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」」の整備等を行う方針が示されました。これを受け、2017年5月の福島復興再生特別措置法の改正により、特定復興再生拠点区域が制度として創設されました。特定復興再生拠点区域については、2018年5月までに計画策定を進めていた全ての自治体(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村)の計画が認定され、その整備が推進されています。

また、2018年12月、特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けた動きが進んでいることなどを踏まえて、政府は、同区域の放射線防護対策について、避難指示解除に向けた取組を一層加速化していくため、帰還準備の段階と避難指示解除に向けた段階の二つの段階で実施する方針を示しました。

帰還準備段階では、個人線量管理を着実に実施し、相談体制を確保するのに加え、より精緻に線量などの情報を把握した上で、詳細な線量マップや代表的な行動パターンに基づく被ばく線量推計値の情報提供等の対策を自治体と相談しながら重層的に講じるとされています。

避難指示解除に向けた段階では、帰還準備段階に比べて区域内での活動時間や範囲が広がることから、個人線量管理の着実な実施や相談体制の確保に加え、線量データや個々の住民の生活実態に基づいた被ばく線量の低減対策や懸念・不安にきめ細かに対応するためのリスクコミュニケーションなどを、自治体の意向を踏まえながら総合的・重層的に講じるとされています。

本資料への収録日:2020年3月31日

### 特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染について

- 6町村(双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村)全てで家屋等の解体・除染工事に着手し、駅前広場や幼稚園、体育館等の公共施設で工事が終了するなど、環境再生の取組が着実に進捗。
- 2020年3月14日のJR常磐線全線開通に伴い、双葉町は同年3月4日、大熊町は同年3月5日、富岡町は同年3月10日に、特定復興再生拠点区域の一部の避難指示を先行して解除。
- 特定復興再生拠点区域における除染は約70%以上、家屋等の解体は申請件数に比して約79%が完了 (2020年12月末時点)。

各市町村が策定する特定復興再生拠点区域復興再生計画について総理大臣の認定を受けることにより、帰還困難区域の特定復興再生拠点区域における家屋等の解体・除染とインフラ整備等とを一体的に進めることになります。

環境省では、現在双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の全ての特定復興再生拠点区域において各特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、家屋等の解体・除染を実施しています。2020年3月のJR常磐線の全線開通にあわせて各特定復興再生拠点区域のうち、夜ノ森、大野、双葉の各駅周辺の一部区域では、避難指示の先行解除が行われました。

現在、拠点区域の全域解除に向けて、集中的に家屋等の解体・除染の取組を推進しており、2020年12月末時点で、除染は約70%以上、家屋等の解体は申請件数に比して約79%が完了しています。なお、家屋等の解体により生じた特定廃棄物の処理については、可能な限り減容化した後、双葉地方広域市町村圏組合の管理型処分場(クリーンセンターふたば)を活用して埋立処分を行うこととし、2019年8月に環境省、同組合及び福島県の間で基本協定を締結しました。

本資料への収録日:2021年3月31日

#### 事故からの 福島イノベーション・コースト構想の取組について 復興・再牛 ● 浜通り地域等における産業の復興のため、同地域での新たな産業の創出を目指す構想。 ● 6つの重点分野を位置付け、産業集積、教育・人材育成、交流人口拡大、情報発信等に、「福島イノベーション・ コースト構想推進機構」(平成29年7月~、理事長 斎藤 保氏(IHI相談役))、国、福島県、市町村等が連携 し取り組んでいる。 6つの重点分野 ロボット・ドローン 廃炉 国内外の英知を結集した 福島ロボットテストフィールド 技術開発支援を通じ企業の販路を開拓 技術開発 を中核にロボット産業を集積 「みくしま医療 機器開発支 陸・海・空のフィールドロボットの使用環境 廃炉作業などに必要な実証試験を 揮センター を両理した「福島ロボットテストフィールド」 実施する「楢葉遠隔技術開発センター エネルギー・環境・リサイクル 農林水産業 航空宇宙 先端的な再生可能エネ ICTやロボット技術等を 「空飛ぶ車」の ルギー・リサイクル技術 活用した農林水産業の 実証や関連企 の確立 業を誘致 再生可能TAルギーの導入促進 ICTを活用した農業モデルの確立 「トラクターの無人走行実証」 「航空宇宙 フェスタかくしま」 「南相馬 万葉の里風力発電所」 (公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構、国、福島県、市町村等 教育·人材育成 交流人口拡大 ▶ トップセールスでの企業誘致活動、マッチング 教育機関と連携した 地域と連携して新 東日本大震災・原子力 支援 人材育成講座の事 災害伝承館の開館や、シ たな魅力を創造 経済産業省 ➤ 工場建設や新たな製品開発等への支援 ンポジウムの開催

福島イノベーション・コースト構想については、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討が始まり、特に震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、2014年6月に、福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想研究会において取りまとめられました。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点(アーカイブ拠点)等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギー等のエネルギー分野、農林水産業、医療関連、航空宇宙に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいます。

2019年12月には、復興・創生期間後も見据え、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の姿と具体的な取組を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、復興庁・経済産業省・福島県の3者で取りまとめました。青写真を踏まえ、2020年3月に、福島県が福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画の改定案を策定し、同年5月1日に、内閣総理大臣による認定を行いました。

加えて、福島県は、2017年7月に、福島イノベーション・コースト構想を推進する中核的な組織として、「一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構」を設立しました。同機構は、2018年4月より体制を順次強化しており、2019年1月1日に公益財団法人に移行しました。2020年6月には福島復興再生特別措置法が改正され、国職員の身分を保有したまま、当該職員を同機構に派遣することができる制度が創設されました。

本資料への収録日:2018年2月28日

## 帰還困難区域の主要幹線の交通について



● **常磐自動車道**: 2015年3月に全線が開通しました。 出典: https://www.e-nexco.co.jp/pressroom/press\_release/head\_office/h26/1225/

**」R常磐線**: 2020年3月に全線が運転再開しました。 出典: https://www.jreast.co.jp/press/2019/20200117\_ho01.pdf

国道・県道: 国道6号線は2014年9月~、国道114号線は2017年9月~、県道35号線は2019年9月~、通行証の所持・確認なく通過できることとなりました。

通過時の運転手の被ばく線量						
線量調查與	明間	2018年11月 ~ 2019年1月	2017年 8月	2019年 11月~12月		
区間		常磐道 広野IC~ 南相馬IC	国道114号線 川俣町境〜 浪江IC	国道6号線 県道35号 帰還困難 帰還困難 区域内 区域内		
通過時の			1.01	0.39	0.51	
被ばく 線量 (単位: µSv)	自動二輪車	0.34	-	0.49	0.63	

参考) 東京〜ニューヨーク間フライト(往復)時の被ばく線量:約110~160µSv

出典:原子力被災者生活支援チム 「国道114号、国道399号、国道459号、県道49号及び県道34号における帰還困難区域の 報盟調査 結果について(2017年9月15日)」 「国道6号・国道114号・県道34号・県道35号・県道36号・県道253号・県道256号における 帰通日瀬区域の検算調査結果(トンルで(2020年 1月30日)」 NEXCの東日本ホームケ、(https://jobando.jp/hibakusenryo/hibakuryo.html) より作成

帰還困難区域では、住民の一時立入りや帰還困難区域の特別通過交通制度に基づく 通過を除き、通行が制限されていました。

国道6号線は福島県の復旧・復興にとって重要な主要幹線道路であることから、除 染作業や道路補修作業が完了したことを踏まえ、地元自治体との協議の結果、2014 年9月15日から国道6号線と県道36号線の通行証の所持・確認を要せずに特別通過 交通が可能になりました。

国道114号線や県道35号線なども、関係自治体や関係機関との協議等の上で、特別通過交通制度が適用されています。また、2020年3月より国道6号線、県道35号線など一部路線で二輪車も通行が可能になりました。最新の特別通過交通制度の適用状況と適用時の線量調査結果については、内閣府原子力被災者生活支援チームからのお知らせ(https://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html)で公開されています。

本資料への収録日:2018年2月28日

# 第10章

# 健康管理

東京電力福島第一原子力発電所事故の放射線による影響を踏まえて、福島県 民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図るために実施されている「県 民健康調査」等の概要を説明します。

将来にわたって県民の健康を維持、増進するために、福島県で実施されている健康管理の取組を知ることができます。

## 福島県「県民健康調査」とは

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、 長期にわたり県民の健康を見守り、 将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、 2011年6月から「県民健康調査」を実施しています。

### 「県民健康調査」の内容は、次の5項目です。

- ①基本調査(外部被ばく線量の推計)(全県民)
- ②詳細調査
  - ・甲状腺検査 (2011年3月11日時点で概ね18歳以下)
  - ・健康診査 (避難区域等の住民)
  - ・こころの健康度・生活習慣に関する調査 (避難区域等の住民)
  - ・妊産婦に関する調査 (年度ごとの母子健康手帳交付者)

福島県「県民健康調査」とは(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うと共に、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施しています。

県民健康調査では全県民を対象とし、東京電力福島第一原子力発電所事故後4か月間の外部被ばく線量の把握のための「基本調査」、当時概ね18歳以下であった方を対象に「甲状腺検査」を実施しています。そのほか、東京電力福島第一原子力発電所事故後、避難区域等に指定されたエリアにお住まいだった約21万人の方を対象に、身体の健康状態を把握するための「健康診査」を、こころの健康状態を把握するための「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を行っています。さらに福島県内で母子健康手帳を受け取った方、県外で母子健康手帳を受け取り福島県内で分娩した方を対象に「好産婦に関する調査」を行っています。

本資料への収録日:2013年3月31日

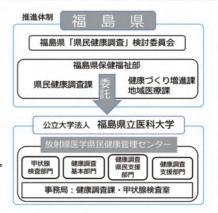
### 県民健康 調査概要

## 県民健康調査(事業推進体制)

#### 【調査の目的】

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故による県内の放射線による影響を踏まえて、長期にわたり県民の健康を見守り、県民の安全・安心の確保を図ることを目的として、全県民を対象とする福島県「県民健康調査」を福島県が福島県立医科大学に委託して実施している。

この調査を通して、継続的な調査・健診を実施し、健康被害の早期発見、早期治療、さらには研究・教育・診療体制を整備しながら、将来にわたる県民の皆様の健康増進につなげていく。



#### 【推進体制】

有識者で構成する福島県「県民健康調査」検討委員会の指導・助言の下、福島県と福島県立医科大学が一体となり推進している。

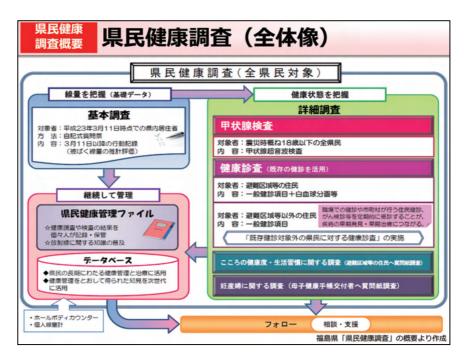
福島県立医科大学では2011年9月に「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げた。

福島県「県民健康調査」の概要より作成

「県民健康調査」は福島県が事業主体となり、福島県立医科大学が福島県から事業 委託を受ける形で実施されています。福島県立医科大学は、この事業を推進するに当 たり、「放射線医学県民健康管理センター」を立ち上げ、実務に当たっています。

福島県は、「県民健康調査」に関して、専門的見地から広く助言等を得るために、「県民健康調査」検討委員会を設置しています。

本資料への収録日:2015年3月31日



「県民健康調査」は「基本調査」と「詳細調査」に大きく分けられます。

「基本調査」では、行動記録を基に東京電力福島第一原子力発電所事故後4か月間の県民の外部被ばく線量を推計評価し、県民の健康を見守るための基礎となるデータを把握します。

「詳細調査」には、現在の健康状態を把握するための、次の四つの調査や検査があ います。

一つ目は、2011年3月11日時点で概ね18歳以下の全県民を対象とした甲状腺の超音 波検査です。チェルノブイリ原発事故後に小児の甲状腺がんが多く見つかったことか ら、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を見守ることを目的に実施しています。

二つ目は健康診査です。避難区域等にお住まいだった方に対して、生活環境等が変わったこと等によって生じる生活習慣病等、その予防あるいは早期発見・早期治療につなげるために健診を行っています。

三つ目のこころの健康度・生活習慣に関する調査も、避難区域にお住まいだった方を対象に東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により生じてしまった不安に対して、支援を行うための調査です。

四つ目の妊産婦に関する調査は、妊産婦を対象に出産や産後の育児に関して放射能を含めた様々な心配を抱える方のための調査です。

調査の全データをまとめた一元的なデータベースを構築し、長期にわたる知見の活用に役立てられます。

本資料への収録日:2013年3月31日

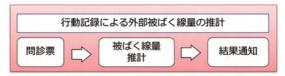
## 基本調査 基本調査 目的

### 健康を見守り続けるための「基礎」となる調査です

外部被ばく線量を推計するために、一人一人に個人の行動記録を記入・提出していただく調査です。

2011年3月11日~7月11日までの4か月間の行動記録を基に、放射線 医学総合研究所(放医研)の「外部被ばく線量評価システム」により、個 人ごとの外部被ばく線量を推計します。

#### 【調査のスキーム】



推計された線量は推計期間と共に、各人にお知らせし、外部被ばく線量を知っていただくと共に、長期にわたって実施していく詳細調査や各人の健康管理における基礎資料とします。

環境省第4回原子力被災者等との健康についてのコミュニケーションにかかる有識者懇談会より作成

基本調査は、東日本大震災に伴う、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響を踏まえ、放射線による外部被ばく線量を行動記録から推計し、推計結果を各人にお知らせするとともに、将来にわたる県民の健康の維持、増進につなげていくことを目的として開始されました。

具体的には対象者の方に、問診票を配布し、事故後4か月間の行動記録を記入していただきます。問診票に記入された行動記録を基にして、放射線医学総合研究所が開発したプログラムを使って、外部被ばく線量を推計します。基本調査の対象となっている事故後4か月間は、空間線量率が高く、この時期の外部被ばく線量の把握が最も重要です。

また、個人個人の推計値を集約し、統計処理することで、福島県における被ばくと 健康影響についての解析を行うためにも活用されます。

本資料への収録日:2013年3月31日

## 基本調査 基本調査 概要

#### 【推計対象期間】

2011年3月11日~7月11日 4か月間の行動

#### 【対象者】

#### 約206万人

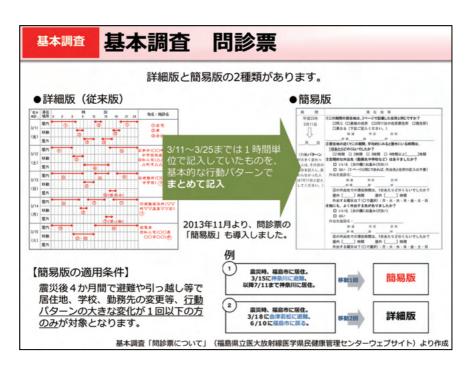
- · 県内居住者:
  - 2011年3月11日~7月1日に県内に住民登録があった方
- · 県外居住者:
  - (1)2011年3月11日~7月1日に県内に居住していたが、住民登録が 県外にある方
  - (2) 2011年3月11日~7月1日に県内に通勤通学していた県外居住者
  - (3) 2011年3月11日~3月25日に県内に一時滞在した県外居住者 (県外居住者に関しては、本人の申し出により問診票をお送りしています。)

環境省第4回原子力被災者等との健康についてのコミュニケーションにかかる有識者懇談会より作成

行動記録を調査するための対象となる期間は、2011年3月11日~7月11日の4か月間です。

基本調査の対象者は震災当時県内に住民登録があった方、約206万人です。住民登録が県外にある方でも、この期間内に県内に居住していた方、県内に通勤、通学していた方、あるいは一時滞在された方々は対象者に含まれます。

本資料への収録日:2013年3月31日



基本調査で行動記録等を記入いただく問診票は、3月11日から3月25日までの行動については1時間単位で記入いただくものです。なお、記入が難しいとのご指摘を受けて、記入内容を簡略化した「簡易版」問診票を2013年11月より導入しました。

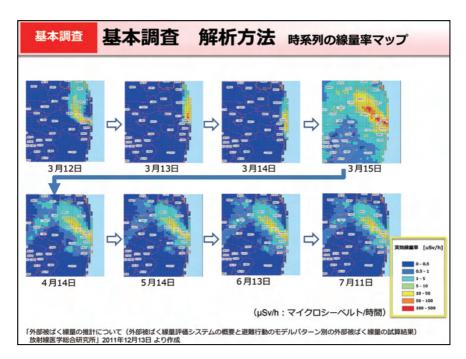
ただし、精度管理上、簡易版の利用は、震災後4か月間に避難や引っ越し等で生活の場の大きな変化が1回以下の方のみが対象となります。

本資料への収録日:2013年3月31日



基本調査では、行動パターン調査の結果と線量率マップを組み合わせて、外部被ば く線量評価が行われています。対象者の方に記入いただいた、この調査期間にどこに どれだけ、どのような建物の中にいたか、といった行動の記録と線量率マップを組み 合わせて、線量を評価しています。

本資料への収録日:2013年3月31日



使用している線量率マップは文部科学省(当時)のモニタリングデータが用いられています $^1$ 。

1. 文部科学省(当時)が公表しているモニタリングデータが利用できない2011年3月12日から15日のうち、3月12日から14日までの3日間は、2011年6月に原子力安全・保安院(当時)が公表した放射性物質の放出量データを用いて、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム(SPEEDI)により計算された結果を適用しました。3月15日については、3月16日のデータと同じとし、3月16日以降については、文部科学省(当時)が公表しているモニタリングデータを利用しました。

本資料への収録日:2013年3月31日

### 基本調査

## 基本調査 得られた回答とその代表性

#### 回答率は福島県全体で27.7%です。

しかしながら、「代表性」に関する調査の結果、県内7方部(地域)において今まで得られた回答に基づく線量分布は、それぞれの方部を代表するもので、偏りのない縮図になっていると考えられました。

表1	基本調查	問診票 回答	回答状況		
		R	2.3.31 現在		
対	象者数	2, 055, 251			
0	詳細版	493, 859	24. 0%		
答	簡易版	74, 773	3. 6%		
数	計	568, 632	27. 7%		

表2 年齢階級別 回答率								
							R2	.3.31 現在
年齢階級	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~	81
回答率	46.6%	36.2%	18.2%	24.8%	22.5%	23.0%	27.9%	27.7%

第38回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

これまでの回答数は56万8.632件です(回答率27.7%)。

なお、回答率が約27%から大きく変化しないことを踏まえて、線量分布の「代表性」に関する調査が2015年度に行われました。この調査の結果、県内7方部(地域)において今までに得られた回答に基づく線量分布は、それぞれの方部を代表するもので、偏りのない縮図になっていると考えられました。

詳細は、下記のウェブサイトをご参照ください。

http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/151271.pdf ①-5、①-6

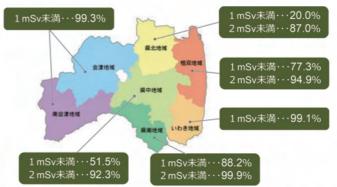
本資料への収録日:2013年3月31日

### 基本調査

## 基本調査 結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

地域別の外部被ばく実効線量の推計結果(放射線業務従事経験者を除いた46万6367人)



### 実効線量推計結果の評価

これまでの疫学調査により100mSv以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく実効線量推計値ではあるが、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価される。

第38回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

2020年3月31日現在までに推計が行われた累計55万4,320人のうち、推計期間4か月間すべての行動記録を提出いただいた方が47万5,579人。そこから放射線業務従事経験者を除いた46万6,367人の推計結果を地域別に示したものです。地域別にみてみると、県南地域では88.2%、会津・南会津地域では99.3%、相双地域では77.3%、いわき地域では99.1%の方が1ミリシーベルト未満となっています。また、最大値は相双地域の方の25ミリシーベルトでした。

本資料への収録日:2013年3月31日

## 甲状腺検査 目的と対象

## 「福島の子どもたちの健康を長期的に見守ります」

#### 【目的】

甲状腺検査は、チェルノブイリ原発事故後に明らかになった放射線による健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されたことから、福島県はチェルノブイリに比べて放射性ヨウ素の被ばく線量が低いとされているが、子どもたちの甲状腺の状態を把握し、健康を長期に見守ることを目的として開始されました。

### 【対象】

2011年3月11日時点で、概ね0歳から18歳まで(1992年4月2日から2011年4月1日までに生まれた方)の福島県民(約36万8000人)

※2014年度からの本格検査では、2011年4月2日から2012年4月1日 までに生まれた福島県民にまで対象を拡大(約38万1000人)

福島県「県民健康調査」報告書(令和元年度版)より作成

チェルノブイリ原発事故では放射線による健康被害として、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児の甲状腺がんが報告されました。比較すると、福島においては環境に放出された放射性物質の量も少なく、住民の推定の外部・内部被ばく線量はさらに小さいため、疫学的に検出が可能な甲状腺への健康リスクはないと予測されています(上巻 P141「甲状腺がんについての専門家会議中間取りまとめの評価」)。一方、福島における東京電力福島第一原子力発電所事故の影響でも、子どもたちの甲状腺への放射線の影響が心配されています。そのため、甲状腺の状況を把握すると共に、将来にわたる健康を見守ることを目的に、県民健康調査では継続して甲状腺検査を実施しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 甲状腺検査 甲状腺検査 概要(1/3)

### ●検査スケジュール

	検査区分	期間	対象者		
検査1回目 <終了しました>	<b>先行検査</b> 甲状腺の状態を把握するため実施	2011年10月~ 2014年3月	震災時福島県にお住まいで、 概ね18歳以下であった方 (1992年4月2日〜2011年4月1日 生まれの方)		
検査2回目 検査3回目 検査4回目 <終了しました>	本格検査 先行検査と比較するため実施	2014年4月~ 2020年3月	1992年4月2日~2012年4月1日生まれの方 ※20歳を超えるまでは2年ごと、 25歳以降は、25歳、30歳など、		
検査5回目※1		2020年4月~	5年毎の節目に検査を実施		

※1 対象者の年齢によっては検査4回目の方もおります。詳しくは「受診年度を調べる」 (https://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/yearsearch.html) をご覧ください。

甲状腺検査とは(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

放射線の影響があるとは考えにくい時期に対象者の甲状腺の現状把握をするという ことが、長期にわたり健康を見守る上で大変重要であることから、東京電力福島第一 原子力発電所事故直後、2011年10月から約2年半を掛けて、福島県の子どもたち全 員を対象に、超音波による甲状腺検査を行いました(先行検査)。

その後、2014年度からは、先行検査の対象者に、2011年4月2日から2012年4 月1日までに生まれた方も対象に加え、2回目の検査となる本格検査を実施しまし た。

3回目からの検査は、対象者が20歳を超えるまでは2年ごと、それ以降は5年ご とに検査を実施しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

## 甲状腺検査 概要(2/3) 甲状腺検査 検査の流れと判定基準 検査の流れ 一次検査(超音波検査) 県内検査 県外検査 学校、80以上の医療機関、公共施設などの一般会場 全国都道府県120以上の医療機関で受診可能 超音波画像診断 判定 A1、A2 判定 B、C ■ のう胞 20.0mm以下 ■ 結節 5.0mm以下 ■ のう胞 20.1mm以上 ■ 結節 5.1mm以上 二次検査 詳細な超音波検査、血液検査、尿検査、 穿刺吸引細胞診(必要に応じて) 次回検査 診療または治療(手術等) (20歳を超えるまでは2年ごと、それ以降は 25歳、30歳等、5年ごとの節目に検査を実施) 福島県「県民健康調査」報告書(令和元年度版)より作成

一次検査では、のう胞や結節の有無、その大きさを検査し、より詳細な検査が必要 と考えられる方には、二次検査の受診をご案内しています。

二次検査では、さらに精密な超音波検査、血液検査、尿検査を行い、医師が必要と 判断した方には穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)を行います。 検査はここまでです。

これ以降、診療が必要な方は保険診療に移行し、主治医の下、個別に適切な医療が行われます。

本資料への収録日:2016年3月31日

# 甲状腺検査 概要(3/3)

## ●検査の内容

### 【一次検査】

超音波検査を行います。のう胞や結節の有無 を調べます。通常3~5分程度で終了し痛みは 伴いません。

一次検査の超音波画像は、専門の医師等で構成する判定委員会で確認し、判定をします。結果は郵送でお送りしますが、希望者には検査会場や電話で説明を行っています。



### 【二次検査】

- 一次検査の結果、念のため精密検査を必要とする場合、二次検査を行っています。
- 二次検査では、超音波検査・採血・採尿を行います。

その結果、医師が必要と判断した場合は、甲状腺の細胞を採取して検査(穿刺吸引細胞診、せんしきゅういんさいぼうしん)を行うこともあります。

甲状腺検査とは、甲状腺検査「よくあるご質問」(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

甲状腺の超音波検査(エコー検査)は、仰向けに寝た状態で行います。首の付け根の辺りにある甲状腺にゼリーを付けた器具(超音波プローブ)を当て、表面を滑らせ、のう胞や結節の有無を調べます。

通常3~5分程度で終了し痛みは伴いません。

一次検査で得られた超音波診断画像は、総合的、客観的に判断するために、検査会場では判定せず、複数の専門医によって構成される判定委員会で判定が行われます。これは県民健康調査として一定の精度で判断することを心掛けているためでもあります。

なお、判定基準の大きさは判定の目安であり、超音波画像で悪性が疑われる場合は 大きさに関係なく B 判定として二次検査の受診をご案内しています。

二次検査ではより精緻な超音波検査や採血、採尿を行います。医師が必要と判断した場合は、甲状腺の細胞を細い針で採取し、検査を行う「穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)」を行う場合もあります。

本資料への収録日:2016年3月31日

# 甲状腺検査 結節とは

### 結節は「しこり」とも呼ばれ、甲状腺の細胞の密度が変化したもの





結節 ※点線で囲んだところが結節

- 結節には良性と悪性(がん)があり、多くは良性です。なお、 5.0mm以下でも二次検査を受けたほうが良いと判断された場合はB 判定としています。
- 甲状腺がんは生涯にわたり健康にまったく影響しない潜在がんが 多いがんとして以前から知られています。ほとんどは5.0mm以下 の非常に小さいものです。それらを発見して治療することは患者 さんにとって不利益と考えられていますので、一般的に5.0mm以 下の結節は細胞診等の詳しい検査を行わないことが推奨されてい ます。
- それにならい、県民健康調査の甲状腺検査も、二次検査は行わず、 2~5年後の超音波検査(一次検査)を行うこととしています。

福島県「県民健康調査」報告書(令和元年度版)より作成

結節は「しこり」とも呼ばれる、甲状腺の細胞の密度が変化した塊です。良性と悪性(がん)がありますが、多くは良性です。

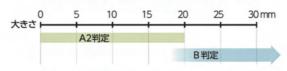
甲状腺がんは生涯にわたり健康にまったく影響しない潜在がんが多いがんとして以前から知られています。それらを発見して治療することは、患者さんにとって不利益になることも考えられます。そこで、一般的に小さな結節は細胞診等の詳しい検査を行わないことが多くあります。県民健康調査における甲状腺検査でも、それに準じて5.0mm以下の結節は二次検査を行わず、次回の超音波検査(一次検査)としています。

A1判定の方が次回の検査で A2判定や B 判定になることや、逆に A2判定の方が A1判定になることもあります。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 甲状腺検査 のう胞とは

# のう胞は「中に液体がたまった袋状のもの」で、健康な方に も見つかることの多い良性のもの



良性ですが、20mmを超えるとのどが圧迫されるような感じが出るので、中の液体を抜くことがあります。





のう胞(単数) のう胞(複数) ※矢印で示したところがのう胞

- のう胞の中は液体のみで細胞がないため、がん になることはありません。
- 数やサイズが頻繁に変わり、多くの方が複数の のう胞を持っています。
- これまでの検査から、のう胞は乳幼児期には少なく、小学生や中高生に多くみられることが分かってきています。

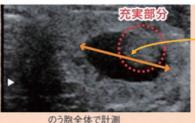
福島県「県民健康調査」報告書(令和元年度版)より作成

福島県で行われている甲状腺検査で「のう胞」と判定しているものは、中に液体の みが溜まった袋状のもので、細胞のない良性のものです。健康な方にも見つかること が多く、特に学童期~中高生に多くみられるものです。そのため、繰り返し検査を受けると、成長に伴ってのう胞が見つかることもよくあります。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 甲状腺検査 充実部分を伴うのう胞の扱い

# 「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」としている。



充実部分を含む、のう胞の全体の 大きさ (オレンジの矢印の長さ) が 結節の判定基準である5.1mm以上で あれば「B判定」となる。

- 「のう胞」の中に「結節」がある、「充実部分を伴うのう胞」といわれるものについては、こ の検査では全て「結節」扱いとしています。
- ・この場合、中にある結節ではなく、結節を含むのう胞全体の大きさを記録しています。例えば、 30mmの「のう胞」の中に3mmの結節が認められる場合、30mmの「結節」と判定され (5.1mmを超えているため) B判定となります。

甲状腺検査「よくあるご質問」(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

のう胞の中には結節を伴うものがあります。県民健康調査における甲状腺検査で は、この充実部分(結節)を伴うのう胞は、全て「結節」として判定し、結節の判定 基準を適用しています。

例えば、3mmの結節を伴う30mmののう胞の場合、これを結節と判定し、「結節」 の判定基準を適用。大きさが5.1mm 以上なので B 判定として、二次検査のご案内を しています。

「のう胞」と判定されたものは、中は液体のみで良性のものです。

(関連ページ:下巻 P124「甲状腺検査 のう胞とは1)

本資料への収録日:2016年3月31日

# 甲状腺検査 県内・県外検査体制について

### 県内検査実施機関及び検査実施体制の拡充

都合により検査を受けられないことに 対応するよう、県内の検査実施機関と 検査実施体制の拡充を進めています。



### 県外検査実施機関の拡充

県外でも検査を受けられるよう実施機関の拡充を進めています。

全都道府県120以上の医療機関で受診可能 甲状腺検査を受けるには、県民健康管理センターへの事前予約が必要です。

### 説明ブースの設置

2015年7月から、公共施設などの一般会場での検査時には、「結果説明ブース」を設置しています。当日の検査結果についての暫定的な結果を、医師が超音波画像で示しながら説明しています。

諸事情で説明ブースを設置できない会場や学校等での検査では、電話相談等の代替の対応を取っています。

福島県「県民健康調査」報告書(令和30年度版と令和元年度)より作成

甲状腺検査は、福島県立医科大学と福島県内・県外の医療機関等が連携して実施されています。県民の皆様が甲状腺検査を受診しやすいように、検査実施場所や受診機会を増やし、皆様の健康を長きにわたって見守る取組が進められています。

本資料への収録日:2015年3月31日

# 甲状腺検査 甲状腺検査 本格検査の実施順



震災時の空間線量率が 相対的に高かった地域 から順に実施

- 2016年度一次検査実施市町村(25市町村)
  - 2017年度一次検査実施市町村(34市町村)
- ●本格検査3回目(先行検査から通算4回目) (18歳以下の対象者)
  - 2018年度一次検査実施市町村(25市町村) 2019年度一次検査実施市町村(34市町村)

第36回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

甲状腺検査は、東京電力福島第一原子力発電所事故時に、空間線量率の高かった地 域から順に実施されました。

2回目の検査となる本格検査以降も、ほぼ同様の順序で検査のご案内をしていま す。

本格検査3回目(検査4回目)からは、18歳以下の方には従来通りの順に実施 しておりますが、19歳以上の方には地域別ではなく年齢(学年)ごとの実施とし、 2018年度には1996年度(22歳)及び1998年度生まれの方(20歳)に、また2019 年度には1997年度(22歳)及び1999年度生まれの方(20歳)に検査を実施してお ります。

また、2017年度以降は、25歳になる年度に検査を行い、それ以降は5年ごとの検 杳となります。

本資料への収録日:2015年3月31日

# 甲状腺検査 先行検査の結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

#### ●一次検査結果

対象者数 (人)	受診者数 (人)			結果判定数(人)				
	WESArts	うち県外	判定率	判定区分別内訳(割合(%))				
	人) 支診率 フラ県タ 受診		(%)	A		二次検査対象者		
		Xas		A1	A 2	В	С	
367,649	300,473 (81.7)	9,511	300,473 (100.0)	154,605(51.5)	143,574 (47.8)	2,293(0.8)	1 (0.0)	
	(A)	対象者数 (人) 受診率 (%)	対象者数 (人) 受診率 うち県外 (%) 受診	対象者数 (人) 受診率 (%) 受診 (%)	対象者数 (人) 受診率 (%) 受診 (%) 対定率 (%) イン (%) 対応率 (%) A1	対象者数 (人) 受診率 (%) 受診 (%) 判定率 (%) 利定区分別内駅(割合 (%) A A1 A2	対象者数 (人) 受診率 (%) 受診 (%) 判定率 (%) A 二次検査対 A1 A2 B	

A判定: 99.2%

#### ●二次検査結果

	7.0	四岭李州(1)			結果確定数(	J.)	
	対象者数 (人)		確定率 (%)	次回検査		通常診療等	
				A 1	A 2		うち細胞診受診者
合計	2,293	2,130 (92.9)	2,090 (98.1)	132 (6.3)	579 (27.7)	1,379 (66.0)	547 (39.7)

細胞診結果

悪性・悪性疑い 116人 男性:女性 39人:77人 平均年齢 17.3±2.7歳 (8-22歳)、震災当時14.9±2.6歳 (6-18歳) 平均腫瘍径 13.9±7.8mm (5.1-45.0mm)

●悪性・悪性疑い116人のうち、手術施行102人(良性結節1人、乳頭癌100人、低分化癌1人)

第27回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

1回目の検査である先行検査(2011~2013年度)の結果を示します。

一次検査でA判定は全体の99.2%、B判定は0.8%でした。A2判定の大半は20mm以下ののう胞、B判定の大半は5.1mm以上の結節、ということが分かります。

二次検査では、精緻な超音波検査等を経て、二次検査受診者の34%、つまり約3人に1人はA判定相当として、一次検査のA判定者同様、次回2回目の検査の受診をお勧めいたしました。一次検査では疑わしいと思われる方については、総合的、客観的に判断するために、念のためB判定として二次検査でより詳しく検査をした上でA判定相当となる方等もここには含まれているためです。

二次検査結果が確定した方の66%の方は通常の保険診療に移行し、主治医のもとで個別にその方の症状に合わせて適切な対応を判断しています。

39.7%の方が穿刺吸引細胞診を受け、その結果116人の方が悪性、悪性疑いの判定となりました。そのうち、102人の方が手術を受けたことが分かっていますが、悪性、悪性疑いの方全てがすぐに手術を受けるのではなく、個別の状態に合わせて医師、ご本人、ご家族の方へのご説明、ご相談を経て対応を決めていきます。

本資料への収録日:2016年3月31日

# 甲状腺検査 本格検査 (検査2回目) の結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

#### ●一次検査結果

		受診者数(人	人)			結果判定数(人)			
	対象者数 (人) 受診率 (%)	WEAT		判定率	判定率 判定区分別内訳(割合(%))				
		うち県外 受診	(%)	- /	A	二次検査対象者			
		(%) 328	Xas		A1	A 2	В	С	
合計	381,244	270,540(71.0)	15,658	270,529 (100.0)	108,718(40.2)	159,584(59.0)	2,227(0.8)	0 (0.0)	

### ●二次検査結果

	八人人					7,17	
	The second second	受診者数 (人)			結果確定数()	()	
	対象者数 (人)	NEW XX	確定率 (%)	次回検査		通常診療等	
				A 1	A 2		うち細胞診受診者
合計	2,227	1,874(84.1)	1,826(97.4)	63(3.5)	365(20.0)	1,398(76.6)	207(14.8)

●細胞診結果

※小数点第一位で示されている割合は、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合がある。

A判定:99.2%

悪性・悪性疑い 71人 男性:女性 32人:39人 平均年齢 16.9±3.2歳(9-23歳)、震災当時12.6±3.2歳(5-18歳)

平均腫瘍径 11.1±5.6mm (5.3-35.6mm)

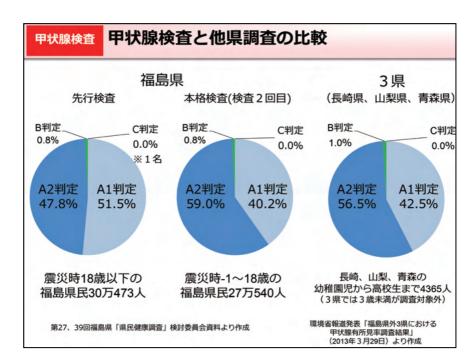
●悪性・悪性疑い71人のうち、手術実施54人(乳頭癌53人、その他の甲状腺癌1人)

第31回および第39回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

2回目の検査である本格検査の結果を示します。

一次検査で A 判定は全体の99.2%、B 判定は0.8%、A2判定の大半は20mm 以下ののう胞、B 判定の大半は5.1mm 以上の結節、という傾向は先行検査と同様でした。 二次検査では、穿刺吸引細胞診の結果、71人の方が悪性ないし悪性疑いとなっています。

本資料への収録日:2016年3月31日



検査開始当初、A2判定の方の割合が多いのではないか、と不安の声が多く挙がったことから、2012年度に、環境省が主体となり、長崎県、山梨県、青森県の3県で、約4,300人の子どもたちを対象に、福島県と同じ方法による甲状腺検査を実施しました(以下「三県調査」という。)。

福島県の先行調査は震災時0~18歳、本格検査(検査2回目)では検査時2~23歳が対象であったのに対し、3県の調査では3~18歳が対象にされ、3歳未満は対象になっていません。また、三県調査の場合、調査対象集団のサンプルサイズが小さいため、両調査結果だけをみて単純に比較することはできません。しかし、福島県の子どもたちに際立ってA2判定が多いわけではないことが分かりました。また、三県調査において2010年の日本の人口構成で年齢調整した結果、のう胞の発見率は52.35%、結節の発見率は1.54%と報告されており1、甲状腺検査の先行検査および本格検査(検査2回目)の結果と類似していました。また、三県調査の報告書では、「一般的に、3~5歳の集団では結節性疾患の有所見率が、6歳以上の集団に比べて低く、また女性は男性よりも有所見率が高いことが知られている。このため、今回のような単純な記述統計に基づく有所見率は、本来の値よりも高めに集計されている可能性がある。」2と考察されています。実際、2歳以下の対象者を含まない本格検査(検査2回目)では、A2判定の比率は三県調査の比率と極めて近い結果を示していました。

- 1. Hayashida N, et al. Thyroid Ultrasound Findings in Children from Three Japanese Prefectures: Aomori, Yamanashi and Nagasaki. PLoS One. 8(12): e83220, 2013.
- 2. 特定非営利活動法人日本乳腺甲状腺超音波医学会「平成24年度甲状腺結節性疾患有所見率等調査成果報告書」(環境省委託事業)2013年3月

本資料への収録日:2014年3月31日

#### 甲状腺検査 本格検査(検査3回目)の結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

#### ●一次給杏結里

		受診者数()	人)	1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		結果判定数(人)		
	対象者数 (人)	WEAR	~ 4.00 M	判定率	判定	区分別内訳(割合(	(%))	
		受診率 (%)	うち県外受診	(%)	- 1	A	二次検査対象者	
			200		A1	A 2	В	С
合計	336,670	217,921(64.7)	12,509	217,920 (100.0)	76,433(35.1)	139,986(64.2)	1,501(0.7)	0 (0.0)

### ●二次検査結果

ATIAL . 33.370		
結果確定数 (人)	77.57.5	Ξ
次回検査	通常診療等	

	対象者数 (人)	受診者数 (人)			結果唯正奴 (ノ	()	
		文部有数 (人)	確定率 (%)	次回検査		通常診療等	
	(X)	受診率 (%)		A 1	A 2		うち細胞診受診者
合計	1,501	1,101(73.4)	1,060(96.3)	9(0.8)	100(9.4)	951(89.7)	78(8.2)

細胞診結果

※小数点第一位で示されている割合は、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合がある。

A判定:00 306

悪性・悪性疑い 31人 男性:女性 13人:18人 平均年齢 16.3±2.9歳(12-23歳)、震災当時9.6±2.9歳(5-16歳) 平均腫瘍径 12.9±6.4mm(5.6-33.0mm)

●悪性・悪性疑い31人のうち、手術実施27人(乳頭癌27人)

第39回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

3回目の検査である本格検査の結果を示します。一次検査でA判定は全体の 99.3%、B 判定は0.7%、A2判定の大半は20mm 以下ののう胞、B 判定の大半は 5.1mm 以上の結節、という傾向は先行検査、本格検査(検査2回目)と同様でした。 二次検査では、穿刺吸引細胞診の結果、31人の方が悪性ないし悪性疑いとなってい ます。

本資料への収録日:2019年3月31日

# 甲状腺検査 本格検査 (検査4回目)の結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

●一次検査結果

		受診者数 (.	人)			結果判定数 (人)		
	対象者数 (人)	WISAM	~ + 15 41	判定率	判定	区分別内訳(割合)	(%) )	
		受診率 (%)	うち県外 受診	(%)		二次検査対象者		
					A1	A 2	В	С
合計	294,240	180570(61.4)	9,799	177,424 (98.3)	59,808(33.7)	116,289(65.5)	1,327(0.7)	0 (0.0

### ●二次検査結果

A判定:99.3%

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	結果確定数(人)						
		文部自数 (人)	確定率 (%)	次回	回検査	通常診療等			
	(人)	受診率 (%)		A 1	A 2		うち細胞診受診者		
合計	1,327	741(55.8)	647(87.3)	2(0.3)	57(8.8)	588(90.9)	49(8.3)		

●細胞診結果

※小数点第一位で示されている割合は、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合がある。

悪性・悪性疑い 21人 男性:女性 11人:10人 平均年齢 16.6±2.5歳(11-20歳)、震災当時8.6±2.4歳(4-12歳) 平均腫瘍径 11.6±5.3mm(6.1-29.4mm)

平均腫瘍径 11.6±5.3mm (6.1-29.4mm)
悪性・悪性疑い21人のうち、手術実施13人(乳頭癌13人)

第39回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

4回目の検査である本格検査の結果を示します。

一次検査で A 判定は全体の99.3%、B 判定は0.7%、A2判定の大半は20mm 以下ののう胞、B 判定の大半は5.1mm 以上の結節、という傾向は先行検査、本格検査(検査2回目と3回目)と同様でした。

二次検査では、穿刺吸引細胞診の結果、21人の方が悪性ないし悪性疑いとなっています。

本資料への収録日:2021年3月31日

#### 甲状腺検査 本格検査(25歳時検査)の結果

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

### ●一次検査結果

		受診者数(	(人)		結果判定数(人) 率 判定区分別内訳(割合(%))				
	対象者数 (人)	WILL ST.		判定率					
		受診率 (%)	ラち県外受診	(%)		二次検査対象者			
			Xas		A1	A 2	В	С	
合計	66,637	5,578(8.4)	1,793	5,234 (93.8)	2,228(42.6)	2,762(52.8)	244(4.7)	0 (0.0)	

### ●二次検査結果

A判定:95.3%

		受診者数 (人)			結果確定数(人	()		
	対象者数 (人)	文部有数 (人)	確定率 (%)	次回	回検査	通常診療等		
		受診率 (%)		A 1	A 2		うち細胞診受診者	
合計	244	168(68.9)	160(95.2)	1(0.6)	10(6.3)	149(93.1)	13(8.7)	

●細胞診結果

※小数点第一位で示されている割合は、四捨五入の関係で合計が100%とならない場合がある。

悪性・悪性疑い 7人 男性:女性 2人:5人 平均年齢 25.3±1.0歳(24-27歳)、震災当時17.1±0.7歳(16-18歳) 平均腫瘍径 22.6±15.6mm (10.8-49.9mm)

●悪性・悪性疑い7人のうち、手術実施4人(乳頭癌3人、濾胞癌1人)

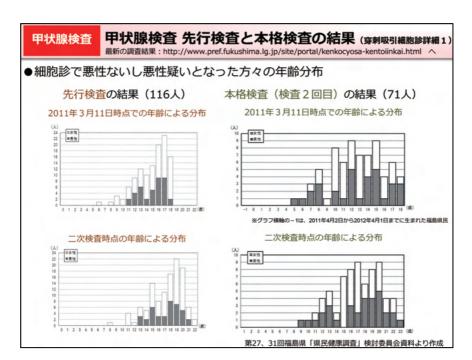
第39回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

本格検査(検査3回目)の実施期間中から(平成29年度から)、本格検査の一部と して、25歳になる年度に実施する検査を開始し、これまで実施した平成4年度から 6年度生まれの対象者に対する検査の結果を示します。

一次検査で A 判定は全体の95.3%、B 判定は4.7%、A2判定の大半は20mm 以下 ののう胞、B 判定の大半は5.1mm 以上の結節、という傾向はこれまでの結果と同様 でしたが、対象者の年齢が高いため、B判定率および結節の発見率は先行検査、本格 検査(検査2~4回目)と比較して高くなっていました。

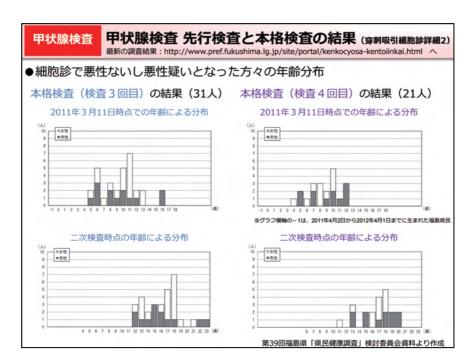
二次検査では、穿刺吸引細胞診の結果、7人の方が悪性ないし悪性疑いとなってい ます。

本資料への収録日:2021年3月31日



先行検査および本格検査(検査2回目)における穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)の結果、「悪性」「悪性疑い」の判定となった方々の年齢分布を2011年3月11日時点の年齢と、二次検査時の年齢とでグラフにしたものです。先行検査および本格検査(検査2回目)において、放射線に対する感受性が高いと考えられる低年齢(0~5歳)の方に他の年齢と比べて甲状腺がんが多く見つかっている状況ではありません。

本資料への収録日:2014年3月31日



本格検査(検査3回目と検査4回目)における穿刺吸引細胞診(せんしきゅういんさいぼうしん)の結果、「悪性」「悪性疑い」の判定となった方々の年齢分布を2011年3月11日時点の年齢と、二次検査時の年齢とでグラフにしたものです。災時の年齢分布においては、先行検査と本格検査(検査2回目)と比較しますと、より低年齢に人数の分布が偏っている傾向がありますが、検査時年齢では先行検査と本格検査(検査2回目)の分布と同様でした。

本資料への収録日:2021年3月31日

# 甲状腺検査 甲状腺検査 先行検査結果に対する見解

●これまで施行されていなかった子供の甲状腺検査を行うことにより、ほぼ一定の率で 甲状腺がんが見つかっている。

細胞診の結果悪性ないし悪性疑いの割合 (一次検査受診者に対し)

	2011年度	2012年度	2013年度	
ľ	0.03%	0.04%	0.04%	第20回福島県「県民健康調査」 検討委員会資料

●福島県「県民健康調査」検討委員会「中間取りまとめ」における、先行検査で発見された 甲状腺がんに関する評価 (2016年3月)

「これまでに発見された甲状腺がんについては、被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこ と、被ばくからがん発見までの期間が概ね 1 年から 4 年と短いこと、事故当時 5 歳以下からの発見は ないこと、地域別の発見率に大きな差がないことから、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくい と評価する。

但し、放射線の影響の可能性は小さいとはいえ現段階ではまだ完全には否定できず、影響評価のためには 長期にわたる情報の集積が不可欠であるため、検査を受けることによる不利益についても丁寧に説明しな がら、今後も甲状腺検査を継続していくべきである。」

- ○原子放射線の影響に関する国連科学委員会(UNSCEAR)は2017年白書※の中で、「放射線被ばくによる 甲状腺がんの過剰な発生は考慮に入れる必要がないとみなされている。」との認識をあらためて示した。
  - ※東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響に関するUNSCEAR2013年報告書刊行後の進展 (国連科学委員会による今後の作業計画を指し示す2017年白書)

### 放射線の影響をみるためには、長期間経過を見守る必要があります

福島県で行われている甲状腺検査の先行検査で見つかった甲状腺がんは、東京電力 福島第一原子力発電所事故による放射線の影響とは考えにくいとされています。

その理由として

- 1. 被ばく線量がチェルノブイリ事故と比べて総じて小さいこと
- 2. 被ばくからがん発見までの期間が概ね1年から4年と短いこと
- 3 事故当時5歳以下からの発見はないこと
- 4. 年齢分布が福島県とチェルノブイリでは大きく違うこと(上巻 P140「チェル ノブイリ原子力発電所事故と東京電力福島第一原子力発電所事故との比較(被 ばく時年齢)1)
- 5. 地域別の発見率に大きな差がないこと

から、総合的に判断して、放射線の影響とは考えにくいと評価したものです。

しかし、放射線影響をみるためには、今後も長期にわたり経過をみる必要がありま す。

(関連ページ: 上巻 P141「甲状腺がんについての専門家会議中間取りまとめの評 価1)

本資料への収録日:2015年3月31日

### 甲状腺検査 本格検査(検査2回目)結果に対する評価の概要

2019年6月、福島県「県民健康調査」検討委員会の下に設置された甲状腺検査評価部会において、以下の点を考慮し、「現時点において、本格検査(検査2回目)に発見された甲状腺がんと放射線被ばくの間の関連は認められない」とまとめられ、同年7月の検討委員会でこのまとめについて報告され、了承された。

- 国連科学委員会(UNSCEAR)が出している甲状腺吸収線量の推計値と 甲状腺がん発見率との関連を解析した結果、線量の増加に応じて発見率 が上昇するといった一貫した関係(線量・効果関係)は認められない。
- 超音波検査等の結果での甲状腺がん疑いの発見率は、事故時等の年齢が 高いほど高く、チェルノブイリ事故後に甲状腺がんが多く発見された年 齢層(主に低年齢の子ども)と異なる。

第35回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

2019年6月、福島県「県民健康調査」検討委員会の下の甲状腺検査評価部会は、「甲状腺検査の本格検査(検査2回目)の結果に対する部会まとめ」を公表しました。「部会まとめ」では、本格検査(検査2回目)で見つかった甲状腺がんと、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの間の関連は認められないと示されています。また、以下の視点で甲状腺検査や検査結果の評価について検討を進めることの必要性がまとめられています。

- 検査3回目、4回目の結果を蓄積した解析を行う必要がある。
- 地域がん登録及び全国がん登録を活用し、甲状腺検査対象者のがん罹患状況を 把握し分析を行う必要がある。
- ・ 将来的に、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いて、交絡因子等を調整した 症例対照研究や前向き研究として、線量と甲状腺罹患率との関連を検討する必要 がある。

本資料への収録日:2020年3月31日

# 健康診査 健康診査 目的

「健康診査」は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの方が避難生活を余儀なくされ、食生活、運動習慣など生活習慣が大きく変化し、また、受診すべき健康診査も受けることができなくなるなど、健康に不安を抱えている住民もいることから、県民の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることを目的に避難区域住民を対象に開始されました。

健康診査とは(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの方が避難生活を余儀なくされていました。このような住民の皆様の身体に変調を来していないかどうかを見守り、必要に応じて早期治療につなげることを目的として「健康診査」を実施しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 健康診査 健康診査 概要(1/2)

### 【健診項目】

年齡区分	健診項目					
<b>0歳~6歳</b> (就学前乳幼児)	身長、体重 [希望がある場合のみ] 血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画)					
<b>7歳~15歳</b> (小学校1年生~ 中学校3年生)	身長、体重、血圧、血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、 白血球分画) 【希望による追加項目】 血液生化学(AST、ALT、yGT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、血清クレアチニン、尿酸)					
16歳以上	身長、体重、腹囲(又はBMI)、血圧、血算(赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画) 尿検査(尿蛋白、尿糖、尿潜血) 血液生化学(AST、ALT、Y-GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、血清クレアチニン、 eGFR、尿酸) ※赤文字部分は、通常、特定健康診査では検査しない追加項					

### 【対象者】

2011年時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び 特定避難勧奨地点の属する区域に住民登録があった住民(約21万人) 並びに基本調査の結果 必要と認められた方。

(=田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、 葛尾村、飯舘村の全域及び伊達市の一部)

健康診査とは(福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

全ての年齢区分について、対象地域住民一人一人が自分の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげていくことを目的に健診項目を設定しています。

16歳以上については、「特定健康診査」の健診項目を基本として、血算などの追加項目(赤文字の項目)を付加して実施しています。

健康診査の対象となる方は、東京電力福島第一原子力発電所事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域<sup>1</sup>にお住まいだった方々です。

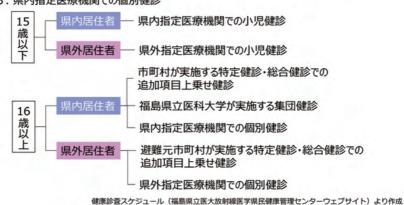
1. 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、 飯舘村の全域及び伊達市の一部

本資料への収録日:2013年3月31日

# 健康診査 健康診査 概要(2/2)

毎年、15歳以下の小児と16歳以上の県外居住の方には、指定医療機関での個別健診を、 16歳以上の県内居住の方には以下の3種類の方法で健診が実施されています。

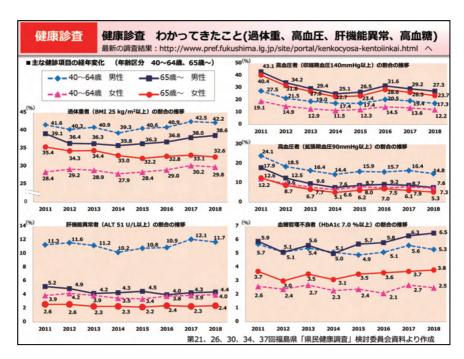
- 1. 市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した健診項目を上乗せして実施
- 2. 福島県立医科大学が実施する集団健診
- 3. 県内指定医療機関での個別健診



15歳以下の小児については、福島県内外共に、健診に協力いただける小児科医のいる指定医療機関で小児健診が実施されています。

16歳以上の福島県内にお住まいの方については、市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した健診項目を上乗せして実施、又は福島県立医科大学が実施する集団健診及び県内指定医療機関での個別健診が実施されています。

本資料への収録日:2013年3月31日



2011~2018年度に行った健康診査のうち、主な健診項目を経年比較しました。

### ●過体重者

BMI が25kg/m²以上の過体重者は、各年度とも女性と比較して男性の割合が高い結果になりました。各年度の推移をみると、65歳以上の女性では、2011年度から2015年度までは減少傾向でしたが、2016年度から2018年度では大きな変化がみられませんでした。

### ●高血圧者

収縮期血圧140mmHg以上の割合は、40歳以上の男女ともに、2011年度から2014年度まで減少傾向がみられました。2015年度から2016年度にかけては増加傾向がみられましたが、2018年度にかけては減少傾向がみられました。

拡張期血圧90mmHg 以上の割合は、40歳以上の男女ともに、2011年度から2014年度まで減少傾向がみられましたが、2015年度以降は大きな変化はみられませんでした。

### ●肝機能異常者

ALT51 (U/L) 以上の肝機能異常者は、40~64歳男性で他に比べ高い割合ですが、全体的にほぼ横ばいとなっています。

### ●血糖管理不良者

HbA1c7.0%以上の血糖管理不良者は、各年度とも女性に比べ男性の割合が高く、2011年度と2018年度を比較すると、65歳以上の男性で割合が高い結果になりました。

本資料への収録日:2016年3月31日

# 「避難区域等の住民の皆さまの こころとからだの健康を見守ります」

こころの健康度・生活習慣に関する調査は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の体験やこれらの災害による避難生活により、多くの方が不安やストレスを抱えていることから、県民のこころやからだの健康状態と生活習慣などを正しく把握し、一人一人に寄り添った保健・医療・福祉に係る適切なケアを提供することを目的に開始されました。

第38回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

避難区域に指定され、長期にわたる避難生活を強いられている多くの住民の方は、生活環境が大きく変わり、生活習慣も変化せざるを得ませんでした。それに伴い、調査対象となる住民の皆さまの身体はもとより、こころの健康に関してもしっかり見守り、適切な支援やそのための体制作りに役立てることを目的に「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を実施しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# こころ・生活習慣

# こころの健康度・生活習慣に関する調査 概要(1/2)

### 【対象】

- 2011年3月11日から2012年4月1日までに対象地域に住民登録をしていた方。 (対象地域を転出後も対象としています。)
- ・実施年度の4月1日時点で避難区域等に住民登録をしていた方。

#### (対象地域)

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市、田村市、川俣町、 伊達市の一部(特定避難勧奨地点の属する区域)

#### 【方法】

調査票:本人又は保護者による回答(自記式)

#### 【主な調査項目】

- ・現在のこころとからだの健康状態について
- 生活習慣(食生活、睡眠、喫煙、運動など)について
- ・現在の生活状況について (「一般成人」)

### 【支援の取り組み】

回答内容を、福島県立医科大学の医師等が評価・分析する。こころの健康及び生活習慣上、相談・支援の必要があると判断された方には、臨床心理士や保健師・看護師等による「こころの健康支援チーム」が電話支援を行う。電話支援により医師の診察が必要と判断された場合は、県内医療機関の登録医師(※下巻P145「こころの健康度・生活習慣に関する調査 概要(2/2)」を参照)を紹介する。

また、継続的な支援が必要な場合には、避難元の市町村等と連携し、必要な支援を検討・ 提供する。

第38回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

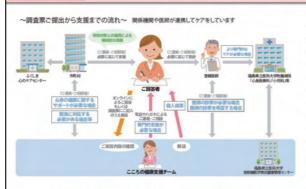
こころの健康度・生活習慣に関する調査の対象となる方は、健康診査と同じく、東京電力福島第一原子力発電所事故時に警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に指定された市町村及び特定避難勧奨地点の属する地域に2011年3月11日及び調査年度の4月1日に住民登録があった方々です。より適切な対応を行うために、調査対象者の年齢に応じた調査票を用いています。小児は「0歳~3歳」「4歳~6歳」「小学生」「中学生」の4つに区分し、それに16歳以上の「一般成人」を加えて計5つに区分しています。

質問内容は、うつ病やトラウマ反応等こころの問題のほか、食生活、睡眠、飲酒、喫煙、運動等の生活習慣の変化についてもお尋ねしています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# こころ・生活習慣

# こころの健康度・生活習慣に関する調査 概要(2/2)



*	継続した支援が必要と思われる方には、地域の登録医師や	
	市町村等と連携し、継続的なケアを行っています。	

- ※ 2014年度より個人結果通知書をお送りしています。
- ※ 登録医師:災害時におけるメンタルヘルスや放射線医療に関する 講習会を受講している、精神科・小児科等の医師。 2020年7月1日現在、81医療機関に125名の登録医師がいます。

											2010 1.22	201	7,00
第11、	15.	19.	22.	26.	27.	31,	32.	35 .	38.	39回福島県	「県民健康調査」	検討委員会資料。	より作品

-Ep	舌支援者数	
	子ども	一般成人
2011年度	1,180	6,310
2012年度	623	5,991
2013年度	473	3,913
2014年度	327	3,053
2015年度	250	2,567
2016年度	181	2,382
2017年度	210	2,410
2018年度	167	2,404

文	書支援者数	女
	子ども	一般成人
2011年度	1,066	10,898
2012年度	800	10,168
2013年度	752	7,664
2014年度	517	6,244
2015年度	435	6,075
2016年度	336	6,098
2017年度	375	5,545
2018年度	297	4,994

調査票に回答いただいた方には、解析結果とそれに基づいた助言を個別に返送しています。解析の結果、専門的な支援が必要と思われる方には、臨床心理士、保健師、看護師等から、こころの健康や生活習慣に関する問題について電話による支援を行っています。また、必要に応じて健康情報や相談先を掲載したパンフレットの送付も行っています。

電話による支援では、「家族に言えない話ができて良かった」「何か落ち込むことが あればここに電話すれば相談に乗ってもらえると分かって安心した」といった声が寄せられています。

また、継続した支援や医師の診察が必要と考えられる場合には、市町村、ふくしま心のケアセンター、専門的助言ができる登録医師と連携し、支援を行っています。

本資料への収録日:2013年3月31日

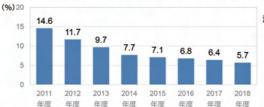
# こころ・生活習慣

### こころの健康度・生活習慣に関する調査 わかってきたこと(1/5)

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lq.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

### 【一般成人(16歳以上)のこころの健康度】

●気分の落ち込みや不安に関して支援が必要と考えられる人の割合



測定尺度:K6\*

\* 気分の落ち込みや不安に関する 6項目に0~4点で回答。 合計13点以上で、気分障害や 不安障害の可能性を疑う。

●被災で生じた「トラウマ反応」に関して支援が必要と考えられる人の割合



測定尺度: PCL\* (2011年度~2013年度) PCL-4\*\* (2016年度~2018年度)

- 被災体験に対して、時々起こる問題や訴え (トラウマ反応) に関する17項目に1~5点で回答。
   44点以上で、PTSDの可能性を疑う。
- \*\* 4項目に1~5点で回答。 12点以上で、PTSDの可能性を疑う。

※回答時の負荷を軽減するため、2014・2015年度調査では PCLに関する設問を設けていない。

第38回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

一般成人(16歳以上)のこころの健康度を評価する尺度として K6<sup>1</sup>を用いています。2011年度調査及び2012年度調査と比較して低下(改善)しているものの、日本の先行研究(川上,2007)における割合(3.0%)と比較すると、依然としてかなり高い(悪い)値を示しています。

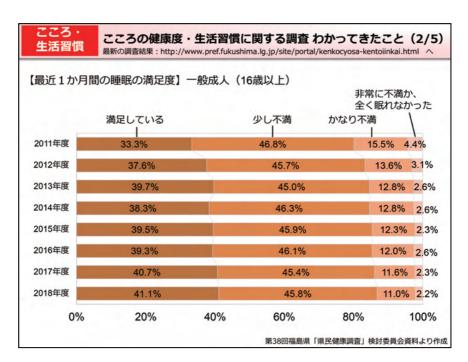
性別では、男性より女性の方が高い値を示し、年齢別では若年者のほうが高い傾向にあります。

また一般成人(16歳以上)のトラウマ反応を評価する尺度として PCL<sup>2</sup>を用いています。2011~2013年度調査と比較して、2016~2018年度調査結果は大きく低下(改善)していましたが、今なお1割近い方々が強いトラウマ反応を持っていることがわかります。

性別では、男性より女性の方が高い値を示し、年齢別では年代が上がるにつれ高くなる傾向にあります。

- 1. K6: 気分の落ち込みや不安に関する6項目(例:「神経過敏に感じましたか」「絶望的だと感じましたか」等)について、それぞれ過去30日間の頻度を尋ねた質問で、16歳以上を対象に実施しています。この尺度によって気分障害や不安障害の可能性について判定しました。
- 2. PCL (Post Traumatic Stress Disorder Checklist):被災体験に関連した過去30日間の心身の反応 (トラウマ反応)を尋ねた質問で、K6と同様に16歳以上を対象に実施しています。この尺度によって、トラウマ反応の強さについて判定しました。2011~2013年度調査後、2年間の休止を経て、大幅に項目数を減らして2016年度から再実施しています(項目数を減らしても尺度の信頼性は損なわれていないことがわかっています)。

本資料への収録日:2015年3月31日



睡眠はメンタルヘルスにはもちろん、高血圧、糖尿病等様々な慢性身体疾患に影響を与える重要な要素です。

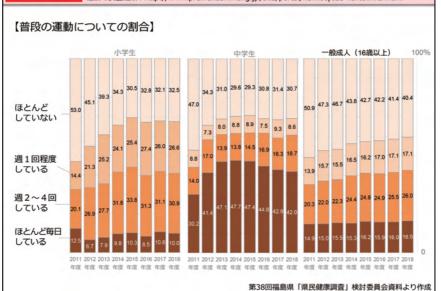
睡眠に満足を示す方の割合が少しずつ増えている一方で、不満を持っている方が今 なお6割程度いることが分かります。

本資料への収録日:2016年3月31日



### こころの健康度・生活習慣に関する調査 わかってきたこと (3/5)

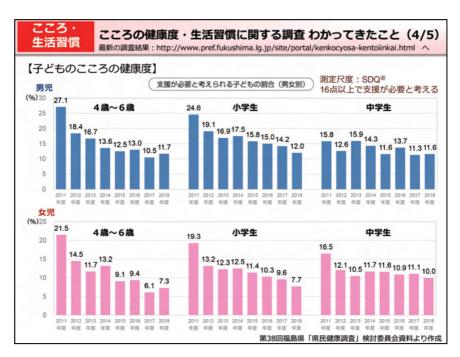
最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ



一般成人(16歳以上)をはじめ、小学生、中学生でも運動の機会が増え、改善傾向がみられてきましたが、2017年度と比較し、2018年度においてはあまり大きな変化はみられませんでした。

特に小学生、中学生にとって運動は心身の発達に重要な影響を与えると考えられており、一般成人についてもメンタルヘルスの向上や生活習慣病の予防に、運動習慣は非常に重要です。

本資料への収録日:2016年3月31日



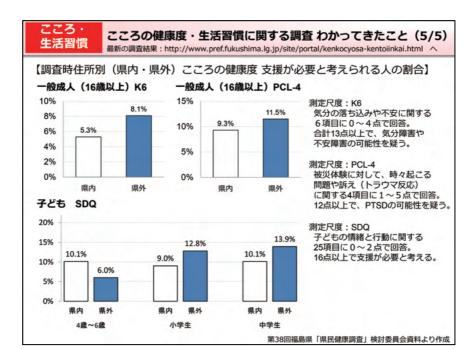
子どものこころの健康度を評価する尺度として SDQ<sup>1</sup>を用いています。

日本の先行研究(Matsuishi et al., 2008)における SDQ16点以上の割合の9.5% と比較すると、2018年度調査では $4\sim6$ 歳及び小学生の女児を除く全ての群でハイリスクの子どもの割合は、今なお高い状況です。

2018年度調査では、2011年度調査と比較して SDQ 高得点の割合は全ての区分で減少しましたが、2012年度調査と比べると改善度の幅が小さくなり、ほぼ横ばいでした。

1. SDQ (Strengths and Difficulties Questionnaire): 子どもの情緒と行動に関する25項目(例:「他人の気持ちをよく気遣う」、「落ち着きがなく、長い間じっとしていられない」等)について、それぞれ過去半年間にどれくらい当てはまるかを尋ねた質問で、4歳~15歳を対象に実施しています。この尺度によって専門的な支援が必要かどうかを判定しました。

本資料への収録日:2015年3月31日



2018年度調査の回答者において、2018年度調査時の住所を福島県内と県外に分類し、こころの健康度を K6、PCL-4及び SDQ を用いて比較しました。その結果、一般成人(16歳以上)の K6で支援が必要と考えられる人の割合は、県内よりも県外の方が高い傾向がみられます。日本の先行研究(川上,2007)における割合(3.0%)と比較すると、県内は約1.8倍の高さ、県外では約2.7倍となっていることがわかります。 同様に、一般成人(16歳以上)の PCL-4においても支援が必要と考えられる人の割合は、県内よりも県外の方が高い傾向がみられます。

また、子どもの SDQ の結果では、支援が必要と考えられる人の割合は、小学生、中学生において県内より県外の方が高い傾向がみられます。

以上のような結果は、遠隔地における避難生活によるストレスの高さを示している ものと考えられ、一層の細やかな支援が必要と思われます。

本資料への収録日:2019年3月31日

# 妊産婦に関する調査 目的

# 「福島県の妊産婦の皆様の健康を見守ります」

妊産婦に関する調査は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降の福島県の妊産婦の皆さまのこころやからだの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供することを目的に開始されました。

県民健康調査の「妊産婦に関する調査」とは?(福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターウェブサイト)より作成

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故以降の福島県の妊産婦の皆さまのこころやからだの健康状態を把握し、不安の軽減や必要なケアを提供するとともに、今後の福島県内の産婦人科医療の充実へつなげていくことを目的として「妊産婦に関する調査」を実施しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 妊産婦に関する調査 概要(1/2)

### 【対象者】

毎年度、県内で母子健康手帳を交付された方、調査期間内に県外で母子健康手帳を交付され、県内で里帰り分娩をされた方。

調査年度 対象者 ご回答数 2011年度 1万6001人 9316人 (58.2%) 出産約4年後に 2012年度 1万4516人 7181人 (49.5%) フォローアップ調査を実施 2013年度 1万5218人 7260人 (47.7%) 2014年度 1万5125人 7132人 (47.2%) 2015年度 1万4572人 7031人 (48.3%) 7252人 2554人 (35.2%) 2016年度 1万4154人 7326人 (51.8%) 5602人 2021人 (36.1%) 2017年度 1万3552人 6449人 (47.6%) 5734人 2706人 (47.2%) 2018年度 1万2838人 6649人 (51.8%) 5856人 2719人 (46.4%)

### 【調査方法】

対象となる妊産婦の方へ調査票をお送りし、回答いただきます。 (2016年度調査より、回答は郵送またはオンラインで受付)

### 主な調査項目は、次のとおりです。

- ・妊産婦のこころの健康度
- 現在の生活状況(避難生活、家族離散の状況)
- ・出産状況や妊娠経過中の妊産婦の健康状態
- 育児の自信
- 次回妊娠に対する意識

福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト、第37回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

対象となる方は、新たに母子健康手帳を福島県内で交付された方、調査期間内に福島県外で交付を受け、県内で里帰り分娩をされた方です。

前者に該当する方は、県内の市町村の情報提供に基づき、後者に該当する方については、福島県内産科医療機関に置いてある調査票をご利用いただくか、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターへご連絡いただき調査票をお送りしています。

調査は、自記式調査票に回答後、ご返送いただく形で行っています。2016年度調査より、オンラインでも回答いただけるようになりました。

福島県内で妊娠・出産される方は震災後の2012年度に減少し、2013年度は一時的に回復しました。その後は全国と同様に減少傾向を示しています。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 妊産婦に関する調査 概要(2/2)

### 【調査の流れ】



1回目(出産4年後): 平成23~26年度の調査に回答いただいた方に、平成27~30年度に実施2回目(出産8年後): 平成23・24年度の調査に回答いただいた方に、令和元年・2年度に実施

【2020年度妊産婦に関する調査】2016年度調査からオンライン回答を始めています。

◆本調査

①2019年8月1日から2020年7月31日に福島県内の市町村から母子健康手帳を交付された方

- ②上記期間に福島県外で母子健康手帳を交付された方で、福島県で里帰り出産された方
- ●フォローアップ調査 2回目

2012年度調査に回答いただいた方

福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト、妊産婦に関する調査リーフレットより作成

回答いただいた内容は、福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センターに集約され、支援が必要と考えられる方<sup>1</sup>がいないかどうかが確認されます。支援が必要と考えられる場合は、助産師、保健師、医師等専門のスタッフが電話による相談対応やメールによる支援等を行っています。

2020年1月より、2011年度調査に回答いただいた出産8年後の方を対象に、こころとからだの健康状態を伺う2回目のフォローアップ調査を行っています。

1.「気分が沈みがち」「物事に興味がわかない」という設問の両方に当てはまると回答された方、あるいは、自由記載欄の記入内容で支援が必要と判断された方(例えば、助けを必要としている人、落ち込みが激しい人、育児支援を必要としている人、放射線の数値について気にしている人、直接的要望、具体的に回答を要望している人等)

本資料への収録日:2013年3月31日

# 妊産婦に関する調査 支援実績と内容

### 【支援対象者の推移】

調査票にご回答いただいた方のうち、記載内容から支援が必要と判断された方を対象に専任の助産師等による電話やメール支援を行っています。

調査年度	電話支援 対象者数	回答者の 支援者の割合		電話支援 対象者数	回答者の 支援者の割合
2011年度	1,401人	15.0%	2011年度フォローアップ調査	375人	14.7%
2012年度	1,104人	15.4%	2012年度フォローアップ調査	256人	12.7%
2013年度	1,101人	15.2%	2013年度フォローアップ調査	393人	14.5%
2014年度	830人	11.6%	2014年度フォローアップ調査	380人	14.0%
2015年度	913人	13.0%			
2016年度	951人	13.0%			
2017年度	799人	12.4%			
2018年度	711人	10.7%			

### 【電話による相談内容】

	本調査					フォローアップ°	調査	
	2011年度	2012年度	2013年度	2014〜2017年度 (同じ順位でした)	2018年度	2015年度 2011年度 回答者	2016年度 2012年度 図書者	2017~2018年度 2013~2014年度 回答者
1位	放射線の 心配や影響	母親の こころや身体の 健康	母親の こころや身体の 健康	母親の こころや身体 の健康	母親の こころや身体の 健康	母親の こころや身体 の健康	母親の こころや身体 の健康	母親の こころや身体 の健康
2位	母親の こころや身体の 健康	子育で関連	子育で関連	子育で間連	子育で関連	放射線の心配や影響	子育で関連	子育で関連
3位	子育で関連	放射線の 心配や影響	子どもの こころや身体の 健康	家庭生活に 関すること	子どもの こころや身体の 健康	子育で関連	子どもの こころや身体 の健康	家庭生活に 関すること
[21	で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	体的拉内窥过	離別食 海河	p 便秘 予防線	細かど	第27回毎前川	I FIREM	entremate i stores e

「子育て関連」の具体的な内容は、離乳食、夜泣き、便秘、予防接種など

第37回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

震災後には放射線の心配や影響についての相談が最も多くありましたが、それらの割合は時間の経過と共に徐々に低下しています。2012年度以降、徐々に母親のこころや身体の健康に関すること、子育て関連等の割合が増え、上位を占めるようになってきました。

2012年度のフォローアップ調査の要支援率は12.7%と2011年度フォローアップ調査(14.7%)より下回りました。2013年度以降のフォローアップ調査では、自由記載の内容から支援が必要と考えられる方への支援を例年よりも広げて実施したため、2012年度より支援率が上がりました。

本資料への収録日:2013年3月31日

# 妊産婦に関する調査 わかってきたこと(1/2)

最新の調査結果: http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html へ

### 【早産率、低出生体重児率、先天奇形・先天異常発生率】

早産率、低出生体重児率、先天奇形・先天異常発生率は全国調査の値や一般的な水準と変わりませんでした。

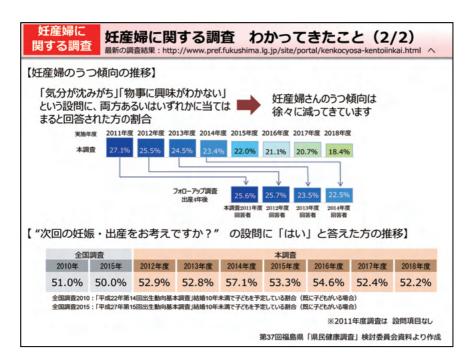
	早産率 (%)※※		低出生体重児率 (%)※※		先天奇形·先天異常発生率 (%)		
	本調査	全国調査	本調査	全国調査	本調査	一般的な水準	
2011年度	4.6	5.7	8.6	9.6	2.85		
2012年度	5.6	5.7	9.2	9.6	2.39		
2013年度	5.2	5.8	9.6	9.6	2.35	3~5 (2020産科診療 ガイドラインより)	
2014年度	5.3	5.7	9.8	9.5	2.30		
2015年度	5.6	5.6	9.4	9.5	2.24		
2016年度	5.3	5.6	9.2	9.4	2.55		
2017年度	5.3	5.7	9.2	9.4	2.38		
2018年度	5.2	5.6	9.0	9.4	2.19		

※※死産であった方を除いて再集計したため、報告書の値と異なります。 早産: 妊娠22週から37週未満で生まれた赤ちゃん、低出生体重児: 2500gよりも小さく生まれた赤ちゃん 全国調査: 人の動態形計における年単位の割合

第37回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

放射線等の新生児への影響が心配されましたが、震災後、福島県内における早産率、低出生体重児率、先天奇形・先天異常発生率等は、全国的に人口動態統計や一般的に報告されているデータとは差がないことが分かっています。

本資料への収録日:2015年3月31日

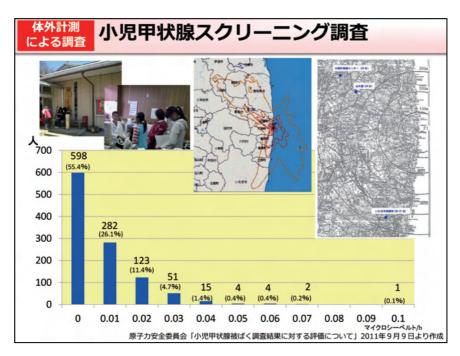


気分が沈みがち、物事に興味がわかない、といった妊産婦の方のうつ傾向に関する 設問については、その両方あるいはいずれかに当てはまると回答された方は減ってき ています。

妊産婦のうつ傾向については、「健やか親子21 (母子保健の国民運動計画)」によると、エジンバラ産後うつ指標を用いて評価した全国の「産後うつ」の割合は2013年度が8.4%、2017年度が9.8%でした。2018年度調査の結果から算出されるエジンバラ産後うつ指標による産後うつの推定割合は10.2%でした(算出に用いた資料:Mishina H. et al. Pediatr Int. 2009: 51: 48.)。

2018年度調査では、次回の妊娠・出産を希望すると回答した方の割合は52.2%でした。2012年度調査以降、回答者の半分以上の方がこれからも妊娠・出産を希望しています。参考として、結婚10年未満の夫婦で子どもを予定している割合は、第14回(2010年)出生動向基本調査では、60%(既に子どもがいる場合に限ると51%)、第15回(2015年)出生動向基本調査では、57%(既に子どもがいる場合に限ると50%)でした。

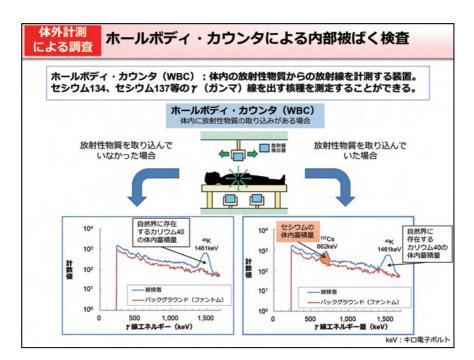
本資料への収録日:2015年3月31日



2011年3月23日の SPEEDI の試算を踏まえ、小児への健康影響を把握するため、原子力安全委員会緊急助言組織からの依頼(3月23,25日付)に基づき、現地原子力 災害対策本部では小児甲状腺スクリーニング調査を実施しました。調査した1,149人 のうち、適切に測定された1,080人の結果が示されています。測定場所の環境放射線量が簡易測定を行うには適当でなかった(測定場所の空間線量率が高く、簡易測定による適切な評価が困難であった)ため、適切に測定結果が出せなかった66人と年齢 不詳の3人の結果は除かれていますが、調査を受けた全員が、原子力安全委員会がスクリーニングレベルとしている「毎時0,2マイクロシーベルト」を下回っていました。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2017年3月31日



ホールボディ・カウンタは、体の中から出てくる $\gamma$ (ガンマ)線を計測する装置です。放射性核種によって、 $\gamma$ (ガンマ)線のエネルギーが異なるため、特定のエネルギー、例えば、放射性カリウム(カリウム40)の $\gamma$ (ガンマ)線エネルギーである1,461キロ電子ボルト(keV)に着目すると、体内の放射性カリウムからの $\gamma$ (ガンマ)線であることが分かります。なお、セシウム137の $\gamma$ (ガンマ)線エネルギーは662キロ電子ボルト(keV)です。

カリウムは生物に必須な元素ですが、全体のカリウムのうちの約0.01%が放射性のカリウムです。放射性カリウムは主に細胞の水分の中に含まれていて、筋肉中には存在しますが、水分をほとんど持たない脂肪細胞には含まれていません。

放射性セシウムは、体の至る所に分布しますので、体内量の計測にはホールボディ・カウンタが使われます。

(関連ページ:上巻 P60 「内部被ばく測定用の機器 I)

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2016年3月31日

#### 体外計測 による調査

### ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査の実施結果

環境モニタリングの結果等から、他の地域に比べ外部及び内部被ばく量が高い可能性がある地域 (川俣町山木屋地区、飯館村、 浪江町) や避難区城等の住民に対して、2011年6月27日からホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査を開始。順次対象地 区を県内全域に拡大し、2019年11月30日までに34万3,830名を実施、セシウム134及び137による預託実効線量で99.9%以上が 1ミリシーベルト未満、最大でも3ミリシーベルト未満であり、全員が健康に影響が及ぶ数値ではなかったとされている。

①対象自治体:福島県内全59市町村

#### ②測定実施機関 (実績)

福島県、弘前大学医学部附属病院、南相馬市立総合病院、日本原子力研究開発機構、新潟県放射線検査室、広島大学病院、長崎大学病院、大津赤十字病院、杜の都産業保健会、金沢医療センター、愛媛大学医学部付属病院、放射線医学総合研究所

③ホールボディ・カウンタ車の巡回による県外での検査について

福島県では県外に遊難された方が受検できるようホールボディ・カウンタ車を巡回して検査を行っており、2016年3月までに 、福島県が検査を委託している常設の機関がない38都道府県(青森県、茨城県、新潟県、石川県、滋賀県、広島県、愛知県、 長崎県以外) で検査が実施された。

④測定結果 (預託実効線量) (2020年11月実施分まで:2020年12月24日発表)

	2011年6月27日~ 2012年1月31日	2012年2月1日~ 2020年11月30日	숨 밝
1ミリシーベルト未満	15,384名	330,015名	345,399名
1ミリシーベルト	13名	1名	14名
2ミリシーベルト	10名	0名	10名
3ミリシーベルト	2名	0名	2名
合 計	15,409名	330,016名	345,425名

※預託実効線量:2012年1月までは3月12日の1回摂取と仮定、2月以降は2011年3月12日から検査日前日まで毎日均等な量を継続して日常的に経口摂取したと仮定して、体内から受けると思われる内部被はく線量について、成人で50年間、子供で70歳までの線量を合計したもの。

福島県ホームページ「ホールボディ・カウンタによる内部被ばく検査 検査の結果について」より作成

環境モニタリングの結果等から、他の地域に比べ外部及び内部被ばく量が高い可能性がある地域(川俣町山木屋地区、飯舘村、浪江町)や避難区域等の住民を対象として、2011年6月27日からホールボディ・カウンタ(WBC)による内部被ばく検査が開始し、対象地区は順次、県内全域に拡大しています。2020年11月30日までに34万5,399名に検査が実施されています。セシウム134及び137による預託実効線量で99.9%以上が1ミリシーベルト未満、最大でも3ミリシーベルト未満であり、全員が健康に影響の及ぶ数値ではなかったとされています。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2021年3月31日

# 体外計測による調査

# 食品による内部被ばくについて

- 放射性セシウムは時間と共に体外に排出される。
- 現在、実施しているホールボディ・カウンタ検査については、日常的な 経口摂取の影響について調べている。
- 1ミリシーベルト以上の数値が測定される原因は、ほぼ野生食品由来と 考えられる。2012年3月以降、1ミリシーベルト以上の数値は計測され ていません。

※参考:下巻P78「きのこ類、山菜、野生鳥獣肉」

- Q. もし検出限界以上の数値がホールボディ・カウンタ検査で検出されたら?
- A. 市場には流通していない放射性セシウム濃度の非常に高い食品類を多く 摂取した可能性がある。

(例)野生のキノコ、山菜類、野生鳥獣(イノシシ、クマ等)の肉等

#### 次の論文を参考に作成:

Masaharu Tsubokura, et.al. "Reduction of High Levels of Internal Radio-Contamination by Dietary Intervention in Residents of Areas Affected by the Fukushima Dalichi Nuclear Plant Disaster: A Case Series", PLoS One. 2014; 9(6): e100302., US National Library of Medicine, National Institutes of Health, Published online 2014 Jun 16

放射性セシウムは時間と共に体外に排出されるため、震災直後に摂取した放射性セシウムは、大方体外に排出されています。

現在、実施しているホールボディ・カウンタ検査では、日常的な経口摂取の影響について調べられています。内部被ばく線量として、年間1ミリシーベルト以上の数値が測定される原因は、ほぼ野生の食品由来と考えられます。現在、市場に流通している食品を食べている限り、内部被ばく線量は、年間1ミリシーベルトを超えることはありませんので、もし年間1ミリシーベルトを超えた場合は、市場には流通していない放射性セシウム濃度の高い食品類を多く摂取した可能性があります。中でも野生のキノコが要因と考えられるケースが報告されています。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2017年12月31日

# 体外計測による調査

## 自分で行う内部被ばく防護について

- 一般的な放射性セシウムに対する防護
  - → 含有量の大きい食品を知ること
  - → 同一の食品ばかりを継続して食べないこと
  - → 多産地・多品目摂取は大変有効
- 事故後の福島の状況
  - →地元産食材、水の選択の違いによる差は大きくない
- 正しい情報の収集は極めて重要

第9回食の安全・安心財団意見交換会 (2012年9月3日) 発表資料より作成

内部被ばくを増加させないためには、放射性セシウム含有量の大きい食品を知ること、同一の食品ばかりを継続して食べないこと、多産地・多品目摂取をすることが有効です。正しい情報の収集は極めて重要です。

本資料への収録日:2013年3月31日

改訂日:2020年3月31日

## 略語

原災法 原子力災害対策特別措置法

放射性物質汚染
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の

対処特措法 事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法

ALARA As Low As Reasonably Achievable 合理的に達成可能な限り低く

BMI Body Mass Index ボディ・マス指数

BSS Basic Safety Standards 国際基本安全基準

CT Computed Tomography コンピュータ断層撮影

DDREF Dose and Dose Rate Effectiveness 線量·線量率効果係数

Factor

DNA Deoxyribonucleic Acid デオキシリボ核酸

EUROCAT European Network of Population-based 欧州先天異常監視機構

Registries for the Epidemiological European Surveillance of Congenital

Anomalies

GM 計数管 Geiger-Müller counter ガイガー=ミュラー計数管

HPCI High Pressure Coolant Injection 高圧注水系

System

IAEA International Atomic Energy Agency 国際原子力機関

ICRP International Commission on Radio- 国際放射線防護委員会

logical Protection

ILO International Labour Organization 国際労働機関

INES International Nuclear Event Scale 国際原子力事象評価尺度

IO Intelligence Ouotient 知能指数

| IXRPC | International X-ray and Radium | 国際 X線・ラジウム防護委員会

Protection Committee

JAEA Japan Atomic Energy Agency 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

JESCO Japan Environmental Storage & Safety 中間貯蔵、環境安全事業株式会社

Corporation

J-RIME Japan Network for Research and 医療被ばく研究情報ネットワーク

Information on Medical Exposure

LNT モデル Linear Non-Threshold model 直線しきい値なしモデル

NAS National Academy of Sciences 全米科学アカデミー

ND Not Detected 不検出

OECD/NEA Organisation for Economic 経済協力開発機構 / 原子力機関

Co-operation and Development

/Nuclear Energy Agency

PET Positron Emission Tomography 陽電子放射断層撮影

PFA Psychological First Aid 心理的応急措置

PTSD Post Traumatic Stress Disorder 心的外傷後ストレス障害

RCIC Reactor Core Isolation Cooling System 原子炉隔離時冷却系

SDQ Strengths and Difficulties 子どもの強さと困難さアンケート

Questionnaire

SPEEDI System for Prediction of 緊急時迅速放射能影響予測

Environmental Emergency Dose ネットワークシステム

Information

UNSCEAR United Nations Scientific Committee 原子放射線の影響に関する

on the Effects of Atomic Radiation 国連科学委員会

WBC Whole Body Counter ホールボディ・カウンタ

WHO World Health Organization 世界保健機関

■ 単位

Sv Sievert シーベルト

Bq Becquerel ベクレル

Gy Gray グレイ

eV electron volt 電子ボルト

J Joule ジュール

#### SI接頭辞

記号	読み	べき数表記(十進数表記)	漢数字表記
Т	テラ (tera)	10 <sup>12</sup> (1 000 000 000 000)	一兆
G	ギガ (giga)	10 <sup>9</sup> (1 000 000 000)	十億
М	メガ (mega)	10 <sup>6</sup> (1000 000)	百万
k	キロ (kilo)	10 <sup>3</sup> (1 000)	千
d	デシ (deci)	10 <sup>-1</sup> (0.1)	一分
С	センチ (centi)	10 <sup>-2</sup> (0.01)	一厘
m	ミリ (milli)	10 <sup>-3</sup> (0.001)	一毛
μ	マイクロ (micro)	10 <sup>-6</sup> (0.000 001)	一微
n	ナノ (nano)	10 <sup>-9</sup> (0.000 000 001)	一塵

## 日本語索引

#### ■あ行

アポトーシス上 113
アララ (ALARA) の原則上 169, 下 49
アルファ( $\alpha$ )線上 13 $\sim$ 15
人体への影響上 19, 上 21 ~ 22, 上 25
性質
安全確保対策
₩
畜産物
特用林産物 (きのこ等)下 74
農作物下 60 ~ 64
遺伝性影響上 38, 上 85, 上 108, 上 112
遺伝病上 110
イメージングプレート上 74
医療被ばく
医療被ばく研究情報ネットワーク (J-RIME) ····································
上76
宇宙線
うつ病上 156
埋立処分下88, 下96, 下99
ウラン上 12, 上 30
エアロゾル
エジンバラ産後うつ指標下 155
エックス (X) 線上 13 ~ 17
人体への影響上 19, 上 21
性質上 18, 上 20
制動 X 線上 16
特性 X 線上 16
汚染状況重点調査地域上 54, 下 86
汚染水下 4, 下 13
オッズ比上 123
親核種上 10
親の不安と子供の心身への影響上 144

## ■か行

外部被ばく
測定方法
外部被ばく線量評価システム下 112
壊変
海洋モニタリング下 10, 下 15
核種上 10
確定的影響 (組織反応) 上 84 ~ 86, 上 165
格納容器下4
核分裂
核分裂生成物
確率的影響
過剰診断上 131
過剰相対リスク
仮設焼却施設
荷電粒子線上 14
カリウム
食品中の放射性カリウム
体内の放射性カリウム
仮置場 (除去土壌等)下 87, 下 93
カリ施肥下61
がん
潜在がん
発がんの仕組み上 113
被ばく時年齢とリスク上 120 ~ 122
放射線の影響
上 85, 上 100, 上 102, 上 117, 下 48
ガンマ (γ) 線上 13 ~ 15, 上 17
人体への影響上 19, 上 21 ~ 22, 上 25
性質上 18, 上 20
管理型処分場下99
器官形成異常 (奇形)上 104, 上 107, 上 110
器官形成期上 104

帰還困難区域下 102 ~ 103	グレイ (Gy)上36
主要幹線の交通下 107	警戒区域下 101 ~ 102
基準値(食品中の放射性物質)	計画的避難区域下 101
上 174, 下 43, 下 45	計画被ばく状況上 164
一般食品······下 45 ~ 46	経口摂取上 23, 上 26, 上 177, 下 159
飲料·乾燥食品下 53	経皮吸収
飲料水	系列(放射性物質)
影響を考慮する放射性核種下 50	結節下 123
考え方下 47 ~ 52	県外最終処分下 94
牛乳	健康診査下 111, 下 138 ~ 140
暫定規制值下 43 ~ 45	結果下 141
暫定許容値下 64, 下 70, 下 73	特定健康診査下 139
指標值下 75	検査済ラベル (米)下 67
食品区分下 46	原産地表示下 81
乳児用食品下 45 ~ 46, 下 52	原子上5
基底状態	原子核
基本調査	検出限界値(検出下限値)上 46 ~ 47
解析方法	原子力安全委員会下 43, 下 156
結果	原子力災害対策特別措置法下 101
線量率マップ下 116	原子力災害対策本部下 43
吸収線量	原子炉下4
吸収抑制対策下 60 ~ 61	現存被ばく状況上 164
急性影響	懸濁態上 182
急性障害	懸濁物質上 182, 下 24
急性被ばく	原爆被爆
急性放射線症候群	がん・白血病への影響上 117 ~ 123
急速ろ過法下 32	その他への影響
吸入摂取	$\pm$ 105, $\pm$ 109, $\pm$ 111 $\sim$ 112
局所被ばく上 24, 上 94	現場保管(除去土壌等)下 87
居住制限区域下 102	県民健康管理ファイル下 111
寄与リスク	県民健康調査下 109 ~ 111
緊急時避難準備区域下 101	基本調査下 111 ~ 113
緊急時被ばく状況	健康診査下 111, 下 138 ~ 140
空間線量率	県内外の違い下 130, 下 149, 下 154
事故直後	甲状腺検査下 111, 下 119 ~ 122
主要都市	こころの健康度・生活習慣
測定方法	下 111, 下 142~ 144
クーラーステーション······下 57	妊産婦に関する調査下 111, 下 150 ~ 152

減容	国連科学委員会 (UNSCEAR)上 161
降下量(放射性物質)	2013 年報告書…上 189~ 191, 上 196~204
航空機モニタリング下 15 ~ 18	白書
公衆被ばく上 172 ~ 173	こころの健康支援チーム下 143
東京電力福島第一原子力発電所事故	こころの健康度・生活習慣に関する調査
上 197 ~ 204	下 111, 下 142 ~ 144
甲状腺	調査結果下 145 ~ 149
被ばく線量上 137, 上 139, 下 156	個人線量計上 48
甲状腺がん上 129 ~ 130, 上 133	個人線量当量
事故当時年齡別頻度上 140	骨髄
事故による影響	子どものこころの健康度下 148
上 141, 上 202, 下 136 ~ 137	
チェルノブイリと福島の比較上 139 ~ 140	■さ行
放射線による影響	サーベイメータ
上 123, 上 134 ~ 135, 上 138	リーハイメータ
ヨウ素摂取量との関係·······上 136	
罹患率上 129, 上 131 ~ 132, 上 138	
甲状腺検査	再生利用
下 111, 下 119 ~ 120, 下 136 ~ 137	細胞死
一次検査下 121 ~ 122	再臨界
検査結果下 128 ~ 135	三県調査
検査体制·······下 126	参考レベル
検査の流れ下 121 ~ 122	三重水素 (トリチウム)
先行検査	上7,上57,上66,上79~81
下 120, 下 128 下 130, 下 134~135	暫定規制值
二次検査	暫定許容値
判定基準下 121	飼料
本格検査	肥料等下 64
下120, 下127, 下129, 下131~135, 下137	シーベルト (Sv)…上1, 上3, 上34~35, 上43
甲状腺ホルモン	支援者のケア上 154 ~ 155
甲状腺モニタ	しきい値 (しきい線量)上 86, 上 91, 上 97
高線量被ばく	時期特異性上 104
コーデックス委員会上 174, 下 46, 下 49	しこり (甲状腺)下 123
国際原子力事象評価尺度 (INES)	次世代影響
国際放射線防護委員会 (ICRP)	自然放射性物質上73
2007 年勧告	自然放射線
住民との対話からの結論	高自然放射線地域上 64, 上 67, 上 124
国道6号線	大地からの放射線

子孫核種上 10	人工放射性物質	
実効線量	人工放射線	
計算例上 39	人口流産の増加	
預託実効線量係数·	身体的影響	
実用量	診断参考レベル	
指定廃棄物下 97 ~ 100	水素	
一時保管	水素爆発	
指標値 (きのこ原木等)下 75	スクリーニング検査(食品)…	下 58
遮へい上 20, 上 53, 上 176	スクリーニング調査(甲状腺絲	泉量)
周辺線量当量		上 139, 下 156
住民との対話上 145 ~ 146	スティグマ	
出荷管理 (米)下 65 ~ 66, 下 76	ステレオタイプ	
出荷制限	ストレス	
出生時異常	ストロンチウム	上 8, 上 26, 上 31
飼養管理下 70 ~ 71	沈着量	下 40
使用済燃料の取り出し下 9, 下 14	生活習慣病への影響	
小児がん上 110 ~ 112	生殖腺への影響	
常磐自動車道下 107	精神発達への影響	
除去土壌	精米ラベル	
処分方法下 88	積算型個人線量計	
輸送下 92 ~ 93	セシウム	····上 8, 上 29 ~ 32
職業被ばく上 164, 上 171, 上 173	事故前の量	
食品安全委員会下 43	深度分布	
食品衛生法	摂取制限	
食品健康影響評価	前駆症状	
食品検査(放射性物質)…下 43 ~ 44, 下 55 ~ 58	穿刺吸引細胞診…下 122, 下	129, 下 131~135
水産物下 77 ~ 80	染色体	
畜産物下 72 ~ 73	安定型染色体異常	
農作物下 65, 下 68, 下 76	全身被ばく	
食品中の放射性物質	先天異常発生率	
調理・加工による除去上 178	先天奇形	
食品等の輸入規制下 82	潜伏期間 (放射線影響)	
除染	全袋検査	下 65 ~ 67
除染手法下 85	線量・線量率効果係数	
除染の効果	線量係数	
森林の除染	線量限度上 164, 上	· / — · ·
フォローアップ除染下 86	線量限度の適用	
除染特別地域	線量当量	<u>+</u> 41

線量評価	低線量被ばく
東京電力福島第一原子力発電所事故	リスク・影響上 100, 上 116, 上 124,
$\pm$ 191 $\sim$ 192, $\pm$ 197 $\sim$ 201, $\pm$ 203 $\sim$ 204	上 134, 上 165, 下 48
線量率	電源喪失下3
総合モニタリング計画下 15	電子上5
早産率	電子式個人線量計上 44
創傷侵入	電磁波
相対リスク上 99	電離作用
組織加重係数上 37 ~ 39, 上 108, 上 114	電離箱
	電離放射線上 14 ~ 15
■た行	電離密度上 19
体外計測法	転流上 179, 下 59
大気圏核実験	同位体上6~7
対策地域内廃棄物	安定同位体上6
胎児影響 (放射線)	放射性同位体
体内放射能	等価線量
体表面污染	計算例上39
地域再生	透過力 (放射線)
産業・雇用の回復・・・・・・・・・・・ 106	東京電力福島第一原子力発電所下 10 ~ 12
森林・林業の再生	東京電力福島第一原子力発電所事故下2~5
チェルノブイリ	公衆の被ばく上 197 ~ 204
健康影響	事故の評価
甲状腺がん上 135 ~ 140	線量評価
こころへの影響	上 191 ~ 192, 上 197 ~ 201, 上 203 ~ 204
被ばく線量	チェルノブイリとの比較上 32 ~ 33
地下水 (東京電力福島第一原子力発電所)下 13	放射線による健康リスクの評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
中間貯蔵施設	上 194, 上 202
受入・分別施設下 91	特定廃棄物
当面 5 年間の見通し下 93	特定避難勧奨地点
注水 (東京電力福島第一原子力発電所)	特定復興再生拠点区域
中性子	特別通過交通制度
中性子線	土壌貯蔵施設
中長期ロードマップ	突然変異 (細胞)
超音波検査 (甲状腺検査)下 122	トラウマ反応下 145
追加被ばく線量上 54	トリチウム (三重水素)
低減係数	上7,上57,上66,上79~81
低出生体重児率	トロン

#### ■な行

<b>■</b> な行	被災者のストレス要因上 142
中が5世ピ	非電離放射線
内部被ばく	避難指示
事 以 時 ・ 事 以 長 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	避難指示解除準備区域下 102
	避難指示区域下 101 ~ 103
線里の昇山万法	被ばく経路上 177, 上 193, 上 200
別と(協备・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	被ばく線量上34
近産婦に関する調査	日常生活上 65
相談内容	皮膚紅斑
調査結果	皮膚障害
妊産婦への支援	フォールアウト上 29, 上 78, 上 184
フォローアップ調査下 151 ~ 152	福島イノベーション・コースト構想下 106
妊産婦のうつ傾向	フクシマエコティッククリーンセンター下 99
粘土鉱物	福島県心のケアマニュアル上 155
M	福島県立医大放射線医学県民健康管理センター
農産物の汚染経路	下 110, 下 152
濃縮係数	ふくしま心のケアセンター下 144
のう胞	覆土厚
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	不検出 (ND)上 46
<b>■</b> は行	物理量
	プルトニウム
バイオアツセイ	沈着量下 40 ~ 41
廃棄物処理下 96	フレキシブルコンテナ (フレコン)下 87
廃棄物貯蔵施設下91	フロック
廃炉	ベータ(β)線······上 13 ~ 15, 上 79
白内障	人体への影響上 19, 上 21 ~ 22, 上 25
ハザード	性質
バックグラウンド	ベクレル (Bq)上 1, 上 3, 上 9, 上 34, 上 36
白血病	変異細胞上 113
母親のストレス上 149	ベント
半減期上 11	方向性線量当量上41
実効半減期	防護の最適化上 169 ~ 170
生物学的半減期	防護の三原則上 167 ~ 169, 上 171
物理学的半減期上 11, 上 27, 上 31	防護の正当化上 168
反転耕	防護量
晚発影響	放射性希ガス上 29
東日本大震災	放射性雲上 29, 下 19
	放射性隆下物

放射性セシウムの挙動上 186	孫核種
環境中での移行	慢性被ばく上 83, 上 124
上 182 ~ 183, 上 185 ~ 187	マンモグラフィ <u>上</u> 76
吸着·固着上 180 ~ 181	娘核種上 10
浄水場──下 30 ~ 32	モニタリング結果
植物への移行上 179	海洋下 37 ~ 39
土壌	空間線量率下 16~17, 下 22
放射性物質	森林下 22 ~ 23
放射性物質汚染対策特措法下 86	水道水下 26 ~ 29
放射性物質の移行低減対策	土壌
農作物下 61 ~ 63	陸水下 20, 下 24 ~ 25, 下 33 ~ 36
農地下 60	盛士下 95
肥料等下 64	
放射性プルーム	■や・ら・わ行
放射線上 1 $\sim$ 2, 上 9, 上 13 $\sim$ 14	<b>■</b> (3 · 6) · 101]
単位の関係性	陽子上5
放射線加重係数上 $37\sim39$	ヨウ素上 128
放射線感受性上 92, 上 114 $\sim$ 115	ヨウ素 131 (放射性ヨウ素)…上 8, 上 29 ~ 32
放射線検査 (医療)上 $76\sim77$	溶存態上 182
放射線事故による不安	溶融燃料 (燃料デブリ)下 9, 下 14
放射線の健康影響	預託実効線量・上 43, 上 55 ~ 56, 上 62, 下 158
福島県におけるリスク認知上 151 ~ 152	計算例上 58
放射線被ばく	預託実効線量係数·············上 55, 上 57 ~ 58
放射線防護	預託線量上 56
放射線量	ラジウム上 71 ~ 72
低減方法下 83	ラドン
放射線量測定マップ下 15	リスク
放射能	リスク認知と精神健康上 151
放射能汚染	粒子線
放射能測定法	励起上 45
ホールボディ・カウンタ (WBC)	冷却機能喪失下3
上 44, 上 60 ~ 62, 下 157	
事故後の実施下 158 ~ 159	
ポロニウム <u>上 66</u>	

■ま行

マーケットバスケット調査………下 54

# 外国語索引

#### ■A ~ N

A (A1、A2) 判定 (甲状腺検査)
下 121, 下 123 ~ 124
ALARA の原則上 169, 下 49
Bq
B 判定 (甲状腺検査)下 121, 下 123 ~ 125
Codex
CT
Currie 法
C 判定 (甲状腺検査)下 121
DNA <u>+</u> 88 ~ 89
Ge 検出器上 44
GM 計数管式サーベイメータ上 45, 上 48
Gy <u></u> 36
IAEA
ICRP
2007年勧告上 163, 上 172~173
住民との対話からの結論上 145 ~ 146
INES
J-RIME上 76
JR 常磐線下 107
K6
LNT モデル上 165 ~ 166
Nal (TI) 検出器上 44
Nal (TI) シンチレーション式サーベイメータ·········
1101 (11) 22 7 2 2 3 2 2 7 1 7 2
上 45, 上 48 ~ 49

## **■**0 ~ Z

PCL下 145, 下 149
PET 検査上 76 ~ 77
PTSD上 147, 上 149, 下 145
SDQ
SPEEDI下 116, 下 156
Sv $\pm$ 1, $\pm$ 3, $\pm$ 34 $\sim$ 35, $\pm$ 43
UNSCEAR上 161
2013 年報告書上 189 ~ 191, 上 196 ~ 204
白書
WBC
事故後の実施下 158 ~ 159
WHO上 192
2006 年報告書上 147 ~ 148
健康リスク評価報告書…上 191, 上 193 ~ 194
線量推計及び健康リスク評価の報告書上 189
線量評価報告書上 190, 上 192 ~ 195
X 線上 13 ~ 17
人体への影響上 19, 上 21
性質上 18, 上 20
制動X線上 16
特性X線上 16
X 線管上 16

# 記号・数字

1cm 線量当量上 41 ~ /	42
3σ法	47
α線上 13 ~	15
人体への影響······上 19, 上 21 ~ 22, 上	25
性哲 F 18 F	20

β	線上 13 ~ 1!	5, 🛭	E 79
	人体への影響······上 19, 上 21 ~ 2	2, 🛚	L 25
	性質	8, 🛚	L 20
γ	線上 13 ~ 1	5, _	L 17
	人体への影響上 19, 上 21 ~ 22	2, 🛚	L 25
	性質	8.	F 20

# 放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料 下巻東京電力福島第一原発事故とその後の推移(省庁等の取組)

平成 26 年 2 月 13 日 初版 発行 平成 27 年 7 月 1 日 第 2 版 発行 平成 28 年 6 月 1 日 第 3 版 発行 平成 29 年 3 月 31 日 第 4 版 発行 平成 30 年 2 月 28 日 第 5 版 発行 中成 31 年 3 月 31 日 第 6 版 発行 令和 2 年 3 月 31 日 第 7 版 発行 令和 3 年 3 月 31 日 第 8 版 発行

発行 環境省 大臣官房環境保健部 放射線健康管理担当参事官室 東京都千代田区霞が関 1-2-2

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 千葉県千葉市稲毛区穴川 4-9-1





#### 図説ハンドブック

放射線による健康影響等に関する 統一的な基礎資料



東京電力福島第一原発事故と その後の推移(省庁等の取組)